

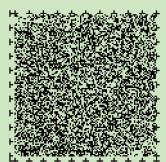
上尾市障害者支援計画

第2期上尾市障害者計画
第5期上尾市障害福祉計画
第1期上尾市障害児福祉計画



平成 30 年 3 月

上尾市



はじめに



上尾市では、平成21年3月に前回の上尾市障害者支援計画を策定し、障害者・障害児の自立と社会参加に対する支援の充実に向け取り組んでまいりました。

これまで、上尾市障害者就労支援センターでの就労支援の強化、就労継続支援B型など福祉的就労のための通所事業所の定員確保や、障害者就労施設製品の品質向上及び販売機会の確保による工賃の向上、放課後等デイサービス事業や共同生活援助（グループホーム）事業の事業所数の増加、また、駅などの公共空間を中心としたバリアフリー化等により、一定の成果を得ているところでございます。

現在、上尾市の人口は約228,000人、そのうち障害者手帳所持者及び障害福祉サービス利用者はのべ10,000人を超えており、これからも増え続けることが見込まれることから、障害福祉サービスの重要性・必要性についても高まっていくものと認識しております。

また、国では、平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、障害者の不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供が求められるなど、障害者に対する取組が進められています。

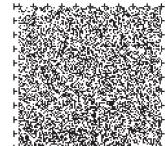
このような状況を踏まえ、この度、上尾市障害者支援計画として第2期上尾市障害者計画、第5期上尾市障害福祉計画及び第1期上尾市障害児福祉計画を策定し、「障害のある人もない人も、誰もが相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現」のため、課題の解決に向け積極的に邁進してまいりたいと考えております。

この計画が、障害のある人が他の人と平等に、また、効果的に参加できる社会をつくる上で力となり、「みんなが輝く街、上尾」の実現に寄与することと信じております。

最後に、この計画の策定にあたり、上尾市障害者支援計画策定委員会の委員の皆さん、障害者・障害児関係団体、また、広く市民の皆さんから、貴重な御意見をいただきましたことに、改めて、厚くお礼申し上げるとともに、今後とも計画の実施についてご協力を賜りますようお願いいたします。

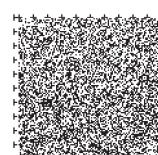
平成30年3月

上尾市長　畠山　稔

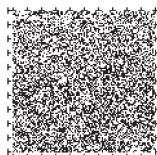


目 次

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の目的・趣旨	3
2 法令等の根拠	3
3 計画の位置付け	4
4 計画の策定手順	5
(1) 上尾市障害者支援計画策定委員会	5
(2) アンケート調査の実施	5
(3) ヒアリングの実施	5
(4) 市民コメント制度に基づく意見募集	5
5 計画期間	6
第2章 障害者・障害児を取り巻く状況	7
1 人口構造	9
2 障害者・障害児の現状	10
(1) 身体障害者手帳所持者	10
(2) 療育手帳所持者	12
(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者	14
(4) 自立支援医療（精神通院医療）受給者	15
(5) 障害者手帳所持者数等の見込数の推移	16
3 アンケート調査結果から見える現状	17
(1) 人権の尊重	18
(2) 安心・安全の確保	20
(3) 日常生活・生活支援	22
(4) 社会参加・教育	25
(5) 施策全般	31
4 まとめ	35
第3章 計画の基本的方向	37
1 基本理念	39
2 基本目標	40
(1) 人権の尊重（基本目標1）	40
(2) 安心・安全の確保（基本目標2）	40
(3) 生活支援施策の充実（基本目標3）	41
(4) 療育・教育体制の充実（基本目標4）	41
(5) 地域社会への参加促進（基本目標5）	41
(6) 障害者支援事業の円滑な実施（基本目標6）	41
3 重点課題	42
(1) 地域共生社会の実現	42
(2) 子どもの健やかな発達の支援	42
(3) 相談支援体制の充実	42
(4) 障害者・障害児に対する権利の擁護	43
4 施策の展開（体系図）	44
5 実施事業	45



第4章 障害者・障害児施策の推進 一第2期上尾市障害者計画一	55
1 基本姿勢.....	57
2 人権の尊重（基本目標1）.....	57
(1) 差別の解消.....	57
(2) 成年後見制度の利用促進.....	62
(3) 虐待の防止.....	63
3 安心・安全の確保（基本目標2）.....	64
(1) 保健・医療の充実.....	64
(2) 危機管理体制の整備.....	66
4 生活支援施策の充実（基本目標3）.....	70
(1) 障害福祉サービス等の給付.....	70
(2) 日常生活の支援.....	73
(3) 家族支援.....	79
(4) 相談支援体制の充実.....	81
(5) 市からの情報提供の充実.....	87
(6) 人材育成の推進.....	88
5 療育・教育体制の充実（基本目標4）.....	91
(1) 療育の充実.....	91
(2) 教育体制の充実.....	96
6 地域社会への参加促進（基本目標5）.....	106
(1) 外出手段の確保.....	106
(2) ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進.....	108
(3) 社会参加の促進.....	112
(4) 就労機会の確保.....	116
第5章 障害者支援事業の円滑な実施（基本目標6）	119
一第5期上尾市障害福祉計画・第1期上尾市障害児福祉計画一	
1 概要.....	121
(1) 趣旨.....	121
(2) 基本的考え方.....	121
2 障害福祉サービス等の事業体系.....	122
(1) 障害者総合支援法によるサービスの事業体系.....	122
(2) 児童福祉法によるサービスの事業体系.....	123
3 第5期上尾市障害福祉計画.....	124
(1) 平成32（2020）年度の数値目標の設定.....	124
(2) 障害福祉サービス等の必要量の見込み.....	128
(3) 地域生活支援事業の必要量の見込み.....	139
(4) 見込み量確保のための方策.....	146



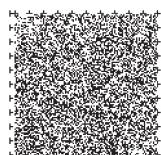
4 第1期上尾市障害児福祉計画	148
(1) 平成32(2020)年度の数値目標の設定	148
(2) 障害児通所支援等の必要量の見込み	149
(3) 見込み量確保の方策	153

第6章 計画の推進 155

1 計画の進行管理	157
2 計画の推進体制	157
3 情報提供の充実	158

資料編 159

1 上尾市障害者支援計画策定委員会設置要綱	161
2 上尾市障害者支援計画策定委員会委員名簿	163
3 上尾市障害者支援計画策定経過の概要	164



第1章

計画策定の概要

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の目的・趣旨

平成18年12月、国連において採択された、「障害者の権利に関する条約」に対し、平成19年9月に高村外務大臣（当時）が署名、同条約は平成20年5月に発効されました。条約の批准に向け、国は障害福祉関係法の整備を進め、平成26年に条約を批准するに至りました。

このことにより、わが国においても、障害のあり方は「医学的モデル^{*1}」から「社会的モデル^{*2}」へ、「障害を持つ」から「障害がある」に大きく変化し、障害の原因を本人が持っているのではなく、それは社会の側にあるという基本的な考え方に基づいた政策が実施されていくこととなります。

これからは障害者の自立した生活、障害に対する社会の肯定的認識の醸成、地域に「そのままの状態」で包容される権利に対する理解・尊重が求められ、差別・虐待を無くし、社会の様々な場面において合理的配慮の提供が行われることが求められます。

このような目的・趣旨にのっとり、新たな『上尾市障害者支援計画（第2期上尾市障害者計画、第5期上尾市障害福祉計画、第1期上尾市障害児^{*3}福祉計画）』を策定することとしました。

2 法令等の根拠

『上尾市障害者計画』は、障害者基本法第11条第3項に基づき、『上尾市障害福祉計画』は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に基づき、『上尾市障害児福祉計画』は、児童福祉法第33条の20第1項に基づき、それぞれ策定するものです。

^{*1} 医学的モデル

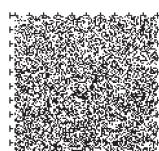
「障害」は病気や傷害、その他の健康状態から直接引き起こされた人の特性である、という考え方。

^{*2} 社会的モデル

「障害」は社会によって作られ、個人の属性では全くないものである、という考え方。

^{*3} 障害児

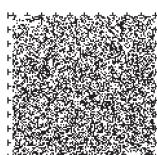
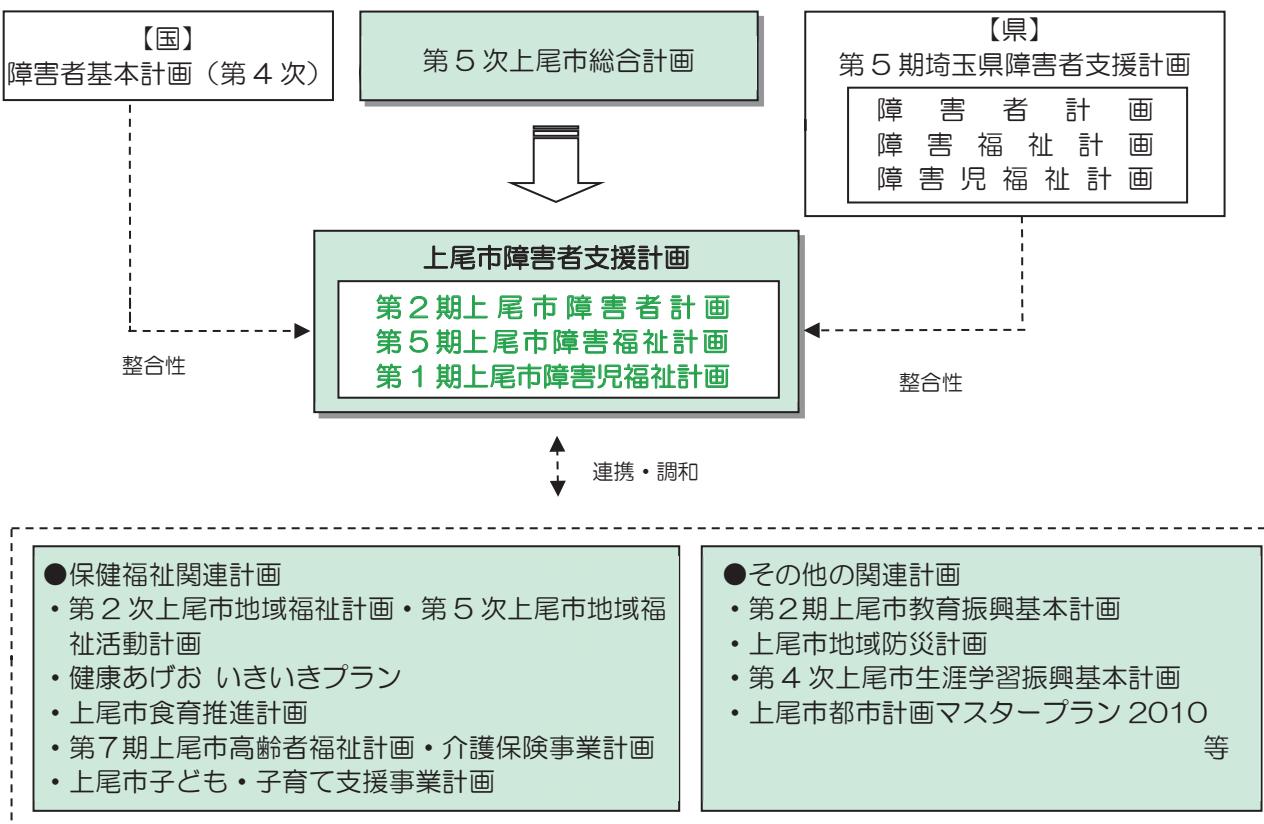
満18歳に満たない、障害のある者。



3 計画の位置付け

本計画の策定に当たっては、国の策定する『障害者基本計画（第4次）』、厚生労働省告示『障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針』及び『第5期埼玉県障害者支援計画』との整合性を図ります。

また、市の最上位計画である『第5次上尾市総合計画』や『第2次上尾市地域福祉計画・第5次上尾市地域福祉活動計画』などの各種関連計画と連携・調和がとれたものとします。



4 計画の策定手順

計画の策定に当たっては、計画に盛り込まれる障害者・障害児に対する各種サービスや支援協力体制などが、障害者・障害児のみならず、地域社会全体に関わることから、市民の計画策定への参加や、市民に対する計画内容についての周知が求められています。

そこで、障害者や関連団体等の他、幅広く市民等の意見を計画に反映させることに努めました。

(1) 上尾市障害者支援計画策定委員会

本計画の策定に当たっては、市民や関係者の幅広い意見を集約できるよう、学識経験者、障害者福祉の事業に従事する者、障害者団体の代表者及び障害者福祉に関する関係機関の職員により構成される「上尾市障害者支援計画策定委員会」において、計画策定に対する意見聴取、協議及び検討を行いました。

(2) アンケート調査の実施

障害者・障害児等の意見を計画に反映させるため、市内の障害者・障害児及び一般市民に対してアンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料としました。アンケート調査の概要及び結果等については、第2章の3「アンケート調査結果から見える現状」に掲載しています。

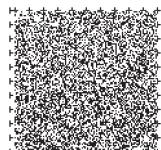
(3) ヒアリングの実施

障害者団体や障害福祉サービス事業所等に対して、平成29年7月11日から8月10日にかけて、8日間のヒアリングを実施し、計画策定の基礎資料としました。

(4) 市民コメント制度に基づく意見募集

平成29年12月20日から平成30（2018）年1月19日にかけて、新たな『上尾市障害者支援計画（第2期上尾市障害者計画・第5期上尾市障害福祉計画・第1期上尾市障害児福祉計画）案』を公表し、Webサイト^{※4}への掲載や情報公開コーナー等での閲覧により、市民の意見を募り、計画に反映させることに努めました。

^{※4} 上尾市 Web サイト
<http://www.city.ageo.lg.jp/>



5 計画期間

『第1期上尾市障害者計画』は、計画期間を平成21年度から平成30（2018）年度までの10年間と定めていました。『第4期上尾市障害福祉計画』では、計画期間が平成27年度から平成29年度までの3年間となっており、『第5期上尾市障害福祉計画』は平成30（2018）年度から3年間の計画期間での策定が求められております。また、児童福祉法の改正により、平成30（2018）年度から『第1期上尾市障害児福祉計画』の策定が求められております。

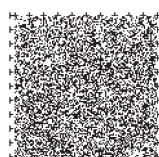
そこで、各計画の改定時期の整合性を取り、『第2期上尾市障害者計画』『第5期上尾市障害福祉計画』『第1期上尾市障害児福祉計画』を合わせて、平成30（2018）年度から新たな『上尾市障害者支援計画』として推進していくこととしました。

近年の急速な障害福祉情勢の変化を踏まえ、『上尾市障害者計画』の計画期間については6年間とし、また、国が定める基本的指針により、『上尾市障害福祉計画』及び『上尾市障害児福祉計画』の計画期間については3年間としました。

【上尾市障害者支援計画】

年度 計画名	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年	
障害者計画	第2期						
障害福祉計画	第5期			第6期			
障害児福祉計画	第1期			第2期			

なお、計画期間内においても、必要が生じた場合には隨時見直しを行うこととします。



第2章

障害者・障害児を取り巻く状況

第2章 障害者・障害児を取り巻く状況

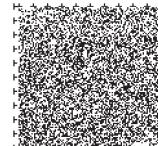
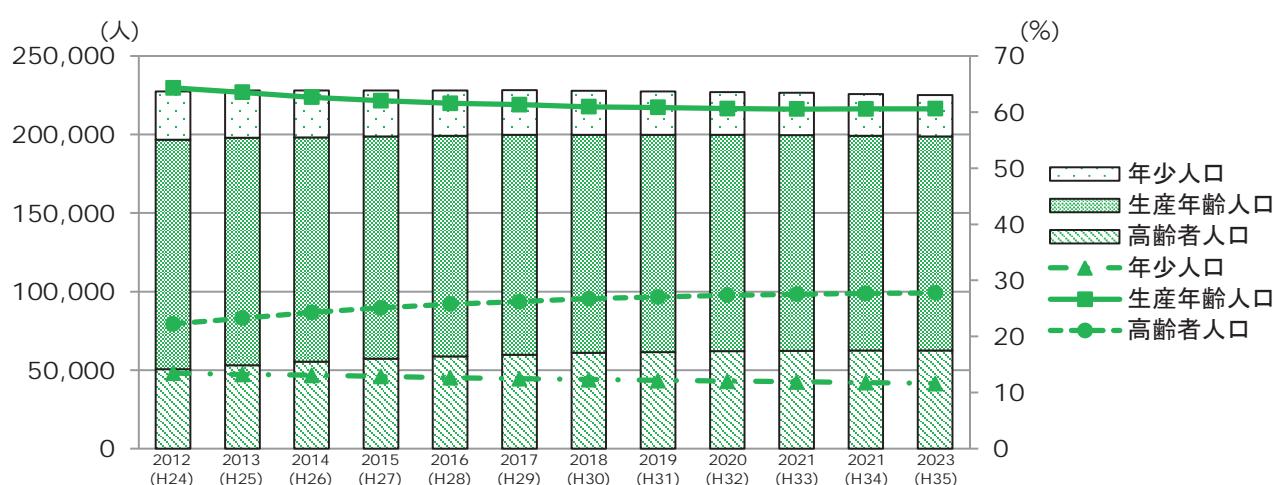
1 人口構造

上尾市の人口は平成29年前後をピークに、徐々に減少していくことが見込まれています。平成29年現在、228,314人ですが、平成32（2020）年には、227,365人、平成35（2023）年には、225,244人となる見込みです。

これを年齢階層別にみると、近年の傾向である、高齢者人口（65歳以上）の増加、生産年齢人口（15歳以上64歳以下）及び年少人口（15歳未満）の減少が続き、今後その傾向はさらに強くなる見込みです。

単位:人・%						
区分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
年少人口	30,638	30,218	29,854	29,384	28,886	28,377
	13.5	13.3	13.1	12.9	12.7	12.4
生産年齢人口	146,252	144,843	142,866	141,488	140,437	139,807
	64.3	63.5	62.6	62.0	61.5	61.2
高齢者人口	50,541	53,003	55,320	57,237	58,785	60,130
	22.2	23.2	24.3	25.1	25.8	26.4
総数	227,431	228,064	228,040	228,109	228,108	228,314
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
区分	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年	平成 34 年	平成 35 年
年少人口	28,010	27,606	27,310	26,962	26,497	26,080
	12.3	12.1	12.0	11.9	11.7	11.6
生産年齢人口	139,059	138,566	137,835	137,303	136,908	136,491
	61.0	60.8	60.6	60.5	60.6	60.6
高齢者人口	61,046	61,625	62,220	62,532	62,679	62,673
	26.8	27.1	27.4	27.6	27.7	27.8
総数	228,115	227,797	227,365	226,797	226,084	225,244
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※ 各年10月1日現在、平成29年までは実績値・平成30（2018）年以降は推計値



2 障害者・障害児の現状

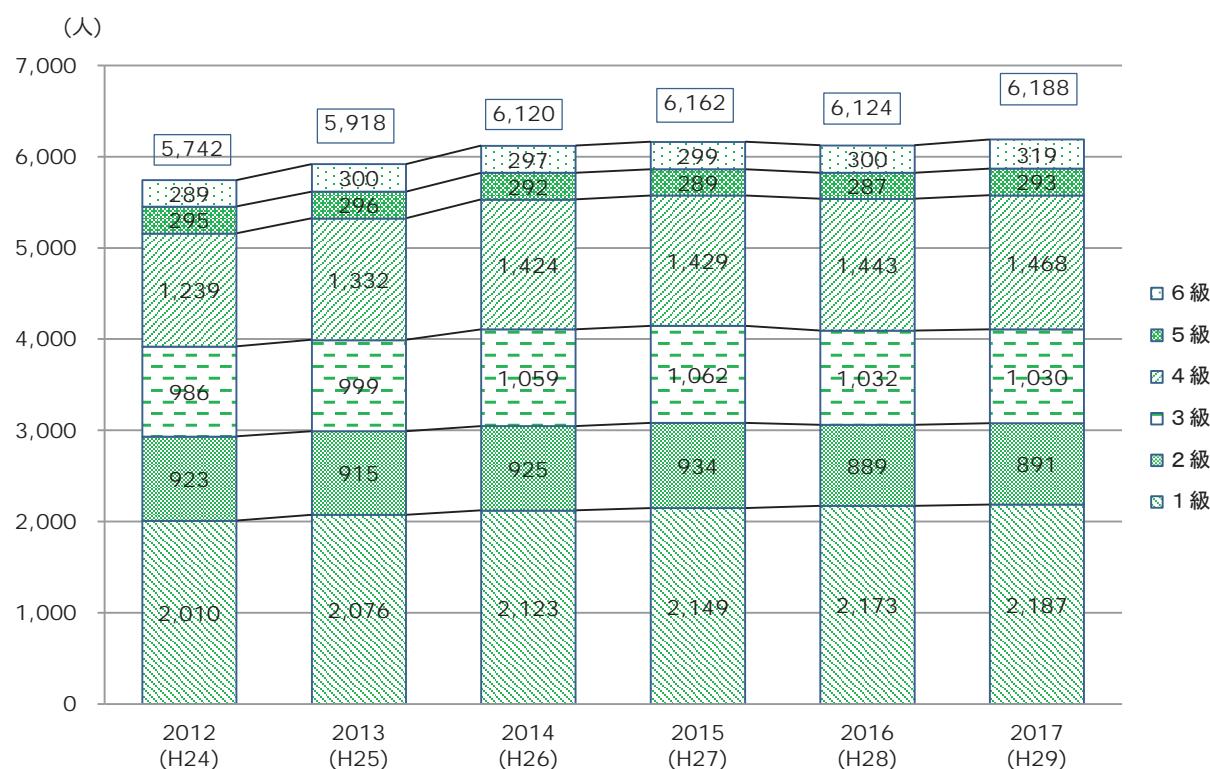
(1) 身体障害者手帳所持者

① 等級別

身体障害者手帳^{※5}所持者については、1級が最も多く、1級・2級の重度障害が約半数を占めています。

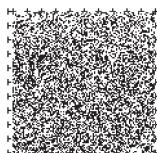
等級	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
1級	2,010	2,076	2,123	2,149	2,173	2,187
2級	923	915	925	934	889	891
3級	986	999	1,059	1,062	1,032	1,030
4級	1,239	1,332	1,424	1,429	1,443	1,468
5級	295	296	292	289	287	293
6級	289	300	297	299	300	319
総数	5,742	5,918	6,120	6,162	6,124	6,188

※ 各年4月1日現在



※5 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める身体上の障害（視覚障害・聴覚又は平衡機能の障害・音声機能、言語機能又はそしやく機能・肢体不自由・心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害・ぼうこう又は直腸の機能の障害・小腸の機能の障害・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害・肝臓の機能の障害）がある者に対して交付される。（身体障害者福祉法第 15 条）



② 障害別

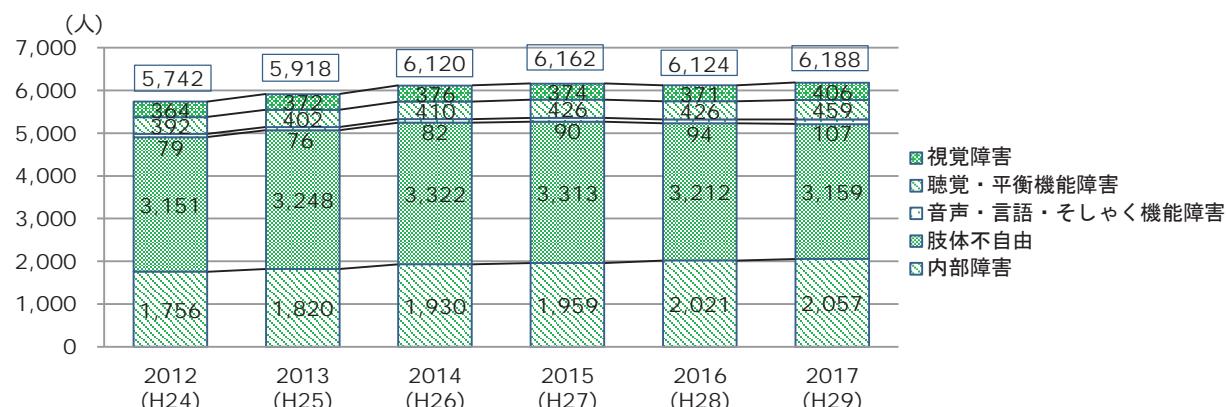
身体障害者手帳所持者数は増加傾向にあります。

身体障害者手帳所持者を障害別にみると、最も多いのは「肢体不自由」で、「内部障害」と合わせると8割を超えていきます。

単位:人

区分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
視覚障害	364	372	376	374	371	406
聴覚・平衡機能障害	392	402	410	426	426	459
音声・言語・そしゃく機能障害	79	76	82	90	94	107
肢体不自由	3,151	3,248	3,322	3,313	3,212	3,159
内部障害	1,756	1,820	1,930	1,959	2,021	2,057
総数	5,742	5,918	6,120	6,162	6,124	6,188

※ 各年4月1日現在



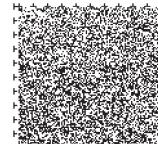
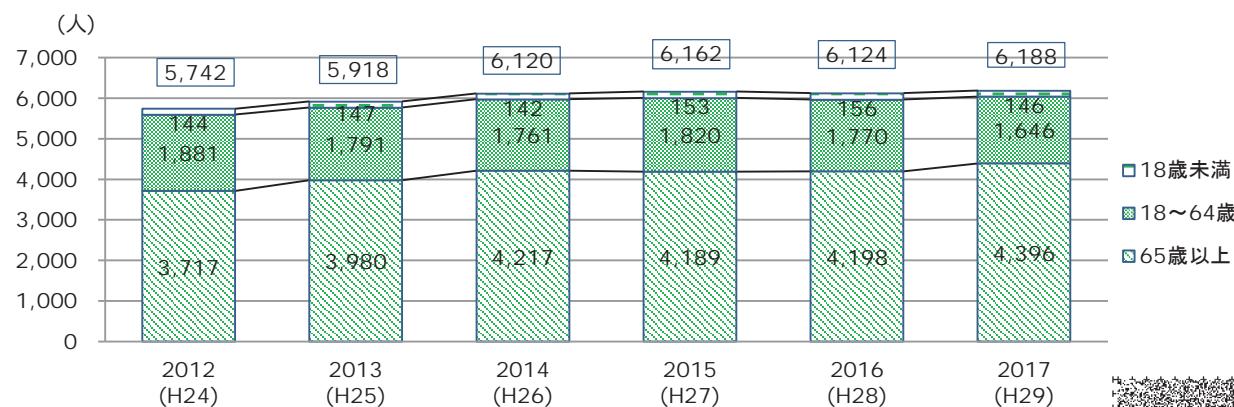
③ 年齢別

18歳未満の手帳所持者数は、150人前後で推移していますが、全体では、年々増加しています。特に、65歳以上の高齢者の増加が顕著であり、平成29年には全体の約7割となっています。

単位:人

区分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
18 歳未満	144	147	142	153	156	146
18~64 歳	1,881	1,791	1,761	1,820	1,770	1,646
65 歳以上	3,717	3,980	4,217	4,189	4,198	4,396
総数	5,742	5,918	6,120	6,162	6,124	6,188

※ 各年4月1日現在



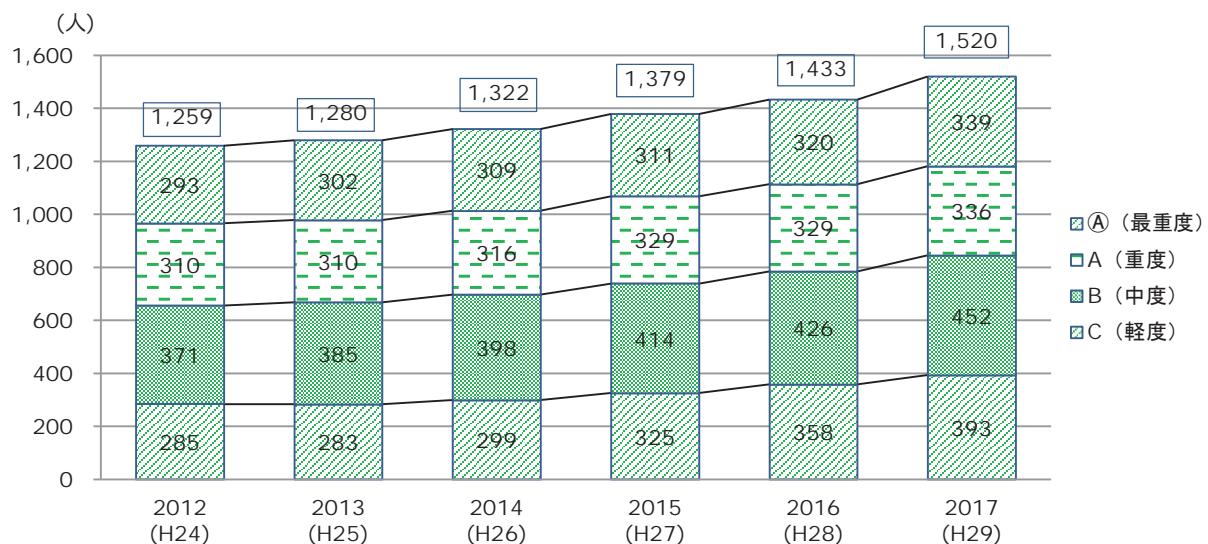
(2) 療育手帳所持者

① 等級別

療育手帳※6所持者数は年々増加しており、等級別にみると、最も多いのは「B（中度）」の手帳で、平成29年で400人台半ばとなっています。

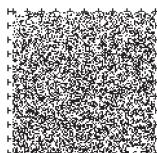
等級	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
Ⓐ（最重度）	293	302	309	311	320	339
A（重度）	310	310	316	329	329	336
B（中度）	371	385	398	414	426	452
C（軽度）	285	283	299	325	358	393
総数	1,259	1,280	1,322	1,379	1,433	1,520

※ 各年4月1日現在



※6 療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害であると判定された者に対して交付される。（療育手帳制度要綱 昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）



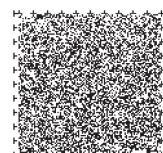
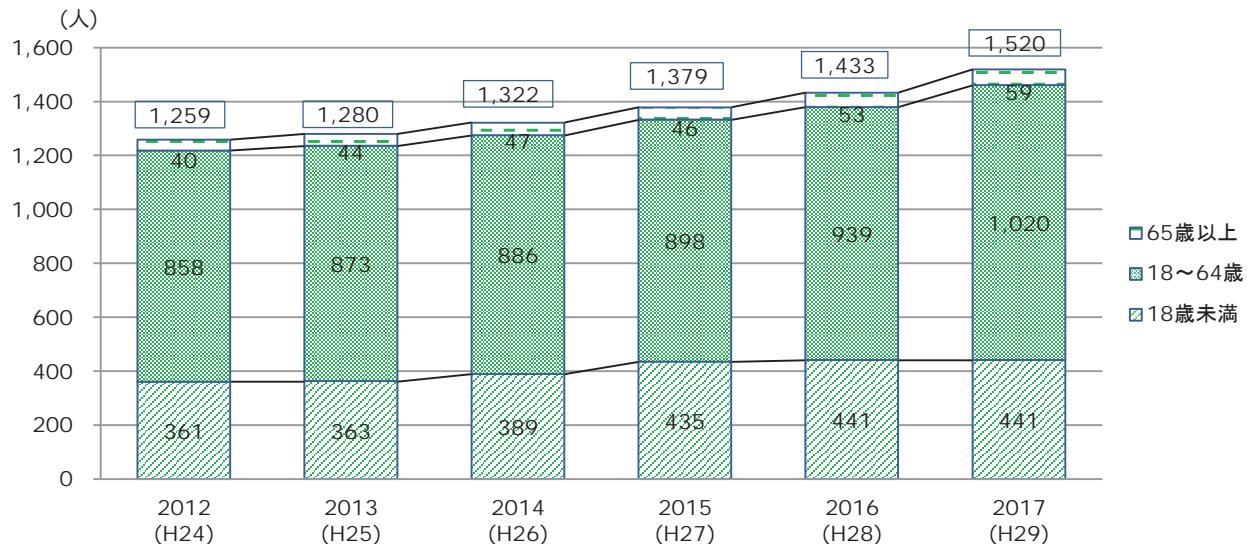
② 年齢別

療育手帳所持者は、全ての年代においてゆるやかな増加傾向にあります。

単位:人

等級	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
18 歳未満	361	363	389	435	441	441
18~64 歳	858	873	886	898	939	1,020
65 歳以上	40	44	47	46	53	59
総数	1,259	1,280	1,322	1,379	1,433	1,520

※ 各年4月1日現在



(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者

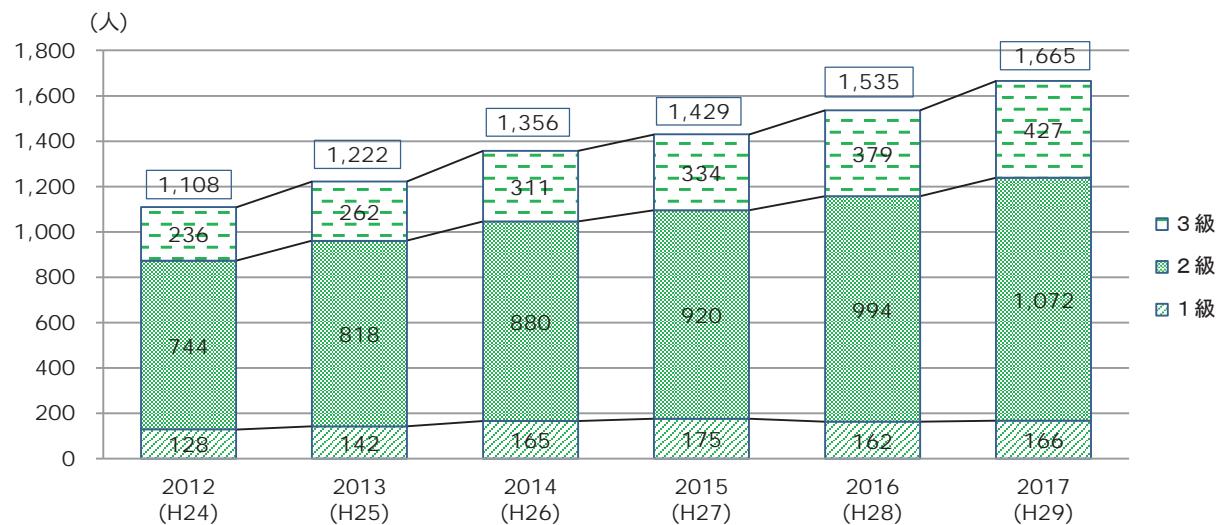
① 等級別

精神障害者保健福祉手帳※7所持者数は急速に増加しており、等級別にみると、2級及び3級の手帳所持者の伸びが顕著です。なお、上尾市においては、平成26年から精神障害者保健福祉手帳所持者数が療育手帳所持者数を上回っています。

単位:人

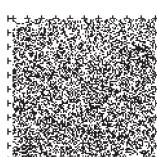
等級	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1級	128	142	165	175	162	166
2級	744	818	880	920	994	1,072
3級	236	262	311	334	379	427
総数	1,108	1,222	1,356	1,429	1,535	1,665

※ 各年4月1日現在



※7 精神障害者保健福祉手帳

一定程度の精神障害の状態にあると認められた者に交付される。(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条)



(4) 自立支援医療（精神通院医療）受給者

① 受給者数

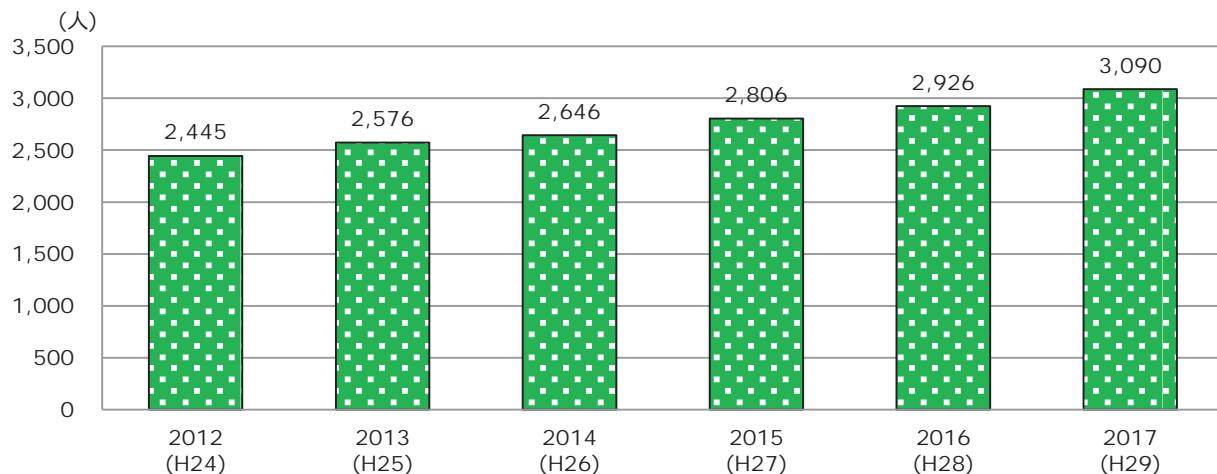
自立支援医療（精神通院医療）※8受給者は急速に増加しています。

平成24年では約2,500人でしたが、平成29年には約3,000人となっています。

単位:人

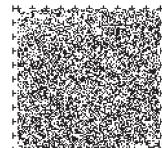
平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
2,445	2,576	2,646	2,806	2,926	3,090

※ 各年4月1日現在



※8 自立支援医療（精神通院医療）

何らかの精神疾患（てんかん、発達障害などを含む）により、通院治療等を受ける必要がある状態の人を対象として、医療費の一部を助成する制度。



(5) 障害者手帳所持者数等の見込数の推移

① 身体障害者手帳所持者

平成29年には6,188人でしたが、平成32（2020）年には6,420人に、平成35（2023）年には6,466人になると見込まれます。

単位:人						
区分	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年	平成 34 年	平成 35 年
65 歳未満	1,879	1,867	1,857	1,845	1,835	1,826
65 歳以上	4,453	4,520	4,563	4,607	4,630	4,640
計	6,332	6,387	6,420	6,452	6,465	6,466

※ 各年4月1日現在

※ 算出方法…65歳未満及び65歳以上の人口に対する障害者の割合に大きな差が見られたため、平成24年から平成29年までの、65歳未満及び65歳以上の人口に対する障害者の割合の平均値を求め、それぞれ、推計人口にかけ合わせました。

② 療育手帳所持者

平成29年には1,520人でしたが、平成32（2020）年には1,670人に、平成35（2023）年には1,810人になると見込まれます。

単位:人						
総数	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年	平成 34 年	平成 35 年
	1,571	1,621	1,670	1,718	1,765	1,810

※ 各年4月1日現在

※ 算出方法…人口に対する障害者の割合が年々高まってきていることから、平成24年から平成29年までの年度ごとの人口に対する手帳の所持者割合を基礎として、各年の人口に対する障害者の割合を定めて算出しました。

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者

平成29年には1,665人でしたが、平成32（2020）年には1,978人に、平成35（2023）年には2,278人になると見込まれます。

単位:人						
総数	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年	平成 34 年	平成 35 年
	1,771	1,875	1,978	2,080	2,180	2,278

※ 各年4月1日現在

※ 算出方法…療育手帳所持者と同様の手法で算出しました。

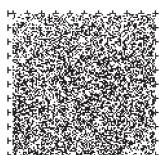
④ 自立支援医療（精神通院医療）受給者

平成29年には3,090人でしたが、平成32（2020）年には3,475人に、平成35（2023）年には3,874人になると見込まれます。

単位:人						
総数	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年	平成 34 年	平成 35 年
	3,196	3,336	3,475	3,611	3,744	3,874

※ 各年4月1日現在

※ 算出方法…療育手帳所持者と同様の手法で算出しました。



3 アンケート調査結果から見える現状

アンケート調査の概要

本計画の策定に当たり、障害者・障害児等の意見を反映させるため、市内の障害者・障害児及び一般市民に対してアンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料としました。

【調査時期】 平成 29 年 6 月 26 日から 7 月 14 日

【調査対象】 市内在住のそれぞれの調査対象から無作為抽出した市民

【調査方法】 郵送配布・回収

配布数 3,000 票のうち 1,768 票的回答があり、回収率は 58.9% でした。

区分	調査対象	対象者数	回収数
A	身体障害者手帳所持者	1,000 人	644 票 (64.4%)
B	療育手帳所持者	300 人	204 票 (68.0%)
C	精神障害者保健福祉手帳所持者	300 人	165 票 (55.0%)
D	難病患者※9	200 人	120 票 (60.0%)
E	発達障害※10者等	50 人	27 票 (54.0%)
F	障害児（保護者）	150 人	95 票 (63.3%)
G	一般市民	1,000 人	513 票 (51.3%)
計		3,000 人	1,768 票 (58.9%)

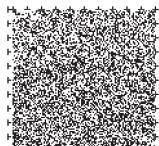
- 【調査項目】**
- 年齢等の基本事項
 - 障害の程度
 - 福祉サービスについて
 - 日常生活について
 - 社会との関わり
 - 仕事について
 - 障害者の権利擁護
 - 防災について
 - 生活全般について
 - 障害者施策について 等

※9 難病患者

難病（発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの）の患者。（難病の患者に対する医療等に関する法律第1条）平成29年4月1日時点で330種類が指定難病とされている。

※10 発達障害

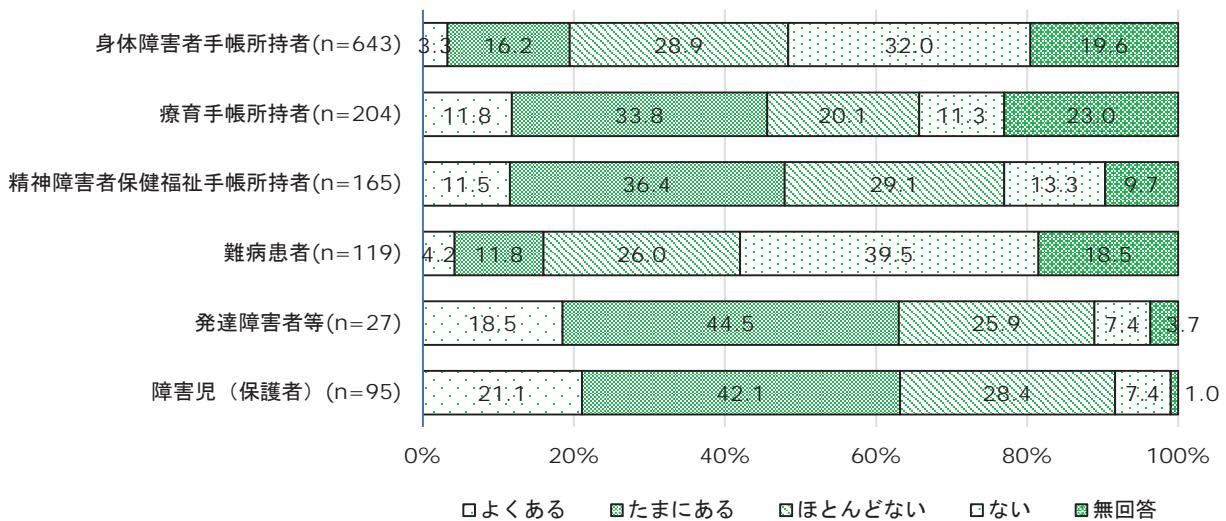
自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。（発達障害者支援法第2条）



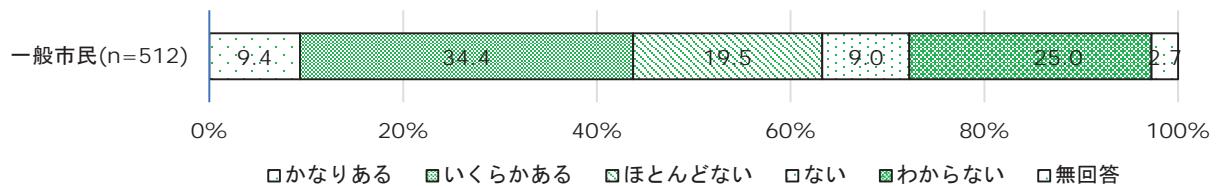
(1) 人権の尊重

① 差別や偏見

「差別や偏見を感じことがあるか」に関して、「障害児（保護者）」「発達障害者等」「精神障害者保健福祉手帳所持者」「療育手帳所持者」では、感じがあるとの回答が多くなっています。

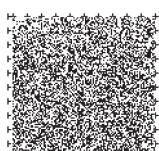
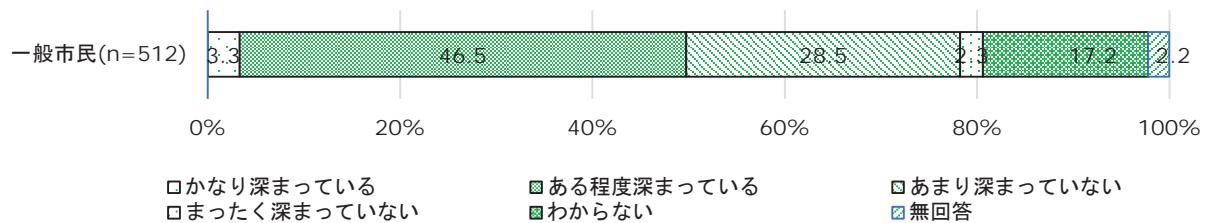


「一般市民」では、「障害のある人への差別・偏見」があるとの回答が約4割となっています。



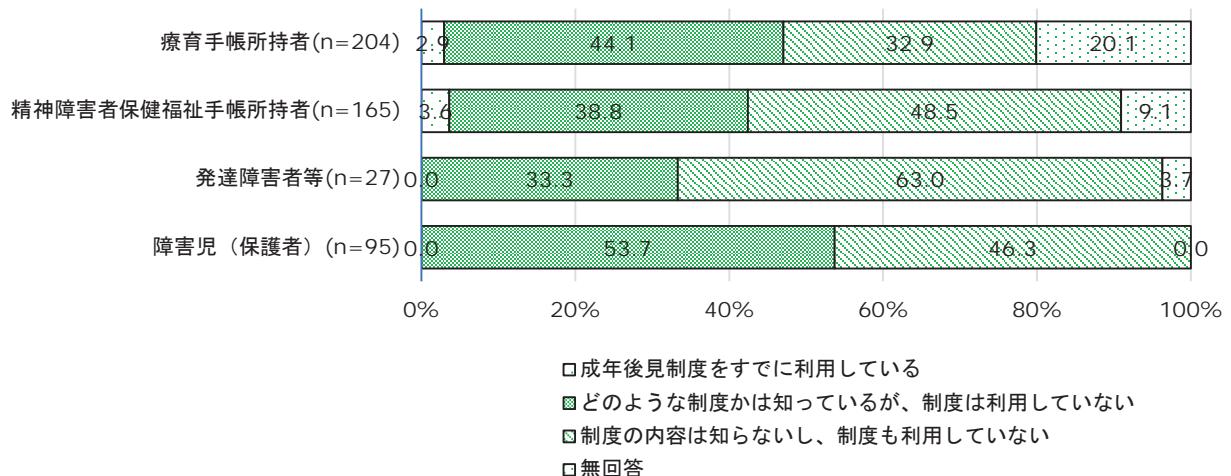
② 障害のある人に対する理解

「一般市民」では、ここ数年、社会の中で障害のある人に対する理解は深まっているかについて、「深まっている」との回答が約半数となっています。



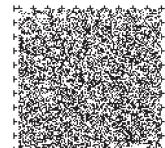
③ 成年後見制度の認知度

成年後見制度※11を「知っている」が最も多いのは「障害児（保護者）」で5割を超え、「療育手帳所持者」「精神障害者保健福祉手帳所持者」が4割台、「発達障害者等」が3割台となっています。



※11 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない人について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。



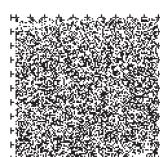
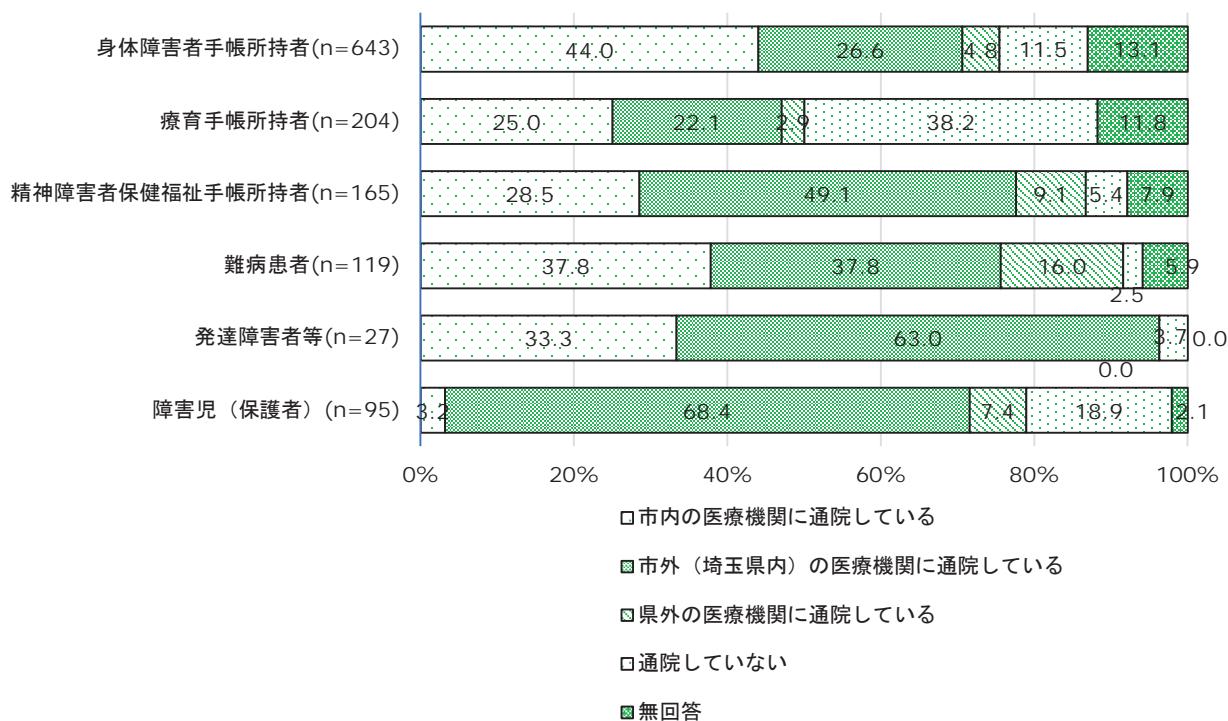
(2) 安心・安全の確保

① 定期的な通院

全体を通じて半数以上の方が定期的な通院をしていることがわかります。

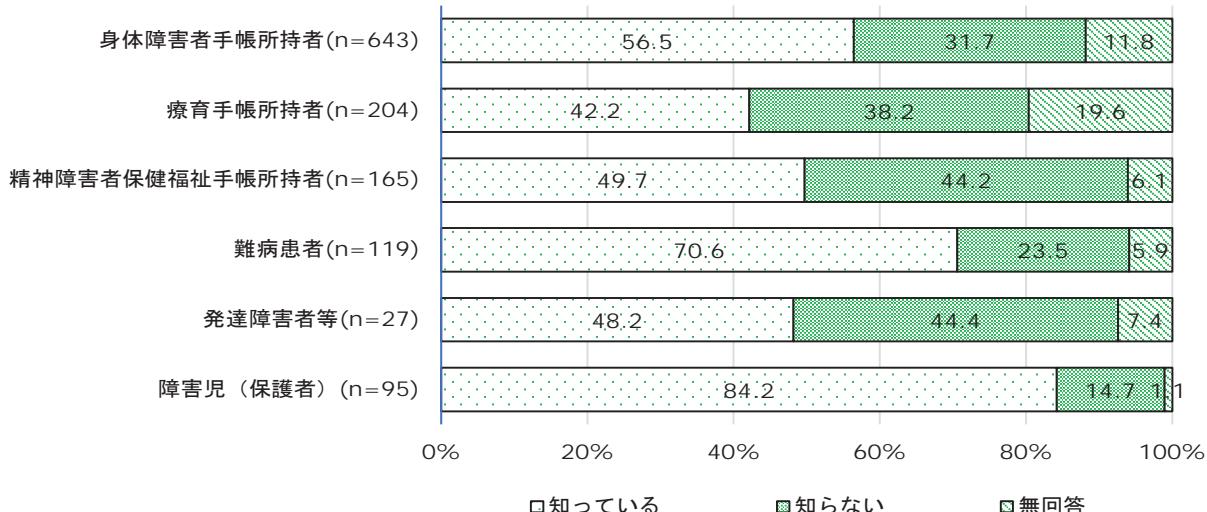
「発達障害者等」「難病患者」では、ほとんどの方が定期的な通院をしている一方で、「療育手帳所持者」では、定期的な通院をしている人は約半数にとどまっており、全体を通じて最も少なくなっています。

また、障害特性に応じた専門性の高い医療が求められることもあり、市外の医療機関に通院している人が多いことが見て取れます。そのため、通院のための移動手段の確保が課題となっています。



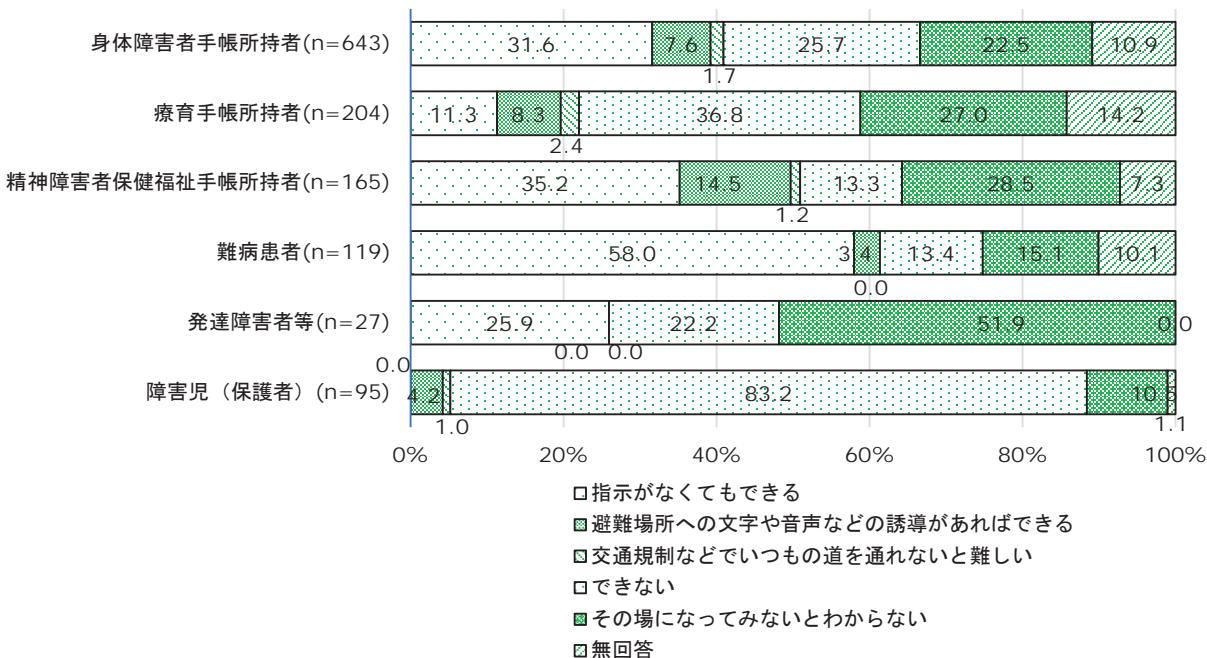
② 災害時の避難所・避難場所の認知度

「障害児（保護者）」「難病患者」では、認知度が高くなっていますが、全体を通じて依然として災害時の避難所※12の認知度が高いとは言えない状況となっています。引き続き、周知を行っていく必要があります。



③ 災害時に一人で避難できるか

全体を通じて一人で避難所に避難できる人の割合は少なく、障害特性に応じた支援が求められています。



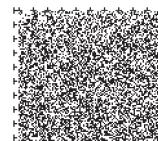
※12 避難所

①指定避難所

自宅が倒壊や浸水等で自宅の生活が難しいと判断される場合に、避難生活をおくるための場所で、市内小・中学校・高校等を指定している。

②福祉避難所

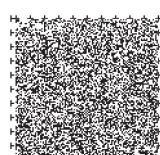
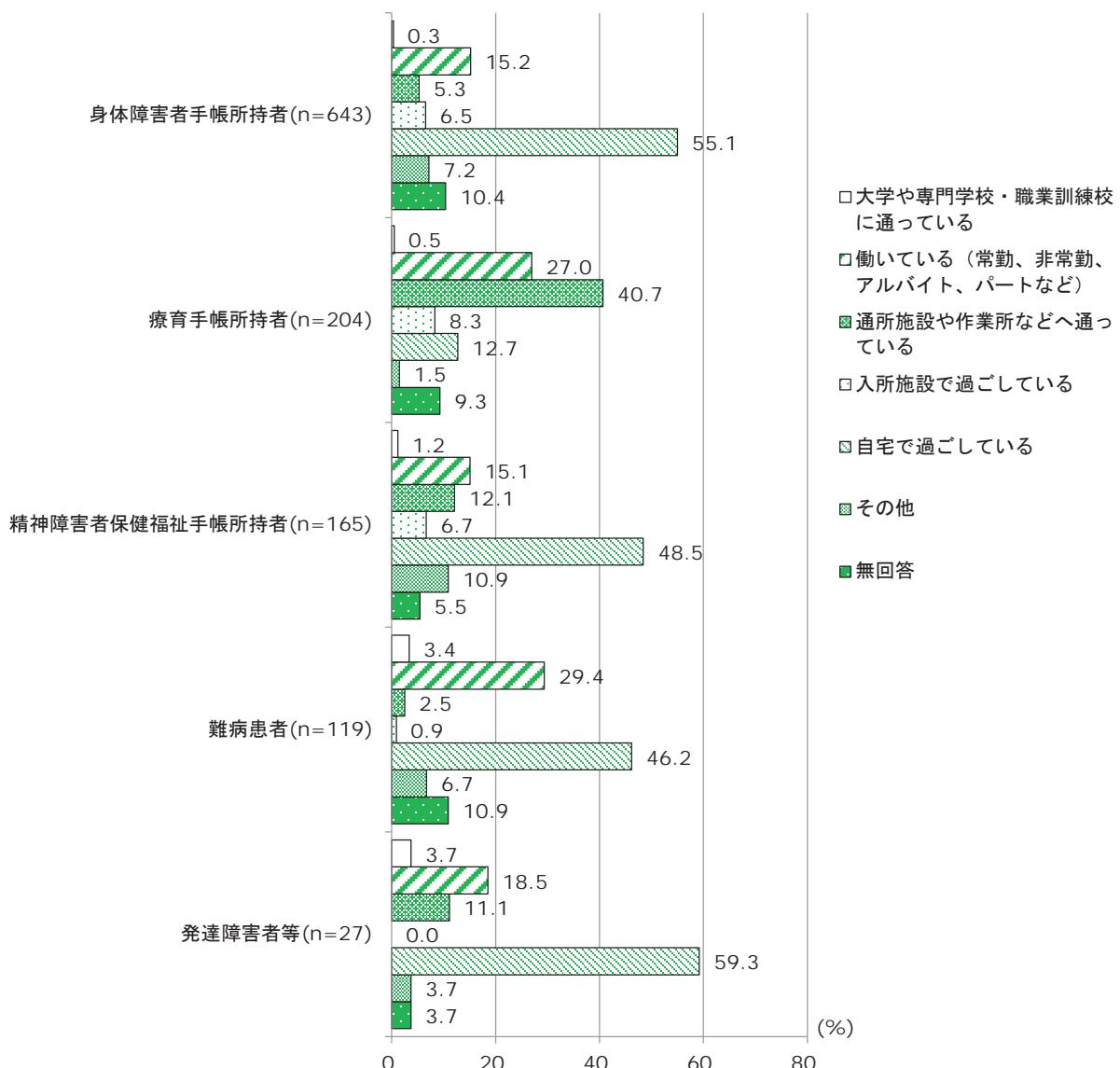
高齢者や障害のある人など、指定避難所での生活が難しい方のために開設する避難所。平常時は、老人福祉施設や障害者支援施設といった福祉施設として運営されており、一般の避難所に比べ施設設備等において特別な配慮がされている。



(3) 日常生活・生活支援

① 平日昼間の過ごし方

「療育手帳所持者」を除き、「自宅で過ごしている」との回答が最も多く、続いて「働いている」との回答が多くなっています。「療育手帳所持者」では、「通所施設や作業所などへ通っている」との回答が最も多く、続いて「働いている」との回答が多くなっています。

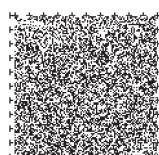


② 現在の生活で困っていること

全体を通じて「将来の援助（介護）のこと」及び「経済的なこと」との回答が多くなっており、これらに対し、支援が求められていることがわかります。

また、「精神障害者保健福祉手帳所持者」及び「発達障害者等」では、「就労のこと」との回答が多くなっており、就労について問題をかかえている人が多いことがわかります。

区分 回答	単位:%				
	身体障害者手帳 所持者(n=643)	療育手帳所持者 (n=204)	精神障害者保健福祉 手帳所持者(n=165)	難病患者 (n=119)	発達障害者等 (n=27)
現在の援助（介護）のこと	5.6	2.9	4.2	8.4	11.1
将来の援助（介護）のこと	21.9	37.7	21.8	21.8	22.2
かかりつけの病院や歯科診療所がないこと	1.6	3.4	1.8	0.8	-
リハビリのこと	12.1	2.9	4.8	5.9	11.1
経済的なこと	19.6	22.1	53.9	25.2	59.3
住宅のこと	7.6	6.9	13.9	3.4	14.8
家庭生活のこと	5.8	11.8	22.4	6.7	18.5
結婚のこと	0.8	6.4	11.5	-	11.1
子どものこと	4.5	-	9.7	11.8	7.4
趣味や生きがいを持つこと	4.4	9.8	25.5	5.0	29.6
交通機関のこと	8.2	3.4	7.3	7.6	3.7
友達のこと	1.2	10.8	15.8	1.7	22.2
社会参加のこと	2.5	6.9	18.8	3.4	22.2
教育・学習のこと	0.2	2.0	5.5	1.7	3.7
就労のこと	4.4	17.2	35.8	10.1	40.7
地域の理解を得ること	1.7	7.4	10.3	1.7	11.1
必要な情報を得ること	6.5	7.4	18.2	8.4	7.4
相談相手を持つこと	4.7	14.7	24.2	5.9	33.3
その他	5.8	2.0	10.9	5.0	14.8
無回答	47.4	36.8	16.4	42.9	7.4

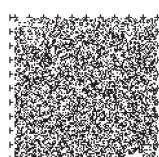


障害児（保護者）では、「子どもの将来の介助のこと」、「子どもの就労のこと」及び「子どもの教育・学習のこと」への不安が強く、特に「子どもの将来の介助のこと」については約5割が不安を感じており、「親亡き後の不安※13」を解消し、安定した生活の保障が求められています。

回答	区分 障害児（保護者） (n=95)	単位:%
子どもの現在の介助のこと	16.8	
子どもの将来の介助のこと	49.5	
子どものかかりつけの医院や歯科診療所がないこと	11.6	
子どものリハビリのこと	12.6	
子どもの趣味や生きがい	31.6	
子どもの通学等の交通機関のこと	10.5	
子どもの友達のこと	26.3	
子どもの社会参加のこと	32.6	
子どもの教育・学習のこと	42.1	
子どもの就労のこと	47.4	
子どもの結婚のこと	7.4	
経済的なこと	25.3	
住宅のこと	12.6	
家庭生活のこと	17.9	
あなたの趣味や生きがい	4.2	
あなたの社会参加のこと	4.2	
あなたの就労のこと	11.6	
地域の理解を得ること	16.8	
必要な情報を得ること	29.5	
相談相手を持つこと	16.8	
その他	9.5	
無回答	4.2	

※13 親亡き後の不安

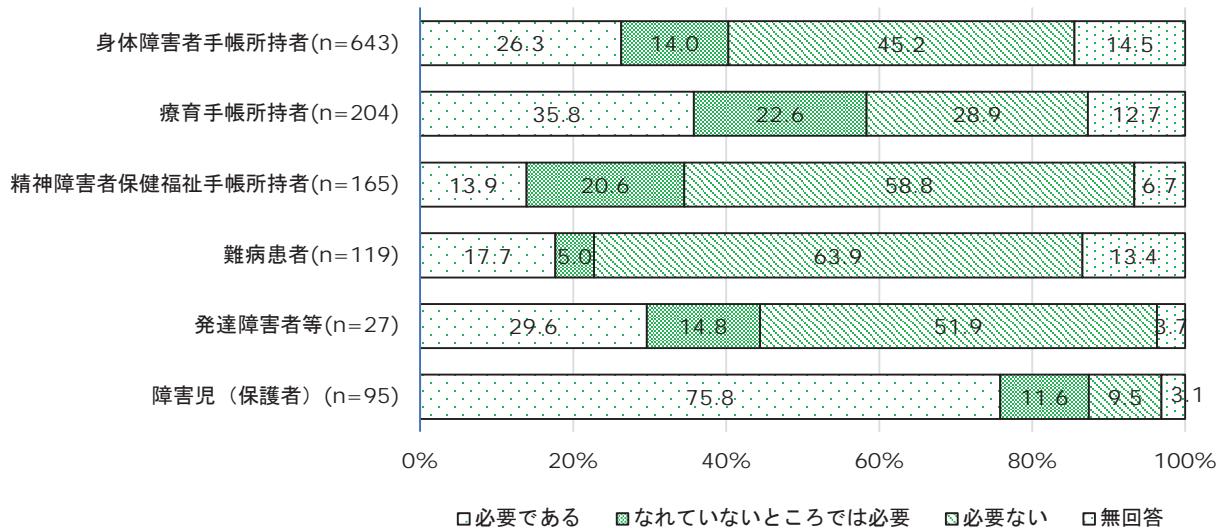
保護者とその障害のある子どもとが共に高齢化していく中での、保護者が亡くなった後の子どもの将来の生活に対する不安。



(4) 社会参加・教育

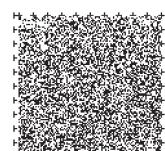
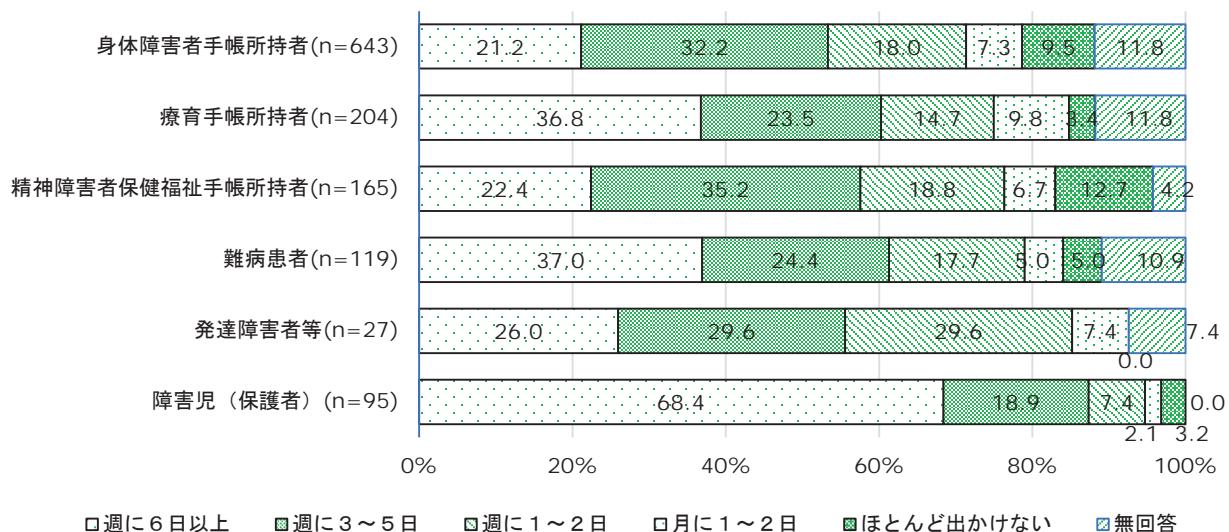
① 外出するときの介助の要否

「障害児（保護者）」では、年齢的な背景もあり、9割近い人が外出時に介助が「必要」であると回答しています。また、「療育手帳所持者」「発達障害者等」においても、介助が「必要」である割合が高くなっています。



② 外出頻度

「障害児（保護者）」を除くと、外出が「週1～2日」以下の人の割合が高く、また、その理由として「障害が重い」と回答した人が多いことから、引き続き、外出等への支援が必要です。



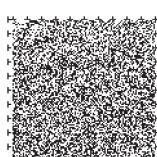
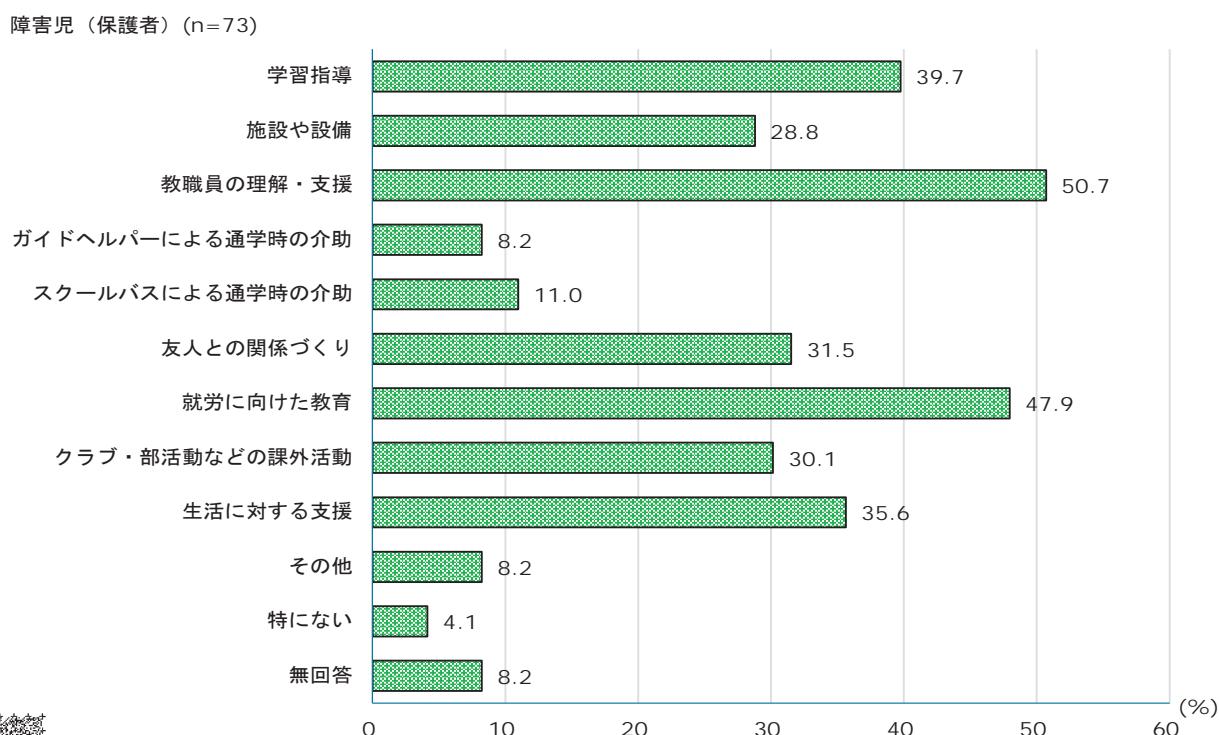
③ 社会活動参加状況

「精神障害者保健福祉手帳所持者」「発達障害者等」については、特に、社会参加が少なく、社会との接点の少なさがうかがえます。社会交流機会の充実が必要となっています。

区分	回答	身体障害者手帳所持者(n=643)	療育手帳所持者(n=204)	精神障害者保健福祉手帳所持者(n=165)	難病患者(n=119)	発達障害者等(n=27)
祭り・行事	10.1	21.6	6.1	6.7	-	
自治会・子ども会・老人クラブなどの地域活動	11.4	1.0	4.2	9.2	3.7	
障害者団体などの活動	5.0	24.5	4.2	0.8	-	
サークル・趣味の会・自主グループ	16.0	11.8	4.2	22.7	3.7	
ボランティア・NPO活動	3.1	2.5	3.0	2.5	7.4	
その他	3.3	3.9	3.0	1.7	7.4	
参加していない	50.1	39.2	69.7	52.1	66.7	

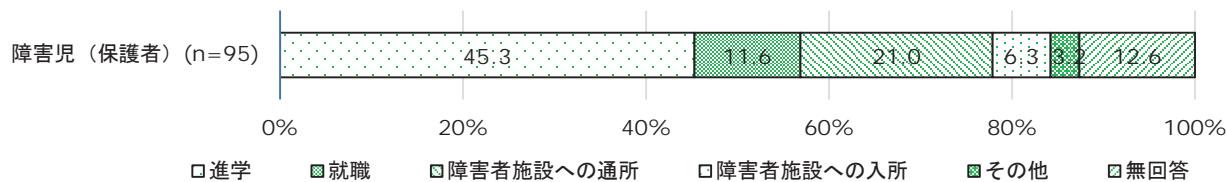
④ 教育や学校生活で充実させるべき点

半数以上の方が「教職員の理解・支援」と回答しており、引き続き、教職員に対する研修等、教育体制の充実に向けた取り組みを実施していく必要があります。



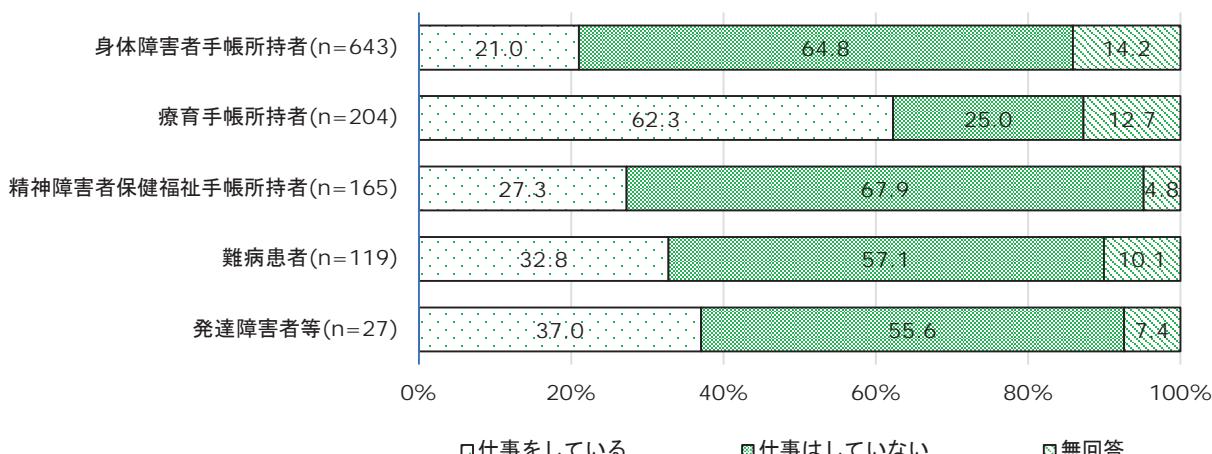
⑤ 子どもの進路

障害児の保護者が考える子どもの進路は「進学」が4割台半ばで最も多く、「障害者施設への通所」「就職」などが続いている。「進学」の内訳の多くは、小・中・高の特別支援学校※¹⁴への進学希望となっています。高校卒業後の進路として福祉的就労※¹⁵へのニーズが高くなっていることから、今後も継続してサービス提供体制を整備していく必要があります。



⑥ 就労状況

就労継続支援B型等、福祉的就労を含む就労の有無に関して、「仕事をしている」との回答が最も多いのは「療育手帳所持者」で6割超となっています。一方、「身体障害者手帳所持者」「精神障害者保健福祉手帳所持者」の就労率は2割台に、「難病患者」「発達障害者等」の就労率は3割台にとどまっています。

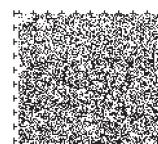


※¹⁴ 特別支援学校

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準する教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校。（学校教育法第72条）

※¹⁵ 福祉的就労

勤務時間や勤務日数を規定した雇用契約を結ばず、障害福祉サービス事業所等で働くこと。



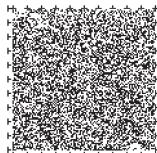
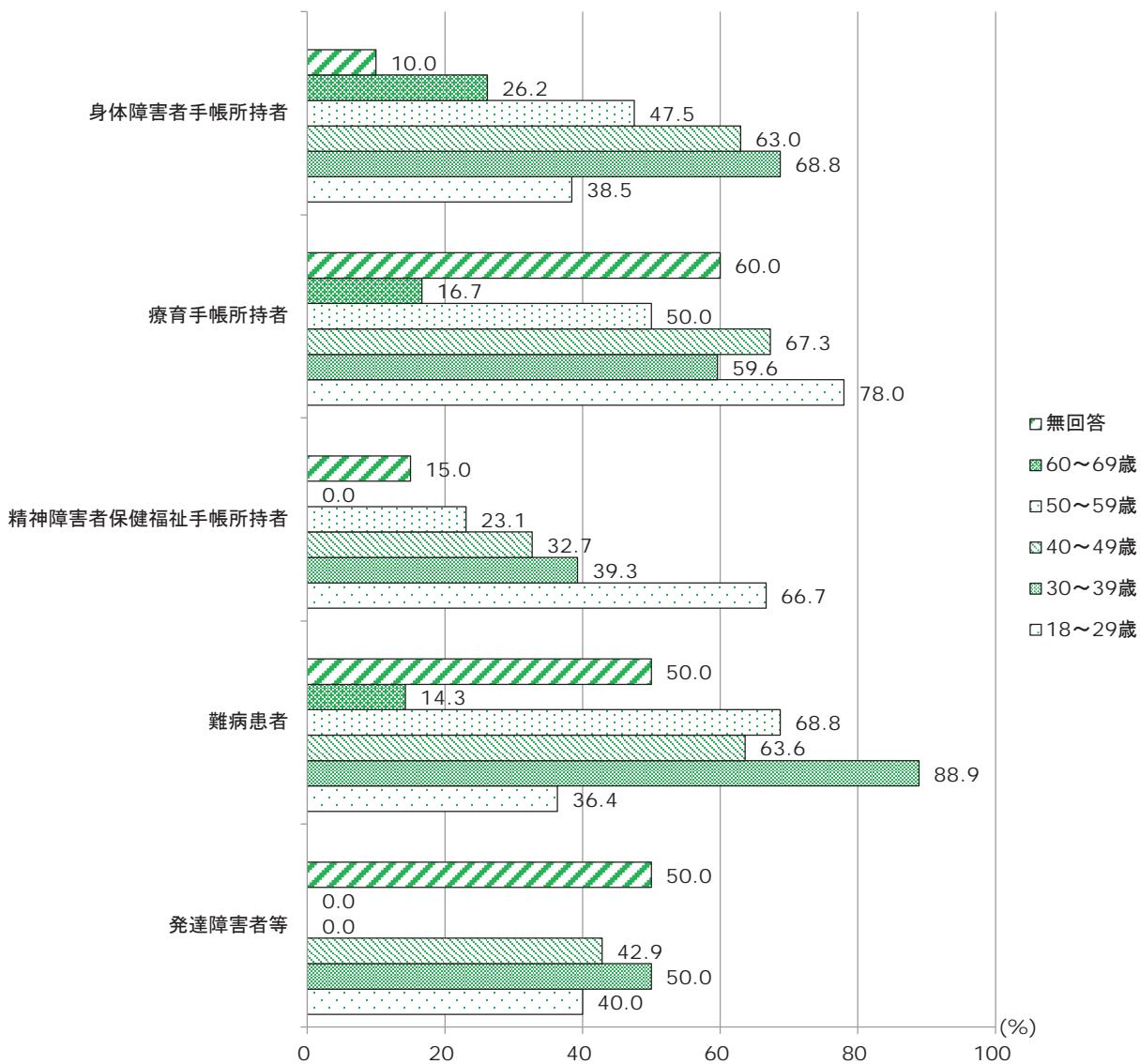
就労率を年代別にみると、就労率は全体を通じて低く、特に「精神障害者保健福祉手帳所持者」及び「発達障害者等」の就労率の低さが顕著です。引き続き、就労支援を行っていく必要があります。

【就労者数/全体人数】

単位:人

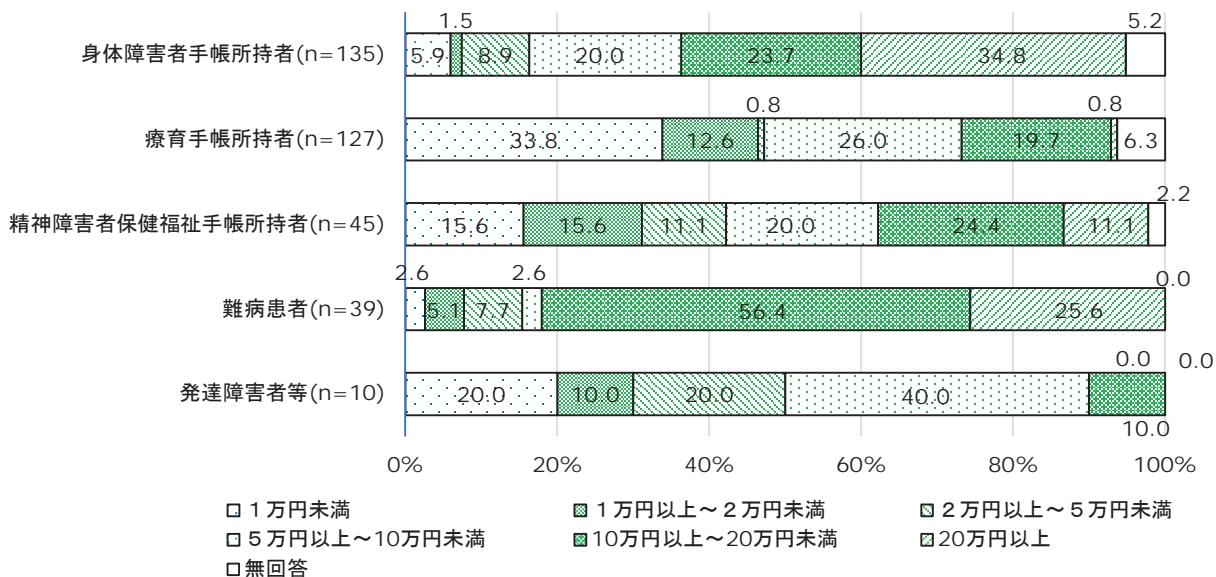
年齢区分	18~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳以上
身体障害者手帳所持者	5/13	11/16	17/27	29/61	28/107	41/379
療育手帳所持者	39/50	31/52	35/52	7/14	2/12	1/4
精神障害者保健福祉手帳所持者	8/12	11/28	17/52	6/26	0/13	0/14
難病患者	4/11	8/9	7/11	11/16	4/28	3/40
発達障害者等	2/5	3/6	3/7	0/3	0/1	0/1

【就労率比較】



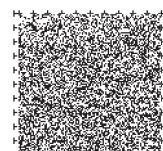
⑦ 就労で得る月収

一般就労^{※16}し、かつ10万円以上の収入を得ている人の割合は、「身体障害者手帳所持者」「難病患者」では高くなっていますが、「療育手帳所持者」「精神障害者保健福祉手帳所持者」「発達障害者等」ではその割合は低くなっています。また、就労形態として福祉的就労が多いため、2万円未満の割合が多くなっています。引き続き、福祉的就労における工賃向上が課題となっています。



※16 一般就労

一般的企業等にて雇用契約に基づいて就業したり、在宅就労したりすること。

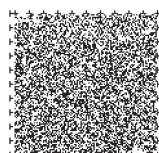


⑧ 働くために重要と思われること

全体を通じて「障害特性に配慮した職場環境の整備」「企業・上司・同僚の理解」が重要と考える人が多くなっており、従業員に対する教育等、受け入れ側の体制整備が求められています。

また、「精神障害者保健福祉手帳所持者」「発達障害者等」については、より多くの支援を必要としており、障害特性に応じた総合的な支援が必要となっています。

区分	回答	身体障害者手帳所持者(n=643)	療育手帳所持者(n=204)	精神障害者保健福祉手帳所持者(n=165)	難病患者(n=119)	発達障害者等(n=27)
就職先の紹介等の支援	15.1	29.4	45.5	24.4	44.4	
就職に必要な知識・技術等の取得	12.4	25.5	30.3	9.2	40.7	
就労に向けた訓練施設の充実	8.1	28.9	23.6	0.8	37.0	
就労に必要なコミュニケーション技術等の習得	7.8	26.5	30.3	0.8	48.1	
障害特性に配慮した職場環境の整備	22.1	40.7	41.8	5.0	59.3	
給料が充実していること	12.8	24.5	32.7	7.6	33.3	
健康管理等の支援	14.5	22.1	29.7	2.5	37.0	
就職後の相談・支援（定着支援）	10.3	33.8	38.2	-	51.9	
企業・上司・同僚の理解	20.7	44.1	49.1	3.4	59.3	
安全な通勤手段が確保されること	12.9	24.5	15.8	1.7	25.9	
就職に向けた障害者（家族）の意識啓発	5.9	11.3	12.7	0.8	25.9	
その他	2.0	2.9	6.7	-	11.1	
特になし	13.2	3.9	12.1	11.8	7.4	
無回答	46.0	27.5	15.2	31.9	7.4	



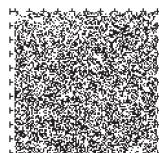
(5) 施策全般

① 相談相手

全体を通じて「家族」等身近な人へ相談している傾向が強く、家族を含んだ相談支援体制を整備することが必要です。また、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は「病院・診療所などの職員」の割合が高く、「療育手帳所持者」では「福祉施設や事業所の職員」の割合が高くなっています。

単位:%

区分	身体障害者手帳所持者(n=643)	療育手帳所持者(n=204)	精神障害者保健福祉手帳所持者(n=165)	難病患者(n=119)	発達障害者等(n=27)	障害児(保護者)(n=95)
回答						
家族	72.3	71.1	67.9	83.2	51.9	71.6
親戚	16.2	2.9	10.3	14.3	-	7.4
近所の人	5.8	0.5	2.4	10.1	3.7	1.1
友人・知人	17.6	7.8	18.2	26.9	22.2	25.3
同じ障害のある人	4.8	5.9	6.7	-	-	12.6
障害者の団体・家族会など	1.4	4.9	1.8	-	-	5.3
職場の人	2.3	7.8	4.8	5.9	-	3.2
ボランティア・NPOの職員	0.3	0.5	0.6	-	3.7	3.2
サービスを供給している事業者	5.1	5.4	3.0	4.2	7.4	13.7
身体障害者相談員・知的障害者相談員	1.1	2.9	-	1.7	3.7	-
民生委員・児童委員	3.7	0.5	0.6	4.2	-	-
市役所の職員	5.3	7.4	7.3	4.2	7.4	11.6
障害者生活支援センターの職員	2.0	8.3	6.7	0.8	14.8	2.1
福祉施設や事業所の職員	6.7	27.9	5.5	4.2	3.7	12.6
病院・診療所などの職員	11.8	4.9	29.1	12.6	14.8	24.2
社会福祉協議会の職員	2.2	2.5	0.6	0.8	-	1.1
その他	2.6	2.0	6.7	2.5	11.1	11.6
相談する人がわからない	1.7	0.5	3.0	1.7	3.7	4.2
相談する人がいない	2.3	1.0	5.5	1.7	11.1	4.2
無回答	12.9	18.6	4.2	13.4	14.8	10.5

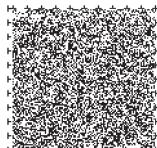


② 情報入手先

障害特性に応じて、様々な媒体での情報提供体制を整備することが求められています。また、家族や医療機関と回答した人も多く、情報入手のためのネットワークの構築が必要となっています。

単位:%

区分 回答							
	身体障害者手帳 所持者(=643)	療育手帳所持者 (=204)	精神障害者保健福祉 手帳所持者(=165)	難病患者 (=119)	発達障害者等 (=27)	障害児 (保護者) (=195)	
市役所・保健センターなどの相談窓口	12.8	14.2	10.3	12.6	7.4	25.3	
障害者生活支援センター	1.4	6.4	4.8	0.8	11.1	3.2	
地域活動支援センター	4.2	2.5	1.8	3.4	-	-	
社会福祉協議会	2.5	2.0	1.2	-	-	1.1	
病院などの医療機関	12.3	7.4	22.4	20.2	25.9	21.1	
通所施設・入所施設	6.2	27.0	6.7	4.2	-	15.8	
身体障害者相談員・知的障害者相談員	1.4	2.5	-	-	-	1.1	
民生委員・児童委員	1.7	-	-	0.8	-	-	
障害者の団体・家族会など	1.2	10.3	-	-	-	7.4	
テレビ・ラジオ・新聞・雑誌	47.7	23.0	41.8	44.5	33.3	15.8	
市の広報あげおなどのお知らせ	22.6	6.9	9.7	26.9	11.1	15.8	
障害者相談支援のしおり・あげお	2.6	3.9	1.2	0.8	-	5.3	
家族・親戚	24.9	35.8	32.7	26.9	22.2	8.4	
友人・知人	13.7	8.3	7.9	11.8	7.4	34.7	
パソコン通信・インターネットなど	15.6	12.7	36.4	32.8	33.3	46.3	
その他	2.2	1.0	2.4	2.5	3.7	5.3	
情報を得るところはない	1.2	1.5	6.1	-	3.7	2.1	
無回答	18.4	22.1	6.1	15.1	14.8	5.3	

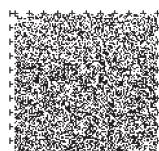


③ 障害のある人が暮らしやすい街をつくるために重要なこと

全体を通じて「相談窓口や情報提供の充実」と回答した人の割合が高く、特に「精神障害者保健福祉手帳所持者」「障害児（保護者）」では半数程度の人が重要なことと考えています。また、「療育手帳所持者」「障害児（保護者）」では特に、「保護者などが亡くなったあとの生活支援の充実」と回答した人が多く、「親亡き後」の生活への不安が大きくなっている状況がうかがえます。

「一般市民」では、「段差などがなく利用しやすい公共施設・交通機関等の整備」「機能回復や地域生活に必要な訓練の充実」を挙げる人が多く、障害者のイメージとして「肢体不自由」を思い浮かべる人が依然として多いことがわかります。

区分 回答	身体障害者手帳 (n=643)	療育手帳所持者 (n=204)	精神障害者保健福祉 手帳所持者 (n=165)	難病患者 (n=19)	発達障害者等 (n=27)	障害児（保護者） (n=95)	一般市民 (n=512)
相談窓口や情報提供の充実	38.9	27.5	51.5	39.5	33.3	44.2	40.4
障害の早期発見・早期療育体制の充実	8.2	8.3	14.5	12.6	18.5	29.5	18.0
障害特性にあった適切な保育、教育の充実	7.9	14.7	7.3	16.0	25.9	55.8	28.9
障害児学童保育の充実	4.0	2.9	3.0	4.2	3.7	21.1	14.8
機能回復や地域生活に必要な訓練の充実	12.8	6.4	7.3	10.1	7.4	8.4	18.2
ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実	20.5	9.3	10.3	31.1	3.7	8.4	27.7
通所施設の整備や施設運営の改善	9.3	20.6	12.1	5.9	14.8	30.5	7.2
入所施設の整備や施設運営の改善	10.6	24.0	7.3	12.6	3.7	24.2	12.3
福祉機器の利用のための助成	10.9	3.4	3.0	10.9	-	5.3	9.0
日常生活に必要な移動支援の充実	18.5	6.4	10.3	21.8	3.7	8.4	14.8
グループホームなど地域での生活の場の整備	4.5	24.5	7.9	4.2	3.7	20.0	10.7
障害者が住みやすい住宅の確保や居住環境の改善・整備	20.7	15.2	23.6	18.5	14.8	23.2	18.9
防災や安全対策など安心して暮らせるまちづくりの推進	17.9	9.8	10.9	15.1	-	4.2	12.9
段差などがなく利用しやすい公共施設・交通機関等の整備	22.4	3.4	7.9	17.6	11.1	3.2	24.6



区分 回答	身体障害者手帳 所持者(n=643)	療育手帳所持者 (n=204)	精神障害者保健福祉 手帳所持者(n=165)	難病患者 (n=119)	発達障害者等 (n=27)	障害児(保護者) (n=95)	一般市民 (n=512)
保護者などが亡くなったあとの生活支援の充実	21.8	57.4	41.8	17.6	40.7	56.8	32.4
企業などでの就労に向けた支援や雇用環境の整備	6.1	12.7	25.5	15.1	33.3	25.3	19.5
創造的活動や生活習慣習得などができる場の整備	1.2	2.0	2.4	2.5	7.4	2.1	2.5
生涯学習や文化活動の充実	3.1	2.0	3.6	3.4	7.4	1.1	1.4
スポーツ・レクリエーション活動の充実	3.9	6.9	1.8	5.0	3.7	4.2	4.7
ボランティア活動などの地域活動の促進	3.3	2.5	5.5	8.4	3.7	3.2	6.6
障害への理解や交流の促進	10.3	18.6	25.5	10.1	7.4	18.9	14.6
障害や病気に対する周囲の理解のための普及・啓発	13.7	13.7	29.1	17.6	29.6	18.9	19.7
その他	1.7	1.0	8.5	3.4	3.7	2.1	2.1
特にない	6.1	4.9	5.5	5.0	-	-	1.8
無回答	21.0	23.5	9.1	16.0	22.2	5.3	13.9

4 まとめ

①障害者手帳所持者数の増加

上尾市の人口は、平成29年前後をピークに、徐々に減少することが見込まれていますが、身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者・自立支援医療（精神通院医療）受給者の数は今後も伸び続けると推測されます。同時に、障害の重度化や身体障害者手帳所持者を中心とした高齢化の進行が顕著になっています。このため、今後、このような傾向を踏まえた新たな施策の展開やサービス需要の増加による供給体制の整備が必要となることが予想されます。

②「人権の尊重」施策に関する現状

「一般市民」の半数の人は、近年、社会の中で障害のある人に対する理解が深まっていると考えています。

その一方で、「障害児（保護者）」「発達障害者等」では6割以上の人人が、「精神障害者保健福祉手帳所持者」「療育手帳所持者」では4割以上の人人が、差別や偏見を感じることがあると考えています。引き続き、相互理解を促し、差別や偏見の解消に向けた取り組みが必要となっています。

成年後見制度は、「療育手帳所持者」「精神障害者保健福祉手帳所持者」の財産保護、権利擁護のために積極的な活用が望まれるところですが、その認知度は、「療育手帳所持者」「精神障害者保健福祉手帳所持者」が4割台、「発達障害者等」では3割台にとどまっています。

認知度を高め、成年後見制度の活用を促進するために、制度の周知策を検討していくことが必要です。

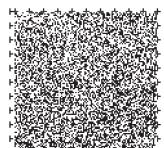
③「安心・安全の確保」施策に関する現状

障害者手帳所持者の大多数の人は定期的に通院しています。通院先は全体を通じて市内に比べ、市外・県外の割合が高く、特に、「障害児（保護者）」は、市外の医療機関に受診している割合が高くなっています。個々の状況に応じた通院の移動手段の確保が必要です。

災害時の避難所・避難場所の認知度は、「障害児（保護者）」「難病患者」では7割を超えていますが、「療育手帳所持者」「精神障害者保健福祉手帳所持者」「発達障害者等」では4割台にとどまっています。他方、災害時に一人で避難できない人は、「療育手帳所持者」では4割弱、「身体障害者手帳所持者」では3割弱となっています。

また、「発達障害者等」においては、過半数の人がその場になってみないとわからないという結果で、災害時に一人で避難できるかどうか不安を感じている状況がわかります。

避難所・避難場所の周知を徹底するとともに、地域住民の協力を得ながら、災害時における援護体制の整備を進める必要があります。



④「日常生活・生活支援」施策に関する現状

平日の屋間の過ごし方では、「療育手帳所持者」を除き、自宅で過ごしている割合が高いという結果になりました。外出のニーズを実現するため、移動手段の確保やサービスの提供が必要となっています。

現在の生活での困りごとについて、障害者では「将来の援助（介護）のこと」「経済的なこと」、「障害児（保護者）」では「子どもの将来の介助のこと」が挙げられています。また、「障害のある人が暮らしやすい街をつくるために重要なこと」については、全体を通じて「相談窓口や情報提供の充実」「保護者が亡くなったあとの生活支援の充実」が高い割合となっており、将来の生活に強い不安を抱えていることがわかります。

障害のある人も暮らしやすい地域共生社会を形成するために、市役所、障害者相談支援事業所、民生委員・児童委員や福祉関係団体、サービス提供事業所などが積極的に情報提供や関与を行っていき、ライフステージを通じた長期的視野に立った継続的な支援が必要です。

⑤「社会参加・教育」施策に関する現状

外出については、「障害児（保護者）」をはじめ、「療育手帳所持者」の6割弱、「発達障害者等」の5割弱の人も介助が必要であると回答しており、障害者・障害児が外出することに高いハードルがあることがうかがえます。

社会活動参加状況は、「療育手帳所持者」は「祭り・行事」への参加や「障害者団体などの活動」に積極的である状況がわかります。その一方で、「精神障害者保健福祉手帳所持者」「発達障害者等」の参加率が低くなっています。個々の状況に応じた社会参加の機会を確保していくことが必要です。また、社会参加の機会を確保するために、外出支援策を展開するとともに、ユニバーサルデザイン^{*17}及びバリアフリー^{*18}を考慮した環境整備を推進していくことが重要な課題となっています。

就労については、就労率の向上と給料（工賃）の向上が課題となっています。障害者に対する就労支援を継続するとともに、「企業・上司・同僚の理解」や「障害特性に配慮した職場環境の整備」といった環境整備も必要です。

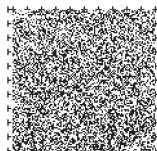
教育・学習については、多くの「障害児（保護者）」が「子どもの教育・学習のこと」で悩んでおり、「教職員の理解・支援」「就労に向けた教育」「学習指導」の充実を望んでいます。安心して教育を受け、学校生活を送るために、教職員の研修や、進学・就職に向けての支援体制の整備が求められています。

*17 ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、体の大きさ等にかかわらず、すべての人が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

*18 バリアフリー

障害者の社会参加を困難にしている物理的障壁のほか、社会的、制度的、心理的なすべての障壁を取り除くこと。



第3章

計画の基本的
方向

第3章 計画の基本的方向

1 基本理念

「障害のある人もない人も、誰もが相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現」を基本理念と定めます。

障害のある人もない人も

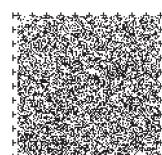
誰もが相互に人格と個性を尊重し

安心して暮らすことのできる地域社会の実現

上尾市では、障害者・障害児が、個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むができるよう必要な支援を行うことにより、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら生活していくことができるよう、障害福祉施策を進めています。

求める社会は、障害のある人もない人も、子どもから高齢者まで、誰もが地域において、安心して、生き生きと自立した生活が送れる地域社会です。

そのため、府内各課、教育委員会、民生委員・児童委員、事業者、各種団体等の連携により、共に生き、支え合う社会を作り上げていくことをめざします。



2 基本目標

本計画の基本理念を実現するために、次の6つの基本目標を定め、計画を推進します。

基本目標1：人権の尊重

基本目標2：安心・安全の確保

基本目標3：生活支援施策の充実

基本目標4：療育・教育体制の充実

基本目標5：地域社会への参加促進

基本目標6：障害者支援事業の円滑な実施（障害福祉計画・障害児福祉計画）

(1) 人権の尊重（基本目標1）

障害のある人や障害に対する偏見や差別をなくし、ノーマライゼーション^{※19}の理念に基づいた、地域社会を実現します。

国の動向

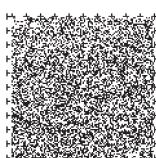
- ①平成23年「障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）」成立、平成24年施行
- ②平成25年「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」成立、平成28年施行
- ③平成25年「障害者基本法」改正、平成28年施行
- ④平成26年「障害者権利条約」批准
- ⑤平成28年「成年後見制度の促進に関する法律」成立、同年施行

(2) 安心・安全の確保（基本目標2）

障害のある人が健康な生活を送り、緊急時においても安心・安全が保障される地域社会を形成していきます。

※19 ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていく社会を目指すという考え方。



(3) 生活支援施策の充実（基本目標3）

障害のある人が安心・安全な生活を送ることができるよう、相談支援体制を充実させ、それぞれの自立を支援するために必要なサービス等を充実させます。

(4) 療育・教育体制の充実（基本目標4）

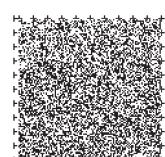
障害児の発達を支援し、特に学齢期以降はその発達段階に応じた教育の場を提供していきます。また、障害のある人に必要なサービスを提供し、図書館等の利用を支援します。

(5) 地域社会への参加促進（基本目標5）

障害のある人が地域でいきいきとした生活ができるよう、外出に対する負担を軽減し、様々な活動の提供や就労機会の確保を通じて地域社会への参加を支援します。

(6) 障害者支援事業の円滑な実施（基本目標6）

障害のある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するために、必要なサービスを計画的に確保・提供します。



3 重点課題

上尾市障害者支援計画では、以下の視点に基づき、各事業を推進していきます。

(1) 地域共生社会の実現

地域のあらゆる住民が、災害時を含めたさまざまな場面において、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域で暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現をめざします。

そのため、市民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりを検討するほか、専門的な支援を必要とする人に対して、保健・医療・福祉・保育・教育等の各関連分野が共通の理念に基づき協働する包括的な支援体制の構築を図ります。

(2) 子どもの健やかな発達の支援

子どもの発達段階に応じた支援を行います。また、障害児が福祉サービスを利用することにより、地域の保育・教育等の支援を受けられる体制を整備し、障害の有無にかかわらず、すべての子どもがともに成長できるよう、事業を推進します。

(3) 相談支援体制の充実

障害者・障害児が地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、障害福祉サービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

そこで、福祉に関する様々な相談に応じる体制を整備するとともに、サービス等利用計画^{※20}の作成を含めた相談支援を行う人材の育成、個別事例における専門的な指導・援助を行い、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業^{※21}のスキルアップに向けた対策を講じるため、基幹相談支援センター^{※22}を設置します。

※20 サービス等利用計画

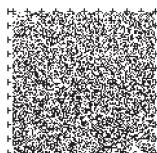
相談支援専門員が、障害福祉サービス等の利用を希望する障害者・障害児の援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について総合的な視点で作成する、利用者の生活に関する総合的な支援計画。

※21 指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者・障害児の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援することを業務とする事業所。

※22 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。



(4) 障害者・障害児に対する権利の擁護

障害者・障害児に対する虐待の防止に向けて、平成23年には「障害者虐待防止法」が制定され、それを踏まえて、上尾市でも虐待防止に対する取組を進めてきました。

福祉事務所※23、児童相談所※24、精神保健福祉センター※25、障害者・障害児団体、学校、警察、法務局、司法関係者、民生委員・児童委員※26、人権擁護委員※27等から成るネットワークを強化し、障害者等に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等の取組を実施します。また、地域の実情に応じて高齢者や児童の虐待防止に対する取組を行う機関とも連携しながら、効果的な体制を構築します。

また、平成28年4月1日に社会的な障壁によって日常生活及び社会生活が困難な人（障害者手帳等の有無を問わない）を対象として「障害者差別解消法」が施行され、「不当な差別的取扱いの禁止」が法的義務として、「合理的配慮の提供」が公共機関に対しては法的義務として、民間事業者に対しては努力義務として、課せられることとなりました。

上尾市では、市職員の対応に関し、「上尾市職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を定めました。今後は、障害者差別解消支援地域協議会において、この法律の周知・啓発、これまでの差別事例の収集・検討、差別の防止について検討を進め、差別の解消を図ります。

※23 福祉事務所

福祉六法（生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法）に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行う行政機関。

※24 児童相談所

児童福祉法第12条に基づき、都道府県の相談機関として子どもについての様々な相談に応じ、それぞれの問題解決に必要な指導援助を提供する行政機関。

※25 精神保健福祉センター

精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関。（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条）

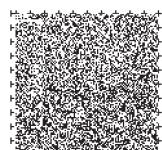
※26 民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。

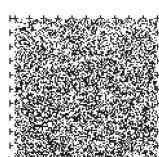
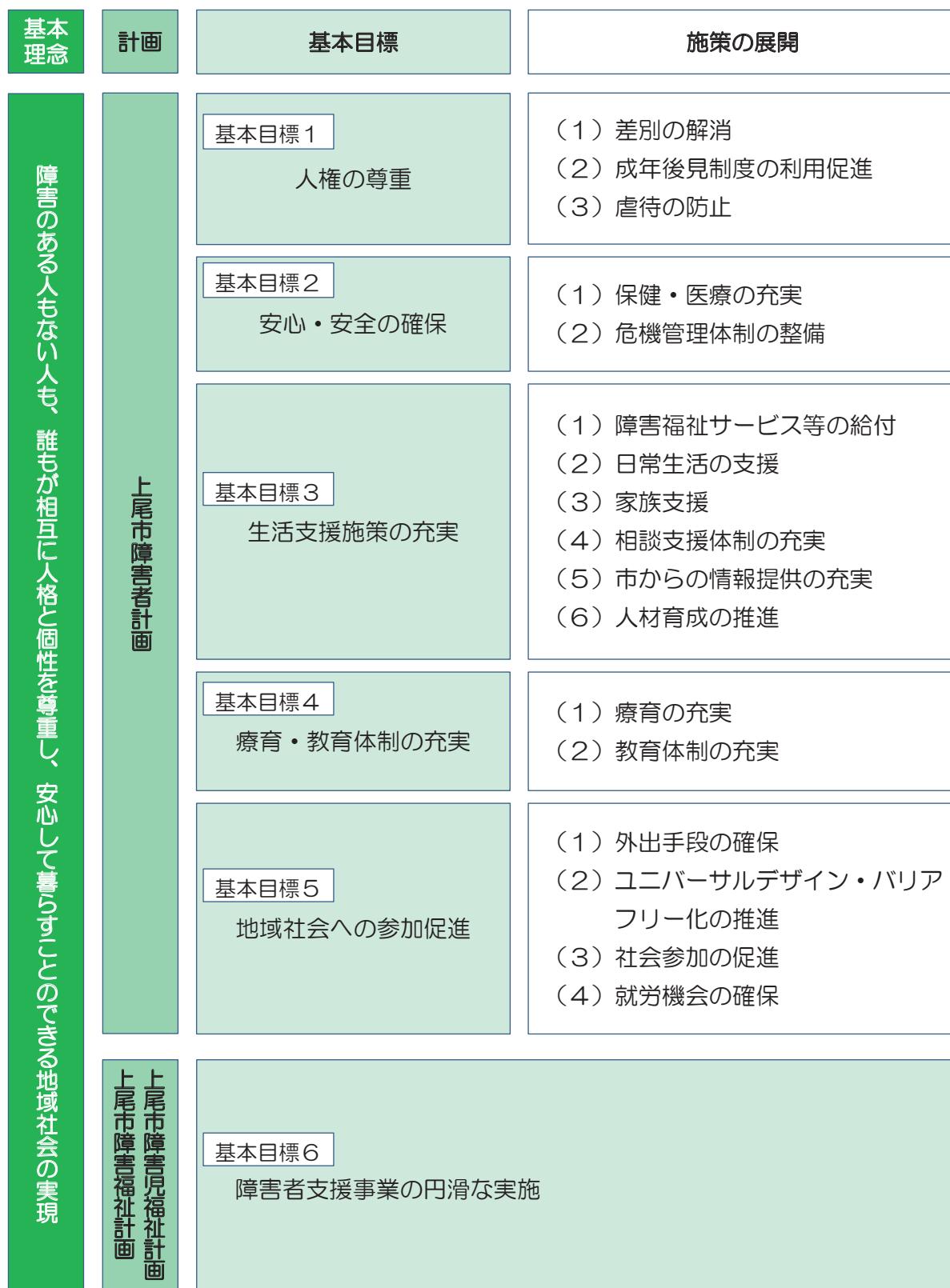
※27 人権擁護委員

人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考え方を広める活動をしている民間ボランティア。



4 施策の展開（体系図）

基本理念・基本目標・重点課題を踏まえ、その実現のために以下の施策を推進します。



5 実施事業

● 人権の尊重(基本目標1)

(1) 差別の解消

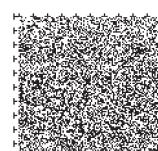
事業（取組）名	頁
①障害者差別解消支援地域協議会の設置	57
②障害者の意思決定支援の推進	57
③消費者被害を未然に防止するための啓発	58
④人権啓発推進事業 …市民と障害者等の団体との相互交流	58
⑤インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 …障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ環境づくりの推進	59
⑥インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 …特別支援学校と通常学級との交流	59
⑦インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 …障害に対する保護者の理解の促進	60
⑧インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 …特別支援学級や特別支援学校と小・中学校の通常学級との交流及び共同学習の推進	60
⑨インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 …教職員に対する研修の充実	61
⑩平等な選挙機会の確保	61

(2) 成年後見制度の利用促進

事業（取組）名	頁
①成年後見制度の周知・啓発	62
②成年後見制度利用費用の助成	62

(3) 虐待の防止

事業（取組）名	頁
①障害者虐待防止センターの設置	63



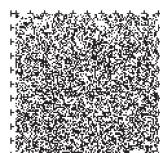
● 安心・安全の確保(基本目標2)

(1) 保健・医療の充実

事業（取組）名	頁
①妊娠中の健康支援	64
②親子への訪問支援	64
③乳幼児の健康診査	65
④大人の健康づくり	65
⑤歯科保健の推進	65

(2) 危機管理体制の整備

事業（取組）名	頁
①自主防災組織の育成支援	66
②防災パンフレット等の作成	66
③防災情報等の配信	67
④災害対策基金の管理事業（地域貢献型自動販売機の設置）	67
⑤避難行動要支援者名簿の作成	68
⑥火災予防の啓発	68
⑦緊急医療情報キットの配布	69
⑧緊急通報手段の確保	69



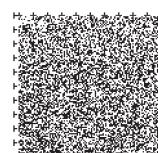
● 生活支援施策の充実(基本目標3)

(1) 障害福祉サービス等の給付

事業（取組）名	頁
①自立支援給付	70
②障害児通所支援給付	70
③移動支援事業	71
④日中一時支援事業	71
⑤訪問入浴サービス事業	72
⑥生活サポート事業	72

(2) 日常生活の支援

事業（取組）名	頁
①補装具費の支給	73
②日常生活用具の給付	73
③手話通訳者の派遣及び養成	74
④要約筆記者の派遣	74
⑤福祉機器の貸出	75
⑥難聴児補聴器購入費の助成	75
⑦小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付	75
⑧重度障害者居宅改善整備費の支給	76
⑨在宅特別障害者等手当の支給	76
⑩特別児童扶養手当の支給	76
⑪自立支援医療費（精神通院医療・更生医療・育成医療）の支給	77
⑫重度心身障害者医療費の支給	77
⑬重度心身障害者福祉手当の支給	77
⑭難病者見舞金の支給	78
⑮配食サービス事業	78
⑯ふれあい収集	78

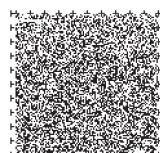


(3) 家族支援

事業（取組）名	頁
①超重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア	79
②学齢期の発達障害児を養育する家族への支援	79
③家族介護への支援 …認知症サポーターの養成	80
④家族介護への支援 …介護家族会・家族介護教室の実施	80
⑤家族教室・家族サロンの実施	80

(4) 相談支援体制の充実

事業（取組）名	頁
①障害者生活支援センターの設置	81
②サービス等利用計画の作成（計画相談支援給付・障害児相談支援給付）	81
③身体・知的障害者相談員の設置	82
④子ども・若者相談支援	82
⑤子育て相談の実施	82
⑥育児・発達相談の実施	83
⑦家庭児童相談室の相談員による相談支援	83
⑧民生委員・児童委員による相談支援	83
⑨生活困窮者に対する相談支援	84
⑩地域包括支援センターでの総合的な相談支援	84
⑪親子への健康教育・相談	85
⑫こころの健康づくり	85
⑬消費者被害の未然防止に対する相談支援	85
⑭児童生徒への教育相談	86
⑮就学前相談の実施	86

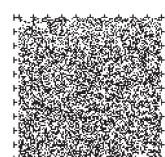


(5) 市からの情報提供の充実

事業（取組）名	頁
①声の広報等の発行	87
②声の議会だよりの発行	87

(6) 人材育成の推進

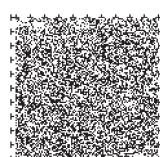
事業（取組）名	頁
①上尾市・伊奈町地域自立支援協議会の設置	88
②市職員に対する研修	88
③市役所における専門的人材の確保	89
④保育所職員の発達障害に関する資質の向上	89
⑤幼稚園職員への発達障害研修の実施	90
⑥協働のまちづくり推進事業	90



● 療育・教育体制の充実(基本目標4)

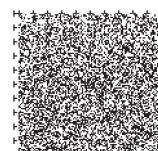
(1) 療育の充実

事業（取組）名	頁
①市立保育所における障害児保育の実施	91
②保育要録の作成及び提供	91
③親子教室・心理相談の実施	92
④発達訓練や相談の充実	92
⑤つくし学園運営事業	93
⑥つくし学園分室運営事業	93
⑦保育所等訪問支援事業	94
⑧発達支援専門員巡回事業	94
⑨学童保育所における障害児の受け入れ	95



(2) 教育体制の充実

事業（取組）名	頁
①市立幼稚園の運営	96
②図書館の利用支援 …点字及び録音資料等の郵送や来館での貸出	96
③図書館の利用支援 …図書館音訳者による対面朗読及び録音資料作成	97
④図書館の利用支援 …宅配サービスの実施	97
⑤さわやかスクールサポート事業	98
⑥小・中学校特別支援学級設置事業	98
⑦進学時における関係機関との連携強化	99
⑧市立幼稚園における教育相談の実施	99
⑨児童生徒一人一人に応じた支援の充実 …通級による指導の充実	100
⑩児童生徒一人一人に応じた支援の充実 …特別支援教育コーディネーターによる相談体制の充実	100
⑪児童生徒一人一人に応じた支援の充実 …発達障害についての研修及び巡回相談の実施	101
⑫児童生徒一人一人に応じた支援の充実 …全ての教職員への更なる研修の充実・強化	101
⑬児童生徒一人一人に応じた支援の充実 …指導計画作成のための研修	102
⑭児童生徒一人一人に応じた支援の充実 …特別支援学級についての理解の促進	102
⑮児童生徒一人一人に応じた支援の充実 …医療的ケア児への対応と支援	103
⑯障害のある幼児や家族に対する就学支援の充実	103
⑰障害のある児童生徒に対する就学支援の充実	104
⑱教育相談体制の充実	104
⑲アッピースマイルソポーターと特別支援学級補助員の資質向上	105



● 地域社会への参加促進(基本目標5)

(1) 外出手段の確保

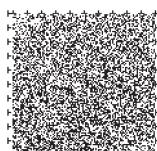
事業（取組）名	頁
①福祉タクシー券の交付・自動車燃料費の助成	106
②リフト付車両の運行（ふれあい号）	106
③自動車運転免許取得費の助成	107
④自動車改造費の助成	107
⑤市内循環バスの利用料の免除	107

(2) ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進

事業（取組）名	頁
①公共施設等におけるバリアフリー化の推進	108
②公共交通機関におけるバリアフリー化の推進	108
③放置自転車対策	109
④上尾市バリアフリー基本構想の推進	109
⑤バリアフリーマップの作成	109
⑥上尾市福祉のまちづくり条例の制定	110
⑦公共施設設計等のバリアフリー化の推進	110
⑧「埼玉県福祉のまちづくり条例」による指導	111
⑨都市公園等の管理運営 …都市公園等のバリアフリー化	111
⑩幼稚園・小学校・中学校の管理運営	111

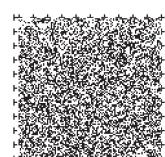
(3) 社会参加の促進

事業（取組）名	頁
①ピアサポート体制の充実	112
②地域活動支援センターの設置	112
③障害者スポーツへの参加の促進	113
④コミュニティセンター・イコス上尾・文化センターの使用料の減免	113
⑤市民活動支援センター運営事業	113
⑥地域レビュー支援事業	114
⑦上尾市ギャラリーの使用料の減免	114
⑧公民館の使用料の減免	114
⑨スポーツ大会・教室等の開催	115
⑩スポーツ活動の推進	115



(4) 就労機会の確保

事業（取組）名	頁
①障害者就労支援センターの設置	116
②障害者施設製品の販売促進	116
③工賃向上に向けた事業所への支援	117
④障害者就労施設等からの優先調達の推進	117
⑤市役所における障害者雇用の推進	117
⑥建設工事請負等競争入札参加資格審査についての優遇策	118
⑦地元企業へのインターンシップの実施支援	118





第4章

障害者・障害児施策の推進
— 第2期上尾市障害者計画 —

第4章 障害者・障害児施策の推進 一第2期上尾市障害者計画一

1 基本姿勢

障害者・障害児が、差別を受けることなく、そのままの状態で社会に包容され、自立した日常生活・社会生活を送ることができるよう、子どもから高齢者まで、障害がある人もない人も、誰もが安心していきいきとした生活を送ることができる、地域共生社会の形成を進めます。

2 人権の尊重（基本目標1）

（1）差別の解消

障害者・障害児の人格が尊重されて、はじめて障害者・障害児がいきいきと生活していくことができます。差別・偏見の解消された地域社会を作り上げていくための施策を推進していきます。

① 障害者差別解消支援地域協議会の設置 [健康福祉部 障害福祉課]

事業（取組）内容

障害者差別解消法に基づき、社会生活を円滑に営む上で困難を有する障害者に対する支援が、効果的かつ円滑に実施されるよう、障害者差別解消支援地域協議会を設置します。

現状と課題

医療、保健、福祉等の関係機関にて組織する地域自立支援協議会に、障害者差別解消支援地域協議会の機能を加えました。ここでは、実態調査や課題抽出などの取組を始めており、この結果をもとに活動内容を検討する必要があります。

今後の方針

調査結果の考察や分析を行い、問題解決等に向けた活動の議論を深めていきます。

② 障害者の意思決定支援の推進 [健康福祉部 障害福祉課]

事業（取組）内容

障害者総合支援法に基づき、障害者の自己決定に関する支援を行います。

具体的には、厚生労働省の示す「意思決定支援ガイドライン」の活用について、福祉事業者や支援者等広く周知を図ります。

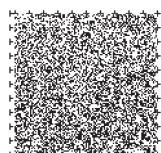
現状と課題

これまで障害者への支援や福祉サービス提供において、障害者の意思決定については各事業者や支援者が意識して取り組んできていたところです。

今後はさらに「意思決定支援ガイドライン」の普及を図ることが必要とされており、この周知方法について検討します。

今後の方針

障害者の意思決定の支援がより一層適切に図られるよう、継続して普及に努めます。



③ 消費者被害を未然に防止するための啓発 [市民生活部 消費生活センター]

事業（取組）内容

消費者としての意識向上を図り、権利を確立し、生活の質を高めること及び消費者被害を未然に防止することを目的として啓発を行います。

現状と課題

啓発活動の一環として、講座や講演会等実施し、受講者の消費者意識の向上に努めています。
今後も継続して消費者被害防止のため啓発活動を行っていくことが必要です。

今後の方針

講座や講演会については、手話通訳者等の手配等、障害のある人への個別対応を行いながら実施していきます。

また、福祉団体にも参加協力をいただき、消費生活展を開催し、継続して啓発活動を行っていきます。

④ 人権啓発推進事業 [市民生活部 人権男女共同参画課]

…市民と障害者等の団体との相互交流

事業（取組）内容

あげおヒューマンライツミーティング21を開催し、障害者等の人権グループによるワークショップを開催することで、市民と団体の相互交流を図ります。

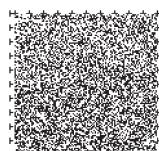
また、障害者就労施設の活動紹介と製品販売を実施します。

現状と課題

平成12年度を第1回として毎年開催しており、一定の参加者があり、定着しています。
若い世代への人権尊重意識の啓発が課題です。

今後の方針

継続して周知及び事業を実施していくことで、人権尊重意識の啓発に努めます。



⑤ インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 [学校教育部 指導課]

…障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ環境づくりの推進

事業（取組）内容

障害のある児童生徒一人一人が学校教育で必要としていることを理解し、生活や学習における適切な指導や支援を行う、インクルーシブ教育^{※28}を実施します。また、「支援籍^{※29}」の普及を図り、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ環境づくりを推進します。

現状と課題

個別の支援を要する児童生徒の個別の教育支援計画、個別の指導計画作成に取り組んでいます。
特別支援学校 6 校に在籍する児童生徒が上尾市の小・中学校の通常の学級で学習を行い、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ環境づくりを推進し、支援籍の普及を図っています。

今後の方針

個別の教育支援計画、個別の指導計画の充実を図ります。
特別支援学校と連携し、支援籍の更なる推進を図ります。

⑥ インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 [学校教育部 指導課]

…特別支援学校と通常学級との交流

事業（取組）内容

支援籍への理解を図り、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が活動を共にすることによって互いの自立と社会参加を促進するとともに、「心のバリアフリー」という考え方を浸透させるよう、啓発を推進します。

現状と課題

特別支援学校の学校公開や運動会、教材教具展等の開催について、小・中学校に情報提供を行っています。

「共生社会を支える特別支援教育推進」の理念に基づく教育について一層の理解を深めるため、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター^{※30}による研修会を毎年3回開催しています。

今後の方針

特別支援学校との更なる連携を図ります。
特別支援学校の特別支援教育コーディネーターと連携し、特別支援学校のセンター的機能を十分に活用します。

※28 インクルーシブ教育

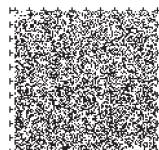
障害のある人と障害のない人が可能な限り共に学ぶこと。

※29 支援籍

障害のある児童生徒が必要な学習活動を行うために、在籍する学校又は学級以外に置く埼玉県独自の学籍。

※30 特別支援教育コーディネーター

各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う。



⑦ インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 [学校教育部 指導課] …障害に対する保護者の理解の促進

事業（取組）内容

障害に対する保護者の理解を一層深められるよう、入学説明会やPTA総会、学校だよりなどを通じて周知徹底します。

現状と課題

障害に対する保護者の理解を深めるため、特別支援学級^{※31}や通級指導教室^{※32}において、教室・学級便りを毎月発行しています。

特別支援教育について、保護者への啓発を行うため、特別支援教育リーフレットを毎年作成・配布しています。

今後の方針

特別支援学級・通級指導教室便りの充実を図ります。

特別支援教育リーフレット配布を継続します。

⑧ インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 [学校教育部 指導課] …特別支援学級や特別支援学校と小・中学校の通常学級との交流及び共同学習の推進

事業（取組）内容

特別支援学級や特別支援学校と小・中学校の通常学級との交流及び共同学習を推進します。

現状と課題

「特別の教育課程」に基づき、通常の学級との交流及び共同学習を行いました。運動会や音楽会などの学校行事で交流する機会を設けています。

在籍児童生徒数が少ない特別支援学級の指導の工夫が課題です。

今後の方針

通常の学級との交流及び共同学習を充実させます。

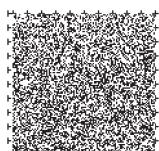
学校行事等で交流する機会を増やします。

※31 特別支援学級

障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うため設置された学級。

※32 通級指導教室

小・中学校の通常の学級に在籍している障害のある児童生徒が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を受ける教室。



⑨ インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 [学校教育部 指導課]
…教職員に対する研修の充実

事業（取組）内容

交流及び共同学習の充実を図るため、特別支援学級や特別支援学校と通常学級の関わりに関する検討を進めるとともに、教職員研修の充実・強化等により、児童生徒に「心のバリアフリー」や「社会の中で自立できる自信と力」を育てる人材の育成を推進します。

現状と課題

特別支援教育コーディネーター研修会、特別支援学級等担当者研修会、特別支援教育推進研修会を開催しています。

専門性の高い教員の育成が課題です。

今後の方針

新たな特別支援教育推進の人材を育成するために、特別支援教育推進研修会の充実を図っていきます。

⑩ 平等な選挙機会の確保 [選挙管理委員会事務局]

事業（取組）内容

障害者が選挙権を等しく行使できるよう、投票所のバリアフリー化等の環境づくりを進めます。

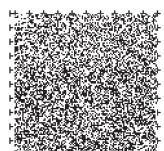
現状と課題

各選挙において、段差のある投票所には簡易スロープを設置するなど、投票所の環境向上に努めています。

また、選挙広報の録音テープを作成するボランティア団体に対する情報提供を行っています。

今後の方針

今後も、選挙人が投票しやすい環境づくりに努めます。



(2) 成年後見制度の利用促進

判断能力が十分でない障害のある人が、安心して自立した生活を送るためには、財産や権利が守られなければなりません。

知的障害や認知症など判断能力が十分でない人に代わり、財産管理や契約行為を行う成年後見制度の利用を促します。

① 成年後見制度の周知・啓発 [健康福祉部 障害福祉課]

事業（取組）内容

障害者やその家族に対し、成年後見制度について周知・啓発を図ります。

現状と課題

障害者及びその家族の高齢化に伴い、判断能力が十分でない方のための成年後見制度の必要性はますます高くなっているため、更なる制度の周知、利用の促進を図ります。制度が複雑なため、説明者の正しい理解とわかり易いパンフレット等の活用が必要です。

今後の方針

制度の周知・啓発について、継続して実施します。

② 成年後見制度利用費用の助成 [健康福祉部 障害福祉課]

事業（取組）内容

障害福祉サービス利用等の観点から成年後見制度の利用が有効と認められる重度の知的障害者又は精神障害者のうち、市長が成年後見開始等の審判請求を行った方について、成年後見制度利用に要する費用の助成が必要な場合、その費用の助成を行います。

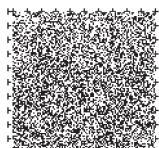
現状と課題

対象となる障害者及び家族の高齢化に伴い、必要性が高くなっています。

今後も成年後見制度の周知・啓発を促進し、本事業の活用を促進していきます。

今後の方針

制度の周知・啓発及び費用の助成を継続して実施します。



(3) 虐待の防止

障害者の身体・財産・人格が損なわれないよう、障害者・障害児に対する虐待^{※33}の防止や早期対応に努めます。

① 障害者虐待防止センターの設置 [健康福祉部 障害福祉課]

事業（取組）内容

障害者虐待の未然防止及び虐待が発生した際に早期発見、迅速な対応ができるよう、障害者虐待防止センターを設置し、障害者の虐待通報やこれに関する相談を受理します。

センターは相談窓口としての機能を持つほか、権利擁護や虐待防止に関する啓発を行います。

現状と課題

虐待に関する相談受付と対応、虐待防止や権利擁護の普及啓発を行っています。虐待通報については、緊急性の判断を行い、迅速な対応を行っています。

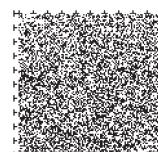
潜在化している問題についての対応や虐待通報時の対応力に関する質の担保が課題です。

今後の方針

障害者虐待の未然防止と発生時の対応については継続性・迅速性が求められるため、当該相談窓口の周知と合わせて、被害者の受入先の安定確保など、質の向上を図っていきます。

※33 虐待

養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、雇用主等による障害者虐待をいう。
身体的虐待、放棄・放置、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待がある。



3 安心・安全の確保（基本目標2）

（1）保健・医療の充実

それぞれのライフステージにおける保健事業を充実させ、発達の課題に対する早期発見、早期対応や健康づくりのために、適切な施策を推進します。

① 妊娠中の健康支援 [健康福祉部 健康増進課]

事業（取組）内容

妊娠届出者に対して母子健康手帳及び妊婦健康診査助成券を交付しています。

また、妊婦健康診査に関わる費用の一部を助成しています。

現状と課題

東西保健センターをはじめ、市内公共施設にて交付しています。

東保健センターには母子保健コーディネーター（助産師）を配置し、妊娠届出時に面接を行っています。

全ての妊娠届出書について、母子保健コーディネーターが確認し、必要に応じた支援を行っています。専門職の面接が、全妊婦にできていない点が課題です。

今後の方針

専門職が面接しながら母子健康手帳を交付できるようなシステムの検討を、引き続き行っています。

妊婦健康診査については、引き続き助成を実施していきます。

② 親子への訪問支援 [健康福祉部 健康増進課]

事業（取組）内容

健康の保持・疾病の早期発見、育児不安の解消を図るため、生後4か月までの乳児家庭を訪問する、妊産婦・新生児訪問指導を行います。

生後4か月までの乳児家庭を全戸訪問し、孤立化予防と情報提供を行うこんにちは赤ちゃん事業を実施します。

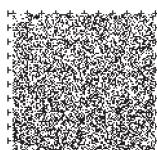
現状と課題

妊産婦・新生児訪問指導及びこんにちは赤ちゃん事業については全ての申請に対して訪問指導を実施しています。

こんにちは赤ちゃん事業については、身近な地域の訪問員が訪問し、子育て支援情報の提供等を行っており、おむね90%以上の実施率を維持しています。

今後の方針

こんにちは赤ちゃん事業において、子どもの発育・発達や医療等に関する質問や相談があった場合、必要に応じて、地区担当保健師が引き継ぎ、対応を行っていきます。



③ 乳幼児の健康診査 [健康福祉部 健康増進課]

事業（取組）内容

乳幼児健康診査及びフォロー健診を実施し、乳幼児の心身の発育発達の確認や育児上の問題を早期に発見し、安心して育児ができるように支援を行います。

現状と課題

乳幼児健康診査はおおむね95%以上の受診率を維持しています。

発達に遅れがある場合のフォローや療育機関への円滑な引継ぎを実施しています。

受診率の維持及び向上が課題です。

今後の方針

受診の勧奨を継続するとともに、受診できなかった親子については、訪問等を行い、全数の把握を目指します。

④ 大人の健康づくり [健康福祉部 健康増進課]

事業（取組）内容

健康づくりに関する情報提供や相談、教育及び健康づくりに携わる人の養成（ヘルスマイト等）を行います。

現状と課題

栄養や運動等に関する個別相談及び集団を対象にした教室を開催しています。

青壯年期（およそ16歳から50歳くらいの人）の参加者を増やしていく事が課題です。

今後の方針

周知方法や事業内容を検討し、引き続き青壯年期へのアプローチを実施していきます。

⑤ 歯科保健の推進 [健康福祉部 健康増進課]

事業（取組）内容

歯科保健の普及啓発を行います。生涯自分の歯でいられるよう、相談や教育を行います。

現状と課題

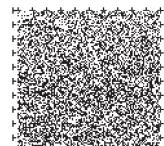
歯科に関する個別相談及び集団を対象にした教育、普及啓発のためのイベントを開催しています。

青壯年期との関わりが少ない事が課題です。

今後の方針

引き続き歯科保健の普及啓発に努めます。

また、青壯年期へのアプローチを検討していきます。



(2) 危機管理体制の整備

災害時等において障害のある人に必要な支援の提供のほか、平時における減災対策の啓発活動に取り組んでいきます。

① 自主防災組織の育成支援 [総務部 危機管理防災課]

事業（取組）内容

自主防災組織が参加する研修や訓練等を通して、要配慮者が必要とする支援や対応についての理解を深めるとともに、事務区や関係団体・機関の協力を仰ぎ、減災対策の啓発活動に努めます。

現状と課題

地域によって防災活動の取組に、ばらつきがみられることが課題です。

今後の方針

総合防災訓練で要支援者が参加できる訓練の実施、自主防災組織での DIG(災害図上訓練)・HUG(避難所運営ゲーム) 等の講座の開催、防災士協議会による減災の啓発活動を進めています。

② 防災パンフレット等の作成 [総務部 危機管理防災課]

事業（取組）内容

各種の障害に応じた緊急災害時の具体的な対処方法や避難方法などをマニュアル化するとともに、その内容を盛り込んだ防災パンフレットの作成・配布、ヘルプカード^{※34}の作成・配布、市Webサイトへの掲載を実施します。

現状と課題

第2次上尾市地域福祉計画・第5次上尾市地域福祉活動計画の策定にあたり、関係各課と協力して、目的や対象に応じた避難ガイドブックを作成します。

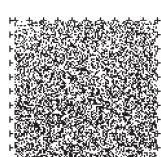
避難ガイドブックの作成にあたっては、障害種別に応じた内容にする必要があります。

今後の方針

関係機関・部署の協力の下、要配慮者や関係団体へのヒアリングなどを通して、障害の特性を考慮した避難ガイドブックの作成を進めています。

※34 ヘルプカード

障害のある人（難病患者を含む）や高齢者などが、災害時や緊急時、日常生活の中で困ったときに、必要な支援や配慮を周囲の人にお願いするためのカード。



③ 防災情報等の配信 [総務部 危機管理防災課]

事業（取組）内容

様々な情報伝達手段を活用し、防災情報等を多くの市民に迅速に配信しています。

現状と課題

市政出前講座や他団体との合同研修会、講演会などで、上尾市メールマガジンの登録手順を示したチラシを作成し配布を行っています。

また、防災についての講義や研修会等にて、上尾市メールマガジン、埼玉県防災情報メール、通信事業者が行う緊急速報メール、テレビの文字放送について説明を行っています。

携帯電話をもっていない高齢者等、自分から情報を取りに行けない人へ漏れなく情報伝達ができる手段の充実が課題です。

今後の方針

情報伝達の漏れが無くなるよう、情報手段の更なる多様化に努めています。

④ 災害対策基金の管理事業（地域貢献型自動販売機の設置）[総務部 危機管理防災課]

事業（取組）内容

電光掲示板を搭載した、飲料水等の地域貢献型自動販売機※35を市内の公共施設等に設置し、平常時には地域情報や行政情報などを視覚情報として表示します。

災害等の緊急時にはリアルタイムで災害情報を提供し、また、遠隔操作で自動販売機内の商品を飲料水として無料で提供する等の対策も順次実施します。

現状と課題

電光掲示板を搭載し、視覚情報の提供が可能な地域貢献型自動販売機を市内の公共施設等に23台設置しており、平常時には地域情報や行政情報などを提供しています。

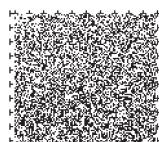
情報発信媒体として、今後増設を検討していく必要があります。

今後の方針

今後も増設について検討していきます。

※35 地域貢献型自動販売機

通常の自動販売機の上部にLEDメッセージボードが搭載されており、地域情報や行政情報などの情報を表示する機能を持っているもの。また、大地震などの災害時には、遠隔操作で自動販売機内の在庫商品を無料で提供できる。



⑤ 避難行動要支援者名簿の作成 [総務部 危機管理防災課]

事業（取組）内容

緊急災害時に支援を必要とする人の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成し、市、消防、民生委員、自主防災組織等がその名簿を共有して、災害時における避難誘導や安否確認などに役立てます。

現状と課題

避難行動要支援者名簿を作成し、自主防災組織等の避難支援等関係者に提供しています。

また、データを随時更新し、自主防災組織等に更新名簿の案内を行っています。

要支援者の担当避難支援等関係者の決定を、自主防災組織をはじめ関係機関と連携して進めいく必要がありますが、自主防災組織の関心の度合いに差があるなどの課題があります。

今後の方針

避難行動要支援者名簿について、窓口等にてパンフレットの配布を行い障害者に周知していくとともに、名簿の有効活用について、区長会などを通し、地域に向けて啓発していきます。

また、名簿の活用状況の把握について、アンケート等の方法を検討していきます。

⑥ 火災予防の啓発 [消防本部 予防課]

事業（取組）内容

市内で開催される各種イベントに参加し、聴覚障害者に対応した住宅用火災警報器等のパネル展示による広報活動を行います。

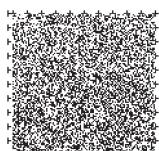
現状と課題

市内の住宅用火災警報器の普及率は7割程度となっています。

住宅用火災警報器の普及率向上が課題です。

今後の方針

現状の取組を継続していきます。更に、住宅用火災警報器の設置義務から10年以上が経過したことから、維持管理や交換の必要性についても広報活動を実施していきます。



⑦ 緊急医療情報キットの配布 [消防本部 警防課]

事業（取組）内容

自分の医療情報や緊急連絡先などを記入した用紙を筒状の容器に入れて自宅の冷蔵庫で保管し、万が一の災害や病気などの緊急時に備える、緊急医療情報キットを配布します。

現状と課題

希望する世帯に対して、1世帯に1個配布しています。
引き続き本事業の周知に努めていく必要があります。

今後の方針

周知方法を検討しながら、継続して実施します。

⑧ 緊急通報手段の確保 [市民生活部 交通防犯課・消防本部 指令課]

事業（取組）内容

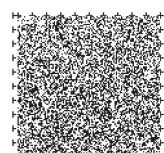
埼玉県警察が行っている「メール・ファクス 110番」について、市Webサイトでの周知を行っています。
聴覚、音声機能、言語機能、そしゃく機能に障害のある人を対象に、ファクス及び電子メールによる119番通報に対応しています。

現状と課題

「メール・ファクス 110番」については利用者が少なく、周知を継続して実施する必要があります。
携帯電話やスマートフォンからの119番通報は年々増加傾向にあります。
119番通報への対応速度の向上が課題です。

今後の方針

「メール・ファクス 110番」については引き続き、Webサイト等を活用しながら周知を行っていきます。
携帯端末のGPS機能により通報場所が特定でき、文字入力により119番通報ができるシステム等、多様な119番通報手段の確保について検討していきます。



4 生活支援施策の充実（基本目標3）

（1）障害福祉サービス等の給付

障害のある人が自立した日常生活・社会生活を送ることができるように、必要なサービスを提供します。

① 自立支援給付 [健康福祉部 障害福祉課]

事業（取組）内容

障害者の日常生活及び社会生活を支援するために必要な障害福祉サービスの支給決定を行います。

障害程度が一定以上の人に生活上又は療養上の介護を行う「介護給付」、障害の程度に関わらず、一定期間に身体的又は社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行う「訓練等給付」、入院・入所中の障害者が退院・退所するための支援を行う「地域相談支援給付」のサービスがあります。

現状と課題

個々の障害状況に応じた適切なサービスについて支給決定しています。

障害種別や生活環境等、態様が多様化しているため、個々のニーズとサービスを繋げるための「サービス等利用計画」を活用しています。

また、利用するサービスの種類も多様化してきていることから、引き続き、わかりやすい制度案内に努めていく必要があります。

今後の方針

個々の状況に合った適切なサービスを支給していきます。また、わかりやすい制度案内に努めます。

② 障害児通所支援給付 [健康福祉部 障害福祉課]

事業（取組）内容

児童福祉法に基づき、心身の障害や発達に遅れのある児童に対して、生活能力の向上や集団生活への適応、社会との交流促進等の療育・訓練を行うサービスの支給決定を行います。

現状と課題

個々の障害状況に応じた適切なサービスについて支給決定しています。

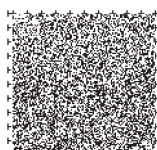
障害種別や生活環境等、態様が多様化しているため、個々のニーズとサービスを繋げるための「サービス等利用計画」を活用しています。

引き続き、わかりやすい制度案内に努めていく必要があります。

今後の方針

対象児が適切な療育を受けられるよう、引き続きサービスを支給していきます。

また、わかりやすい制度案内に努めます。



③ 移動支援事業 [健康福祉部 障害福祉課]

事業（取組）内容

外出時の移動が困難な障害者等が、円滑に外出することができるよう移動の支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

現状と課題

外出時に移動の支援を行うヘルパーを利用することができるサービスであり、申請のあった対象者に対して支給決定しています。

個々の生活状況等は多様化してきており、本人及びその家族らのニーズを把握しながら、本人が適切なサービスを受けられるように給付を行う必要があります。

今後の方針

引き続き個々の状況について伺いつつ、他のサービスを利用している方については相談支援専門員の意見を聞くなどして、本人が適切なサービスを受けられるよう支給決定を行っていきます。また、生活状況等が多様化しており、対象要件の見直し等を含めて検討していきます。

④ 日中一時支援事業 [健康福祉部 障害福祉課]

事業（取組）内容

障害者等の日中における活動の場を確保することにより、日常的に介護している家族に対して、就労の支援及び一時的な休息を供与します。

具体的には、障害者等に対し、日中における活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練、送迎サービスその他適切な支援を行います。

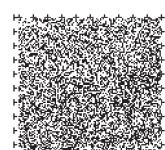
現状と課題

日中における活動の場の提供として、見守りを含めたサービスであり、申請のあった対象者に対して支給決定しています。

移動支援事業と同様、個々の生活状況等の多様化を考慮し、本人及びその家族らのニーズを把握しながら、本人が適切なサービスを受けられるように給付を行う必要があります。

今後の方針

引き続き個々の状況について伺いつつ、他のサービスを利用している方については相談支援専門員の意見を聞くなどして、本人が適切なサービスを受けられるよう支給決定を行っていきます。



⑤ 訪問入浴サービス事業 [健康福祉部 障害福祉課]

事業（取組）内容

自宅の浴室における身体介護サービスの利用では入浴が困難な、障害者・障害児に対して、訪問入浴サービスを提供することにより、身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。

現状と課題

自宅の浴室における身体介護サービスの利用では入浴が困難な、障害者・障害児に対して、自立支援給付等では行えない範囲の入浴介助を実施しています。

在宅生活で必要な清潔保持や心身機能の維持に有用であり、利用者は増加傾向にあります。

現状では代替サービスがないことを考慮していく必要があります。

今後の方針

今後も高い必要性が見込まれるため、継続的に実施していきます。

⑥ 生活サポート事業 [健康福祉部 障害福祉課]

事業（取組）内容

在宅の障害者・障害児の身近な場所での地域生活を支援するため、障害者・障害児に対する一時預かり、送迎、外出介助等のサービスを提供します。

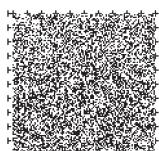
現状と課題

本人やその家族のニーズに応じて、きめ細かいサービスが提供される事業です。

自立支援給付等の他のサービスと合わせて利用する方が増えており、相談支援事業等を活用しながら、適切なサービスを受けられるよう支援を行うことが必要です。

今後の方針

引き続き、利用者が適切なサービスを受けられるよう、動向を見守りながら事業を継続していきます。



(2) 日常生活の支援

障害のある人の日常生活における自立を支援するため、サービス等の給付や各種手当の支給を行います。

① 補装具費の支給 [健康福祉部 障害福祉課]

事業（取組）内容

身体障害者の社会生活能力および日常生活能力の向上を図るために、補装具^{※36}の購入・修理等に要する費用を支給します。

現状と課題

障害者総合支援法に基づき、適切に実施しています。

また、引き続きわかりやすい制度案内に努めていく必要があります。

今後の方針

案内や説明等の方法を隨時見直しながら、継続して実施します。

② 日常生活用具の給付 [健康福祉部 障害福祉課]

事業（取組）内容

障害のある人の生活において必要な日常生活用具を給付します。

現状と課題

日常生活用具を必要とする障害者・障害児及び難病患者等に対し給付を行っています。

対象者の生活状況等が多様化しており、給付品目に関しての見直しを隨時検討する必要があります。

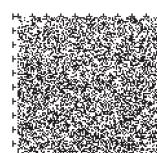
今後の方針

継続して実施します。

新たな給付品目については、ニーズの把握に努め、隨時検討していきます。

^{※36} 補装具

身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具。



③ 手話通訳者の派遣及び養成 [健康福祉部 障害福祉課]

事業（取組）内容

音声・言語による意思疎通が困難なろう者に対し、手話通訳者※37の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

また、手話通訳者養成講習を実施し、手話通訳者の養成を行っています。

現状と課題

ろう者への社会参加支援として、コミュニケーション手段の拡充を促進するために実施しています。

利用に関する普及を進めていくとともに、手話通訳者養成についても同様に制度周知および啓発を行っていく必要があります。

今後の方針

制度周知や啓発の方法を隨時見直しながら、継続して実施します。

④ 要約筆記者の派遣 [健康福祉部 障害福祉課]

事業（取組）内容

音声・言語による意思疎通が困難な聴覚障害者に対し、要約筆記者※38の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

現状と課題

中途失聴者等、手話を習得していない聴覚障害者のコミュニケーション手段の拡充を促進するため、実施しています。

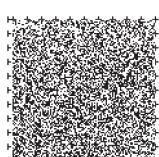
確実な制度周知に努めていく必要があります。

今後の方針

制度周知の方法を隨時見直しながら、継続して実施します。

※37 手話通訳者
手話を用い、ろう者とろう者以外の人とのコミュニケーションを仲介する人。

※38 要約筆記者
話されている内容を要約し、文字として聴覚障害者に伝える人。



⑤ 福祉機器の貸出 [健康福祉部 障害福祉課]

事業（取組）内容

不要となった特殊寝台や車いすなどの福祉機器を回収し、点検及び消毒をした上で、必要な障害者・障害児へ貸し出しを行います。

現状と課題

障害福祉サービス等において、特殊寝台や車いすの貸与に関するサービスは他になく、一定の利用があります。

また、障害者手帳未所持の方等も利用することができるため、制度周知を行う必要があります。

今後の方針

制度周知の方法を隨時見直しながら、継続して実施します。

⑥ 難聴児補聴器購入費の助成 [健康福祉部 障害福祉課]

事業（取組）内容

難聴児の言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器購入費の一部を助成します。

現状と課題

身体障害者手帳非該当の18歳未満の難聴児が装用する補聴器購入費の一部を助成しています。確実な制度周知に努めていく必要があります。

今後の方針

制度周知の方法を隨時見直しながら、継続して実施します。

⑦ 小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付 [健康福祉部 障害福祉課]

事業（取組）内容

小児慢性特定疾患^{※39}をもつ児童の生活において必要な日常生活用具を給付します。

現状と課題

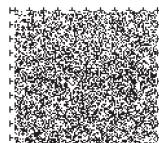
日常生活を営む上で援助が必要な小児慢性特定疾患をもつ児童に対して給付を行っています。確実な制度周知に努めていく必要があります。

今後の方針

制度周知の方法を隨時見直しながら、継続して実施します。

^{※39} 小児慢性特定疾患

18歳未満（引き続き治療が必要であると認められる場合は、20歳未満）の児童の健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成することになっている疾病。



⑧ 重度障害者居宅改善整備費の支給 [健康福祉部 障害福祉課]

事業（取組）内容

在宅で生活する重度障害者・重度障害児に対し、バリアフリーを目的とした住宅改造費の一部を助成します。

現状と課題

在宅で生活する重度障害者・重度障害児に対して実施しています。

介護保険等、他の制度の利用が優先される場合があり、確実な制度説明が必要となります。

今後の方針

わかりやすい説明や制度周知に努め、関係課との連携を図りながら、継続して実施します。

⑨ 在宅特別障害者等手当の支給 [健康福祉部 障害福祉課]

事業（取組）内容

20歳以上の身体又は精神の重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある障害者に対し、手当の支給事務を行います。

現状と課題

引き続きわかりやすい制度案内に努めていく必要があります。

今後の方針

案内や説明等の方法を隨時見直しながら、継続して実施します。

⑩ 特別児童扶養手当の支給 [健康福祉部 障害福祉課]

事業（取組）内容

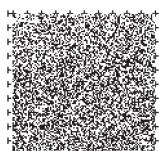
精神又は身体に一定の障害がある20歳未満の児童を育てている保護者に対し、手当の支給事務を行います。

現状と課題

引き続きわかりやすい制度案内に努めていく必要があります。

今後の方針

案内や説明等の方法を隨時見直しながら、継続して実施します。



⑪ 自立支援医療費（精神通院医療・更生医療・育成医療）の支給
[健康福祉部 障害福祉課・子ども未来部 子ども支援課]

事業（取組）内容

障害者総合支援法に基づき、障害の内容によって、指定医療機関における医療費の一部を公費負担します。

現状と課題

利用者は増加傾向にあり、申請者の態様も多様化していることから、引き続きわかりやすい制度案内に努めていく必要があります。

今後の方針

案内や説明等の方法を随時見直しながら、継続して実施します。

⑫ 重度心身障害者医療費の支給 [健康福祉部 障害福祉課]

事業（取組）内容

重度心身障害者の医療費の一部を支給します。

現状と課題

対象となる受給者の減少とともに医療費の支給総額は減少傾向にあります。
確実な制度案内に努めていく必要があります。

今後の方針

その他の公費負担医療制度も活用しながら、医療費の支給を継続して行います。

⑬ 重度心身障害者福祉手当の支給 [健康福祉部 障害福祉課]

事業（取組）内容

在宅の重度障害者・重度障害児に対し、手当を支給します。

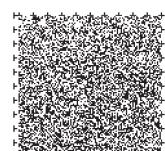
現状と課題

年2回の支給を行っています。

対象者の生活状況等は多様化しており、個々の状態に応じた、より効果的なサービスの検討が求められています。

今後の方針

対象者の生活状況等、動向を見守りながら継続して実施します。



⑭ 難病者見舞金の支給 [健康福祉部 障害福祉課]

事業（取組）内容

難病者に対し、見舞金を支給します。

現状と課題

申請に基づき見舞金の支給を実施しています。

確実な制度周知に努めていく必要があります。

今後の方針

支給を継続して実施します。

また、広報誌やWebサイト等を活用し、確実な制度周知を行っていきます。

⑮ 配食サービス事業 [健康福祉部 高齢介護課]

事業（取組）内容

食事の支度が困難な高齢者や障害者に対して、協力店が安否確認の見守りを兼ねて栄養バランスのとれた食事を提供します。

現状と課題

多くの人が利用しており、見守りについては、協力店から通報を受けた事例もあります。パンフレットを作成し周知を行っています。

サービスが必要な人への認知度の向上が課題です。

今後の方針

事業を継続するとともに、サービスを必要とする人に知ってもらえるよう、様々な場でのサービスの周知に努めます。

⑯ ふれあい収集 [環境経済部 西貝塚環境センター]

事業（取組）内容

障害者の自宅を訪問し、ごみ収集を行うとともに、声掛けと安否確認を行います。

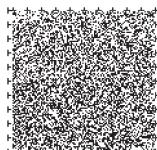
現状と課題

週1回の訪問を実施しています。

利用者の増加への対応のほか、個々の状況に対応するため、関係機関との連携が課題となっています。

今後の方針

引き続き、制度の周知を進めるとともに、関係機関と連携を強化し、収集体制の確保を図ります。



(3) 家族支援

障害のある人やその家族に対し、その負担や不安を軽減するために必要な支援を実施します。

① 超重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア [健康福祉部 障害福祉課]

事業（取組）内容

埼玉県が指定する医療機関等に対し、超重症心身障害児※40を日常的に介護する家族の負担を軽減するためのレスパイトケア※41としての短期入所及び日中一時支援事業に要する費用の一部を助成します。

現状と課題

介護者への負担が特に重い超重症心身障害児の家族が利用できる医療型短期入所事業所を確保するため、事業所に対し助成を行っています。

今後の方針

制度周知の方法を隨時見直しながら、継続して実施します。

② 学齢期の発達障害児を養育する家族への支援 [子ども未来部 発達支援相談センター]

事業（取組）内容

発達障害及びその疑いのある小・中学生の保護者に対して、障害の特性、対応方法等に関する正しい理解を深めるための講座を実施します。

現状と課題

医師、臨床心理士、保育士、特別支援教育コーディネーター、福祉サービス関係者等による講義を実施しています。

ニーズの増加及び多様化への対応が課題です。

今後の方針

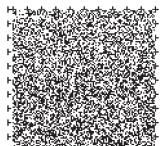
発達障害についての更なる理解を進めるため、個々のニーズに即したカリキュラムを検討し、引き続き講座を実施していきます。

※40 超重症心身障害児

人工呼吸器を使用する等、医療的ケアを必要とする在宅の重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している18歳未満の者で、定められた項目のスコアの合計が25点以上となる者。

※41 レスパイトケア

障害者・障害児をもつ親・家族を一定の期間、その障害者・障害児の介護から解放することによって、自身の時間を過ごしリフレッシュする介護者のための援助。



③ 家族介護への支援 [健康福祉部 高齢介護課]

…認知症サポーターの養成

事業（取組）内容

認知症の人が地域で安心して暮らせるよう、認知症についての正しい知識を身につけ、支援する「認知症サポーター養成講座」を開催します。

現状と課題

市民・市職員・警察官等に対して認知症サポーター養成講座を開催しています。

認知症の高齢者が今後も増加することが見込まれ、対応が課題となっています。

今後の方針

小・中学校で講座を開催するなど、認知症サポーター養成講座の修了者数の拡大を図り、地域で見守る体制づくりに努めます。

④ 家族介護への支援 [健康福祉部 高齢介護課]

…介護家族会・家族介護教室の実施

事業（取組）内容

介護の大変さや介護方法などを話し合う場である介護家族会、介護について学ぶ家族介護教室を開催します。

現状と課題

介護家族会を月1回、家族介護教室を不定期で開催しています。

今後の方針

引き続き、介護家族会、家族介護教室を開催し、家族に対しての支援を行います。

⑤ 家族教室・家族サロンの実施 [健康福祉部 健康増進課]

事業（取組）内容

精神障害に対する正しい理解の普及、精神障害者の社会復帰及び社会参加に対する支援の推進のため、家族教室、家族サロンを実施します。

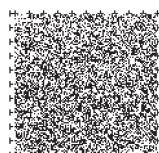
現状と課題

統合失調症とうつ病の人の家族を対象に教室・サロンを開催しています。

課題として、希望者の増加及び多様化により、対象に応じた教室の内容について検討が必要です。

今後の方針

関係機関と連携を図りながら、教室の内容や周知方法等、支援について検討していきます。



(4) 相談支援体制の充実

障害のある人やその家族に対し、日常生活や社会生活全般を支援するため、必要な情報提供や、関係機関との連絡調整、必要な助言等を行うことができるよう、相談支援体制の強化・充実を図ります。

① 障害者生活支援センターの設置 [健康福祉部 障害福祉課]

事業（取組）内容

福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行う、障害者生活支援センター※42を設置します。

現状と課題

障害福祉サービス利用援助、社会資源活用の支援、社会生活力を高める支援、関係機関の紹介等を行っています。

障害者数の増加及び多様化に対し、障害種別や年齢等に応じた対応が必要です。

このため、相談支援員の人材育成や引き継ぎ等を含めた相談支援体制についての見直しが課題となっています。

今後の方針

相談支援体制の強化について総合的に検討していきます。さらに、相談支援体制の中核を担う機関として、基幹相談支援センターを設置します。

② サービス等利用計画の作成（計画相談支援給付・障害児相談支援給付）

[健康福祉部 障害福祉課]

事業（取組）内容

福祉サービス等の利用にあたり、サービス等利用計画の作成及びモニタリング※43を実施します。

現状と課題

特定相談支援事業所において、必要なサービスが適切に利用できるよう、サービス等利用計画の作成を行っています。

障害者の態様は多様化しており、個々の目的や課題に応じたサービスを提案する必要がありますが、サービス利用者数に対しての特定相談支援事業所数が少ない状況です。このため、障害者生活支援センターと同様に、相談支援員に関する人材育成等を含めた相談支援体制の見直しが課題となっています。

今後の方針

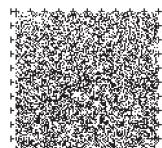
相談支援体制の強化について総合的に検討していきます。さらに、相談支援体制の中核を担う機関として、基幹相談支援センターを設置します。

※42 障害者生活支援センター

障害者からの生活・施設利用・就労等の相談に応じ、必要な助言等を行う施設。

※43 モニタリング

一定期間ごとに定められたサービス等利用計画の見直し。



③ 身体・知的障害者相談員の設置 [健康福祉部 障害福祉課]

事業（取組）内容

身体障害者、および知的障害者からの相談に対し、必要な助言を行います。

現状と課題

地域に根ざした支援として、相談への対応を行っています。

相談内容が多様化しており、関係機関との情報共有や連携等の協力が必要となります。

今後の方針

関係機関との情報共有や連携等についての協力を求めながら、引き続き、身近な相談先としての支援を実施します。

④ 子ども・若者相談支援 [子ども未来部 子ども・若者相談センター]

事業（取組）内容

15～30歳代を対象（その保護者を含む）として、ひきこもり・ニートなど自立に向けて悩む方々への相談支援を実施します。

現状と課題

週2回（1日5コマ）子ども・若者相談員（臨床発達心理士）が相談を受けています。

また広報誌等にて、毎月センターの周知を行っています。

ハローワーク等自立に向けた機関につながるまでの、中間的な支援の場が少ないことが課題です。

今後の方針

地域の協力を得ながら積極的な周知活動に努めます。また、関係機関との連携を強化し、事業を継続します。

⑤ 子育て相談の実施 [子ども未来部 子育て支援センター]

事業（取組）内容

発達に不安を抱えている乳幼児の保護者に対し、面接、電話及びメールによる相談支援業務を実施します。

また、子育てに関する講座や月齢に応じた集団遊び等を実施し、育児不安の軽減を図ります。

現状と課題

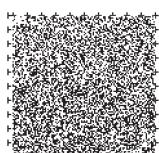
発達に不安を抱える保護者支援については、より高い専門性が求められる場合があります。

また、増加する困難事例に対し、関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図る必要があります。

今後の方針

引き続き、関係機関と連携を密にしながら、継続して相談支援を実施していきます。

また、発達支援に関する研修への参加等を行い、相談支援体制の強化を図ります。



⑥ 育児・発達相談の実施 [子ども未来部 発達支援相談センター]

事業（取組）内容

発達に不安や課題がある乳幼児等の保護者に対し、相談支援を実施します。

現状と課題

関係機関と連携しながら、相談支援を実施しています。

発達障害が広く認知されたことに伴い、相談の増加及び早期化への対応が課題です。

今後の方針

保護者からの希望に応じ、学校への情報提供等、関係機関との連携を強化しながら、継続して相談支援を実施していきます。

⑦ 家庭児童相談室の相談員による相談支援 [子ども未来部 発達支援相談センター]

事業（取組）内容

18歳未満の児童の家庭での養育や学校生活における問題について、保護者に対して家庭児童相談員による相談支援を実施します。

また、子育てサロンへの参加に加え、保健センターで行われている3歳児健診への出張相談を実施します。

現状と課題

相談件数は年々増加しており、相談内容も多岐に渡っているため、相談体制の整備が課題となっています。

今後の方針

引き続き事業を実施し、多種多様な相談への対応方法について、検討していきます。

⑧ 民生委員・児童委員による相談支援 [健康福祉部 福祉総務課]

事業（取組）内容

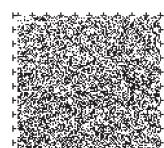
民生委員・児童委員による相談支援を実施します。

現状と課題

民生委員・児童委員に対して、障害に関する情報の提供が不十分であり、また支援の方法についても課題となっています。

今後の方針

研修会などを通じて、障害に関する理解度の向上を目指すとともに、障害者・障害児に対する支援の方法等について検討していきます。



⑨ 生活困窮者に対する相談支援 [健康福祉部 生活支援課]

事業（取組）内容

生活保護法に基づき、生活困窮者に対して扶助費を支給し、健康で文化的な最低限度の生活を支援するとともに、その自立を助長するよう相談支援業務を行います。

現状と課題

ケースワーカーが、生活困窮者の個々の状況に応じて扶助費の支給決定に努め、相談業務を行っています。

相談内容の多様化への対応が課題です。

今後の方針

引き続き、生活困窮者の生活を支援しながら、その自立を助長します。

また、ケースワーカーの資質向上のため各種研修へ積極的に参加するとともに、関係部署・機関との連携を強化しながら、適切な相談業務を推進していきます。

⑩ 地域包括支援センターでの総合的な相談支援 [健康福祉部 高齢介護課]

事業（取組）内容

高齢者、養護者等の総合的な支援のための拠点として、地域包括支援センター^{※44}を設置し、介護の要否にかかわらず、幅広く相談にあたります。

現状と課題

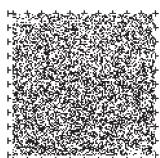
高齢者の増加に伴い、相談件数が年々増加しており、相談内容も多様化しているため、各種相談に対応した相談支援の体制づくりが課題です。

今後の方針

地域の高齢者等の相談窓口として円滑に業務が行えるよう、市と各センターとの連携を強化していきます。

※44 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続することができるよう、高齢者の生活を支える役割を果たす総合機関。



⑪ 親子への健康教育・相談 [健康福祉部 健康増進課]

事業（取組）内容

乳幼児の健康の保持及び増進のため、個別又は集団的に必要な指導・助言を行います。

現状と課題

妊娠・出産や子どもの発育・発達、育児等に関する相談及び教室を開催しています。

妊婦を対象に行っているプレママ教室の予約数が少ない点が課題です。

今後の方針

妊娠届出時に個別に情報提供を行う等、周知を強化しながら、継続して実施します。

⑫ こころの健康づくり [健康福祉部 健康増進課]

事業（取組）内容

地域で生活する精神障害者とその家族の支援及び自殺予防を目的に、相談・啓発事業を実施します。

現状と課題

関係機関と連携しながら実施しています。

相談件数は増加しています。

今後の方針

継続して実施します。

また、自殺対策基本法の改正に基づき、自殺対策推進計画を策定予定です。

⑬ 消費者被害の未然防止に対する相談支援 [市民生活部 消費生活センター]

事業（取組）内容

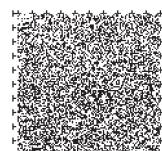
消費者被害の早期解決や未然防止のため、有資格者の相談員を配置し、市民からの相談に対し助言・斡旋等を行います。

現状と課題

近年、複雑化かつ多様化した消費生活相談に対応するため、相談支援体制の更なる強化が必要となっています。

今後の方針

障害者からの相談について、状況に応じ関係各所と連携を図っていきます。



⑭ 児童生徒への教育相談 [学校教育部 教育センター]

事業（取組）内容

小・中学校の児童生徒とその保護者に対し、相談支援を実施します。

現状と課題

教育相談（電話相談、面接相談、訪問相談）を実施し、不登校、性格・行動、学習・発達、精神・身体症状、障害等について、相談支援を実施しています。

相談回数が増加しており、その対応が課題です。

今後の方針

相談事業の充実を図り、継続して実施します。

また、相談体制を工夫するとともに、今後も本人に寄り添った相談支援を続けていきます。

⑮ 就学前相談の実施 [学校教育部 教育センター]

事業（取組）内容

就学前の幼児の保護者に対して、就学に関する相談支援を充実させるため、専門機関としての機能を充実させ、各種相談事業を推進します。

現状と課題

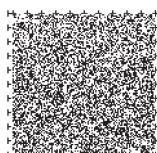
発達に不安や課題のある就学前の幼児の保護者に対し、必要に応じて発達検査を実施し、その結果に基づき、支援体制の充実を図っています。

今後、発達検査を実施可能な職員の増員が課題です。

今後の方針

相談事業の充実を図り、継続して実施します。

また、学校の長期休業期間中に研修等を行い、発達検査を実施可能な職員を育成していきます。



(5) 市からの情報提供の充実

障害のある人が、市からの情報を円滑に受け取ることができるように、広報誌、Webサイト等の作成に配慮します。

① 声の広報等の発行 [市長政策室 広報広聴課]

事業（取組）内容

アクセシビリティ^{※45}に配慮した広報活動を実施します。

現状と課題

視覚障害者向けに『声の広報』を作成しています。

また、視覚・色覚障害者に配慮したWebサイトを作成しています。

聴覚障害者を対象に、メール、ファックスによる防災行政無線情報の提供を行っています。

潜在的なニーズに対し、周知を図っていくことが課題です。

今後の方針

関係部署と連携を図りながら、さらに周知を進め、継続して実施します。

② 声の議会だよりの発行 [議会事務局 議事調査課]

事業（取組）内容

視覚障害者向けに、議会だよりのデイジー図書^{※46}を作成し、『声の議会だより』として希望者に貸し出します。

現状と課題

登録者が少なく、更なる周知が必要です。

今後の方針

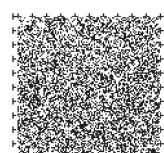
周知方法について検討していくとともに、継続して実施します。

^{※45} アクセシビリティ

年齢や障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

^{※46} デイジー図書

視覚障害などで活字の読みが困難な人のために製作されるデジタル図書。



(6) 人材育成の推進

障害者・障害児及びその保護者を地域で支えるための人的基盤を強化します。

① 上尾市・伊奈町地域自立支援協議会の設置 [健康福祉部 障害福祉課]

事業（取組）内容

障害者総合支援法に基づき、地域の障害福祉に関する体制整備の中核的な役割を果たし、また、地域の実情に応じた課題を検討するための場として、地域自立支援協議会^{*47}を設置しています。

現状と課題

各部会を設けて、問題解決、課題の把握等を行っています。

また、地域全体のスキルアップのため、講演会や事業所の見学会などを行っています。

協議会での議論の内容を、市の施策にどう反映させていくかが課題となっています。

今後の方針

引き続き活動を実施していきます。また、協議会の意見を市の施策に反映させていく仕組み作りについて検討していきます。

② 市職員に対する研修 [総務部 職員課]

事業（取組）内容

障害福祉に関する専門的人材の育成をします。

現状と課題

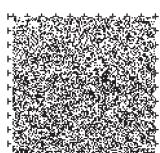
人材育成のため、自主研修グループへの助成や合同研修に職員を派遣する等、専門的人材の育成に努めています。

今後の方針

引き続き、自主研修グループに対する助成や研修への派遣を行っていきます。

*47 地域自立支援協議会

障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会。



③ 市役所における専門的人材の確保 [総務部 職員課]

事業（取組）内容

障害福祉を支える専門的人材を確保します。

現状と課題

職員配置計画に基づき、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、看護師、栄養士、保育士等の専門的人材の確保に努めています。

例年、職員採用試験への応募者数が少ないことが課題です。

今後の方針

専門職の業務内容の紹介を含めた職員採用情報について、広報活動をさらに積極的に行っていきます。

④ 保育所職員の発達障害に関する資質の向上 [子ども未来部 保育課]

事業（取組）内容

市立保育所職員の資質向上を図るため、発達障害に関する研修、発達支援センター研修、発達支援マネージャー研修等の研修に参加します。

また、職員間で学習会を実施します。

現状と課題

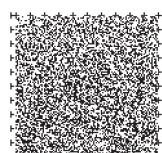
各種研修会に参加し、資質の向上を図りました。

また、障害児保育担当者で学習会を実施し、共有を図りました。

障害児保育に対するニーズの高まりにより、研修の更なる充実が課題です。

今後の方針

各種研修会に積極的に参加していくとともに、学習会の拡充を図り、質・量の充実を検討していきます。



⑤ 幼稚園職員への発達障害研修の実施 [子ども未来部 発達支援相談センター]

事業（取組）内容

市内の幼稚園職員に対して、発達障害についての知識と具体的な関わり方などを学んでもらうための研修を実施します。

現状と課題

臨床心理士による講義を行っており、約半数の幼稚園職員が参加しました。

発達障害やその支援方法についての知識を、より多くの幼稚園職員に対し周知していくことが課題です。

今後の方針

より参加者が増えるよう、周知方法等を検討していきます。

⑥ 協働のまちづくり推進事業 [市民生活部 市民活動支援センター]

事業（取組）内容

市民活動団体と行政との協働を推進していくため、協働によるまちづくりの規範となる事業を開する市民活動団体へ補助を行っています。

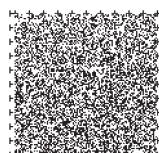
現状と課題

行政だけでは解決できない施策について、市民活動団体と連携して解決しています。

市が実施する事業と団体のマッチングが課題です。

今後の方針

市民活動団体と行政との協働を推進していくため、周知を進めながら、継続して実施します。



5 療育・教育体制の充実（基本目標4）

（1）療育の充実

障害児が充実した生活を送ることができるよう、精神的・身体的な発達を促進します。

① 市立保育所における障害児保育の実施 [子ども未来部 保育課]

事業（取組）内容

各市立保育所において障害児保育を実施します。

現状と課題

障害児保育実施のために、必要な保育体制を整備していくことが課題です。

今後の方針

発達支援相談センター及びつくし学園と連携を図り、統合保育の実施について検討していきます。

② 保育要録の作成及び提供 [子ども未来部 保育課]

事業（取組）内容

小学校就学に際し、入所児童の保育要録を作成し、学校へ提供します。

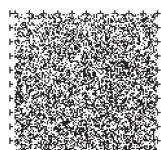
現状と課題

保育要録の作成に関する研修会を実施しました。

一貫した支援のため、小学校に保育要録を送付する際に、面談や情報交換会への参加を行い、円滑な連携を図っています。

今後の方針

今後も関係機関と連携しながら継続して実施します。また、引き続き研修会を行っていきます。



③ 親子教室・心理相談の実施 [子ども未来部 発達支援相談センター]

事業（取組）内容

発達に不安や課題のある乳幼児と保護者を対象に、子どもの健やかな発達や保護者の育児不安の軽減を図るため、集団遊びや個別指導、学習会、施設見学などを実施しています。また、臨床心理士による心理相談を行っています。

現状と課題

親子教室、心理相談を行っています。

親子教室の利用者は増加傾向にあり、利用者及び利用希望者の増加への対応が課題です。

今後の方針

関係機関との連携を図りながら事業を行い、引き続き、発達の状況に応じたクラス運営を行っていきます。

④ 発達訓練や相談の充実 [子ども未来部 発達支援相談センター]

事業（取組）内容

発達に不安や課題のある乳幼児及び小・中学生に対して、よりよい発達を支援するため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士による訓練及び相談を実施します。

作業と言語は就学前までの幼児を対象とし、心理は小学生まで、理学は中学生までを対象として、相談支援を行っています。

現状と課題

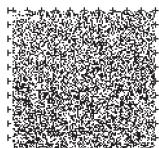
理学、作業及び言語、心理に関する訓練及び相談を実施しています。なお、平成27年度から、学齢期の理学訓練・相談の対象を中学生まで拡大しています。

利用者は年々増加しており、利用者の増加に対応できるような体制整備が課題となっています。

今後の方針

引き続き事業を実施し、家庭でできることを助言しながら、発達の支援を行っていきます。

学校等関係機関との連携を強化しながら、継続して相談支援を実施していきます。



⑤ つくし学園運営事業 [子ども未来部 発達支援相談センター]

事業（取組）内容

発達に不安や課題のある幼児（重複障害児・重症心身障害児^{※48}を含む）について、療育・保育を行い、発達の促進を図ります。

現状と課題

利用希望者と医療行為が必要な幼児が増加しており、その対応が課題となっています。

今後の方針

つくし学園分室と連携を図りながら、発達支援を必要とする幼児に対して、通所先の確保と療育の充実に努めます。

⑥ つくし学園分室運営事業 [子ども未来部 発達支援相談センター]

事業（取組）内容

発達に不安や課題のある幼児（重複障害児・重症心身障害児を含む）について、療育・保育を行い、発達の促進を図ります。

現状と課題

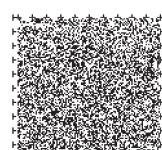
利用希望者と医療行為が必要な幼児が増加しており、その対応が課題となっています。

今後の方針

つくし学園と連携を図りながら、発達支援を必要とする幼児に対して、通所先の確保と発達を促す療育の充実に努めます。

※48 重症心身障害児

重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童。



⑦ 保育所等訪問支援事業 [子ども未来部 発達支援相談センター]

事業（取組）内容

保護者の申請に基づき、訪問支援員が保育所や幼稚園を訪問し、発達支援の必要な児童がよりスマーズに集団生活に適応できるよう、保育士に対し個別の専門的な助言等を行います。

現状と課題

幼稚園や保育所等への訪問を実施しています。

アウトリーチ^{※49}の手法を用いた支援が特徴であり、利用者は年々増加しています。また、受け入れ側への周知と理解促進が課題となっています。

今後の方針

増加するニーズに対応するため、体制を整備していきます。

⑧ 発達支援専門員巡回事業 [子ども未来部 発達支援相談センター]

事業（取組）内容

専門員が保育所・幼稚園・学童保育所を巡回し、保育士等に対して、発達が気になる子どもやその保護者の支援方法について助言・指導を行います。

現状と課題

保育所・幼稚園・学童保育所に専門員を派遣し、助言、指導を実施しています。

アウトリーチの手法を用いた支援が特徴であり、ニーズの増加に対応できるような体制の整備が課題となっています。

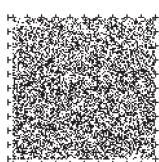
今後の方針

引き続き事業を実施し、発達が気になる子どもに対する早期支援に努めています。

また、増加するニーズに対応できるように検討していきます。

※49 アウトリーチ

援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。



⑨ 学童保育所における障害児の受け入れ [子ども未来部 青少年課]

事業（取組）内容

学童保育所における障害児の受け入れを推進します。

障害児を受け入れている学童保育所について、専門知識を有する支援員の配置に必要な費用の助成、また、支援員の研修参加を推進します。

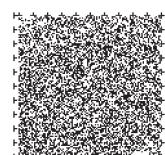
現状と課題

学童保育所において障害児を受け入れ、支援員の追加配置に必要な費用を助成しています。

また、県主催障害児担当支援員研修会への参加を推進しています。必要な支援員の更なる確保が課題です。

今後の方針

国の制度を勘案し、支援員の追加配置に必要な費用の助成等を継続して実施し、支援員の確保に努めます。



(2) 教育体制の充実

インクルーシブ教育の理念のもと、専門性の高い教育環境を構築して、障害児の教育に努めます。

① 市立幼稚園の運営 [教育総務部 教育総務課]

事業（取組）内容

幼稚園に在籍する障害のある幼児の保護者に対し必要な情報提供等を行うとともに、障害のある幼児の教育機会の確保に配慮していきます。

現状と課題

園児の就園状況、進級状況を加味しながら、障害のある幼児の教育のため、アッピースマイルサポート^{※50}の配置等を行っています。

随時関係各課との連携をとりながら実施することが必要です。

今後の方針

引き続き、幼稚園に在籍する障害のある幼児の保護者に対し、必要な情報提供等を行うとともに、ノーマライゼーションの理念に即し、障害のある幼児の入園に配慮していきます。

② 図書館の利用支援 [教育総務部 図書館]

…点字及び録音資料等の郵送や来館での貸出

事業（取組）内容

点字、録音資料（ディジタル図書・雑誌）及び音楽CDについて、郵送や来館での貸出を実施します。

現状と課題

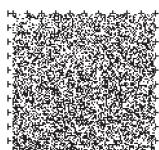
録音資料の貸出件数は増加しています。サービスについて更なる周知が課題です。

今後の方針

引き続きサービスについての情報を発信し、周知を図っていきます。

※50 アッピースマイルサポート

市立幼稚園、小学校、中学校において、障害のある児童等が在籍する学級に対し、生徒指導の充実と健全な学級運営を図るために配置される支援員。



③ 図書館の利用支援 [教育総務部 図書館]

…図書館音訳者※51による対面朗読及び録音資料作成

事業（取組）内容

図書館音訳者が、活字による読書が困難な人に、希望する図書を直接読む、対面朗読サービスを行います。また、録音資料製作のための音訳者養成講座を実施し、図書館音訳者を養成し、録音資料を作成します。

現状と課題

対面朗読サービスは定期的に利用されていますが、今後も継続した周知が必要です。

今後、幅広い録音資料を製作するため、図書館音訳者の技術の維持が課題です。

今後の方針

引き続きサービスについての情報を発信するとともに、事業を継続して実施します。また、図書館音訳者の技術維持のためのフォロー方法を検討するとともに、利用者ニーズに応じた録音資料を計画的に製作していきます。

④ 図書館の利用支援 [教育総務部 図書館]

…宅配サービスの実施

事業（取組）内容

図書館への来館が困難な方に、宅配サービスを実施します。

現状と課題

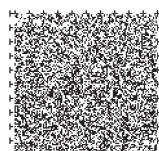
図書館への来館が困難な方に対し、希望する図書・雑誌や音楽CD等を宅配し、回収を行っています。利用者数は増加傾向にあり、対応が課題です。

今後の方針

宅配サービスの周知を図るとともに、運営体制について検討を進めています。

※51 図書館音訳者

視覚障害など通常の活字資料の利用が困難な図書館利用者のために、活字資料を音声化する技術を有する者。



⑤ さわやかスクールサポート事業 [学校教育部 学務課]

事業（取組）内容

市立幼稚園・小学校・中学校における特別支援教育の充実と、障害のある幼児、児童及び生徒を支援するために、支援員を配置します。

現状と課題

アッピースマイルセンターの配置により、一人一人の発達段階に応じた指導や支援を行い、幼稚園・小学校・中学校の連携や地域行事、公開行事等に積極的に取り組み、子どもたちの安定した教育環境、園生活の充実を図りました。

支援員の確保が課題となっています。

今後の方針

引き続き、アッピースマイルセンターを配置します。

⑥ 小・中学校特別支援学級設置事業 [学校教育部 学務課]

事業（取組）内容

市内小学校全校に特別支援学級を設置しています。また、6地区の中学校に特別支援学級を設置しています。

通級指導教室（さわやか教室、ことばの教室）を小・中学校に拠点校として設置しています。

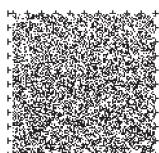
現状と課題

市内 22 の小学校及び6地区の中学校（6校）へ特別支援学級を設置しました。また、小学校2校及び中学校2校に通級指導教室を設置しました。

中学校特別支援学級の追加設置について検討していくことが課題です。

今後の方針

新たな障害種別の特別支援学級の設置、また、中学校への追加設置について計画していきます。



⑦ 進学時における関係機関との連携強化 [学校教育部 指導課]

事業（取組）内容

幼稚園や保育所から小・中学校などへ進学する際、障害のある幼児、児童及び生徒に対する配慮が途切れないよう、関係各機関の連携強化を推進します。

現状と課題

幼稚園や保育所から小・中学校まで一貫した支援を行うため、異校種の教員が合同研修会や情報交換会を綿密に行い、円滑な接続を図っています。

今後の方針

各研修会や、情報交換会を継続します。

特別支援教育コーディネーターを交えて支援計画や指導計画、配慮事項の伝達を行い、障害の特性を理解し、適切な支援ができるように幼稚園や保育所及び小・中学校の連携を更に強化します。

⑧ 市立幼稚園における教育相談の実施 [学校教育部 指導課]

事業（取組）内容

市立幼稚園における特別支援教育の充実と障害のある幼児の教育的ニーズに応えるため、教育相談を実施します。

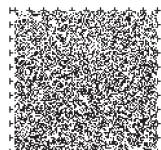
現状と課題

市立幼稚園において、特別支援教育コーディネーターの育成を行い、組織的に教育相談を実施しています。

特別支援教育リーフレットを配布し、保護者への特別支援教育の啓発を行っています。

今後の方針

市立幼稚園での教育相談や特別支援教育リーフレットの配布を継続して実施します。



⑨ 児童生徒一人一人に応じた支援の充実 [学校教育部 指導課]

…通級による指導の充実

事業（取組）内容

通常の学級に在籍する児童生徒が、障害に応じて特別な指導を受ける「通級による指導」の充実を図るとともに、担当教員に対する指導方法等の研修を充実します。

現状と課題

発達障害・情緒障害や難聴・言語障害等に関する指導方法の研修会を毎年実施して、担当教員の指導力の向上を図っています。

専門性の高い教員の育成が課題です。

今後の方針

発達障害・情緒障害や難聴・言語障害等に関する指導方法の研修会を継続して実施します。

⑩ 児童生徒一人一人に応じた支援の充実 [学校教育部 指導課]

…特別支援教育コーディネーターによる相談体制の充実

事業（取組）内容

特別支援教育コーディネーターが中心となり、通常学級で発達障害のある児童生徒の保護者が学校に相談しやすい体制づくりと、組織として適切に保護者への対応ができるよう、校内委員会の充実を図ります。

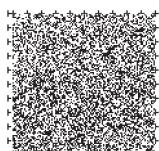
現状と課題

各小・中学校で特別支援教育コーディネーターを指名するとともに、年3回の研修会の中で、校内支援体制の重要性とコーディネーターの具体的な役割、ケース会議の実際について共通理解を図っています。

今後の方針

各校での更なる体制整備を進めます。

特別支援教育コーディネーター研修会の研修内容を充実させていきます。



⑪ 児童生徒一人一人に応じた支援の充実 [学校教育部 指導課]
…発達障害についての研修及び巡回相談の実施

事業（取組）内容

発達障害に対する教職員の理解を深めるため校内の支援体制を整備するとともに、一人一人に応じた指導方法等について研修の充実を図ります。

現状と課題

特別な支援を必要とする児童生徒に対応するため、小・中学校で設置している校内委員会を定期的に開催しています。

様々な障害及び障害者に対する理解と認識を深めるため、特別支援教育コーディネーター研修会や特別支援学級等担当者研修会を毎年6回開催しています。

特別支援学校のセンター的機能を活用し、全ての小・中学校が毎年、巡回相談を実施し、指導方法の工夫改善を図っています。

今後の方針

各校の校内委員会を充実させ、特別な支援を必要とする児童生徒に対応できる組織力を高めています。

巡回相談を継続的に行い、個に応じた指導方法の充実を図ります。

⑫ 児童生徒一人一人に応じた支援の充実 [学校教育部 指導課]
…全ての教職員への更なる研修の充実・強化

事業（取組）内容

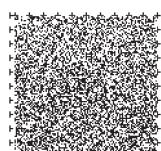
特別支援教育に関わる教職員だけではなく、幼稚園や小・中学校の全ての教職員が、さまざまな障害及び障害者に対する理解と認識を一層深めるよう、研修の充実・強化を進めます。

現状と課題

教職員を対象とした「障害のある児童生徒への指導支援の在り方」について、理解と認識を深められる内容の研修を実施しています。

今後の方針

「障害のある児童生徒への指導支援の在り方」について学べる研修を継続して実施します。



⑬ 児童生徒一人一人に応じた支援の充実 [学校教育部 指導課]

…指導計画作成のための研修

事業（取組）内容

障害のある児童生徒が適切な教育的支援を受けられるよう、個別の指導計画や教育支援計画を作成するとともに、相談技術向上のための研修の充実を図ります。

現状と課題

特別支援教育に関するグループ協議等を意図的に取り入れた特別支援教育に関する研修会を毎年3回実施しています。

また、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを講師に招き、個別の指導計画や教育支援計画についての講義を受けています。

専門性の高い教員の育成が課題となっています。

今後の方針

個別の指導計画や教育支援計画の有効活用を目指します。

⑭ 児童生徒一人一人に応じた支援の充実 [学校教育部 指導課]

…特別支援学級についての理解の促進

事業（取組）内容

特別支援教育に対して、特別支援学級設置校と未設置校、特別支援学級担当教員と通常学級担当教員と保護者とがそれぞれ共通認識をもつよう、各学校での連携を推進します。

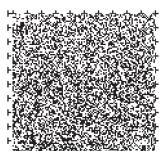
現状と課題

学校間の連携を進めていくため、事例検討や情報を共有するための特別支援教育に関する研修会を毎年実施しています。

学校便りや保護者会等で保護者への特別支援教育に対する理解と啓発を図っています。

今後の方針

研修会等の充実を図っていきます。また、保護者への啓発を推進します。



⑯ 児童生徒一人一人に応じた支援の充実 [学校教育部 指導課]

…医療的ケア児^{※52}への対応と支援

事業（取組）内容

医療的ケアが日常的に必要な児童生徒に的確な支援ができるよう、教職員の確保・育成を検討します。

現状と課題

各小・中学校において、養護教諭や生徒指導・教育相談担当が中心となり、心身のケアについて組織的に支援しました。

保護者と学校が連携し、学校においての的確な対応・支援ができるよう体制整備を図っています。

今後の方針

医療的ケアの必要な児童生徒に的確に支援ができる体制づくりの更なる推進を図ります。

⑰ 障害のある幼児や家族に対する就学支援の充実 [学校教育部 教育センター]

事業（取組）内容

障害のある幼児や家族に対する相談機能や、専門機関としての機能の充実を図ります。

また、保護者との相談を基に、関係機関との連携を図り、一人一人の教育的ニーズに応じた就学先を専門的な領域から判断し、保護者と合意形成を図った上で就学先を決定します。

現状と課題

障害のある子ども、障害の疑われる子どもやその家族に就学前相談や情報提供を行っています。また、つくし学園・発達支援相談センターの就学相談保護者説明会を実施しています。

保護者説明会について、今後さらに充実させていくことが課題です。

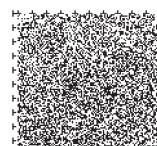
今後の方針

相談事業の充実を図り、継続して実施します。

また、特別支援教育に関する情報提供や、保護者説明会の方法と頻度について検討していきます。

^{※52} 医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児。



⑯ 障害のある児童生徒に対する就学支援の充実 [学校教育部 教育センター]

事業（取組）内容

小・中学校の通常の学級で学ぶ児童生徒を含め、障害のある児童生徒に対する就学支援のあり方について、本人や保護者の意思を尊重しながら検討を進めます。また、「支援籍」の普及を図り、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ環境づくりを推進します。

現状と課題

障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人や保護者の意見、専門家の意見等を踏まえた総合的な観点から就学先を検討するため、就学支援委員会を開催しています。

特別支援学校6校に在籍する児童生徒が上尾市の小・中学校の通常の学級で学習を行い、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ環境づくりを推進しています。

今後の方針

就学支援委員会・支援籍について、継続して実施します。

また、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた相談及び支援体制の充実を推進します。

⑰ 教育相談体制の充実 [学校教育部 教育センター]

事業（取組）内容

教育センターや特別支援学級で行っている教育相談体制の充実を図るとともに、特別支援学級の機能を充実・強化します。

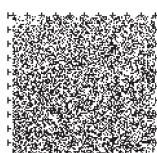
また、福祉、医療、保健及び就労等の関係機関との連携を強めます。

現状と課題

教育相談体制の充実と関係機関との連携の強化を目指して、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを講師に招き、相談体制・支援・関係機関との連携について各校での校内研修（巡回相談）を行っています。

今後の方針

巡回相談を継続して実施します。また、必要に応じて回数を増やしていきます。



⑯ アッピースマイルセンターと特別支援学級補助員の資質向上

[学校教育部 教育センター]

事業（取組）内容

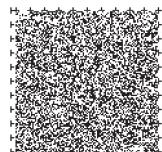
市立幼稚園、小学校、中学校のアッピースマイルセンターと特別支援学級補助員の配置に合わせて、支援員と児童生徒との望ましい関わり方の研究を進めます。

現状と課題

アッピースマイルセンター研修会・特別支援学級補助員研修会を年間9回実施し、教職員の指導力や資質の向上を図っています。

今後の方針

アッピースマイルセンター研修会・特別支援学級補助員研修会を継続して実施します。



6 地域社会への参加促進（基本目標5）

（1）外出手段の確保

障害者・障害児が積極的に社会に参加できるよう、外出手段の確保を支援します。

① 福祉タクシー券の交付・自動車燃料費の助成 [健康福祉部 障害福祉課]

事業（取組）内容

在宅の重度障害者・重度障害児に対し、社会参加の促進や日常生活の援助を目的に、福祉タクシー券の交付、又は自動車燃料費の助成を行います。

現状と課題

単独での移動が困難な方への助成であり、確実な制度周知を行っていく必要があります。

今後の方針

継続して実施します。また、広報誌やWebサイト等を活用し、確実な制度周知を行っていきます。

② リフト付車両の運行（ふれあい号）[健康福祉部 障害福祉課]

事業（取組）内容

在宅の重度肢体障害者の利便を図るため、車いす利用者が乗降できる専用車（リフト付車両「ふれあい号」）の運行を行います。

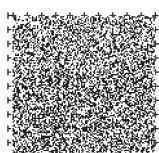
現状と課題

登録者数は増加しており、特に公共交通機関の利用が難しい、車いすを常時利用する身体障害者の移動手段として活用されています。

確実な制度周知を行っていく必要があります。

今後の方針

制度周知について隨時見直しながら継続して実施します。



③ 自動車運転免許取得費の助成 [健康福祉部 障害福祉課]

事業（取組）内容

障害者の就労その他の社会参加を促進することを目的として、普通自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

現状と課題

障害者手帳の所持者に対して、普通自動車運転免許の取得に要する費用について助成を行っています。

確実な制度周知を行っていく必要があります。

今後の方針

制度周知について随時見直しながら継続して実施します。

④ 自動車改造費の助成 [健康福祉部 障害福祉課]

事業（取組）内容

身体障害者の社会参加の促進を図るため、就労等に伴い自動車を利用する場合において、当該自動車の改造に要する費用を助成します。

現状と課題

身体障害者の自動車運転を可能とする自動車改造について、その費用の一部を助成しています。確実な制度周知を行っていく必要があります。

今後の方針

制度周知について随時見直しながら継続して実施します。

⑤ 市内循環バスの利用料の免除 [市民生活部 交通防犯課]

事業（取組）内容

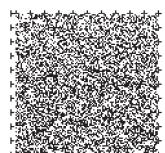
市内循環バス“ぐるっとくん”的利用にあたり、障害者手帳所持者及び介護者の利用料金を減免します。

現状と課題

多くの利用者があり、障害者・障害児の移動を支援しています。
対象者への継続した周知及び支援が必要です。

今後の方針

引き続き、周知に努めながら、継続して実施していきます。



(2) ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進

建築物、道路・公園等の公共施設について、バリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、誰もが安心して快適に生活できる環境を整備します。

① 公共施設等におけるバリアフリー化の推進 [行政経営部 施設課]

事業（取組）内容

バリアフリー化の義務付け以前に建設された既存の公共建築物について、エレベーター、多機能トイレ（オストメイト^{※53}対応を含む）、スロープの設置等、市民の利用実態を踏まえながらバリアフリー化を推進します。

現状と課題

公共施設の用途に合わせ、新築及び改修時にエレベーター、多機能トイレ等を整備しています。

今後の方針

今後もバリアフリー化を継続して実施します。

② 公共交通機関におけるバリアフリー化の推進 [市民生活部 交通防犯課]

事業（取組）内容

ノンステップバス^{※54}導入補助及び内方線付き点状ブロック^{※55}設置への補助を行います。また、ホームドアの設置等要望を行っていきます。

現状と課題

上尾駅、北上尾駅については内方線付き点状ブロックを設置しました。ホームドアは未設置であり、駅ホーム上の安全確保が課題です。

今後の方針

鉄道会社へのホームドア設置についての要望を、継続して行っています。

※53 オストメイト

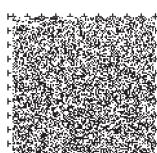
様々な病気や事故などにより、腹部に排泄のためのストーマ（人工肛門・人工膀胱）を造設した人。

※54 ノンステップバス

出入口の段差を無くす等、容易に乗降できるようにした低床型バス。

※55 内方線付き点状ブロック

点状ブロックの内側に、安全側を示す1本線が追加された点状ブロック。視覚障害者が方向を見失った場合に、ホームの内側と外側を区別できなくなることを避けるなどの利点がある。



③ 放置自転車対策 [市民生活部 交通防犯課]

事業（取組）内容

上尾駅及び北上尾駅（放置自転車禁止区域）の放置自転車の撤去の実施、自転車利用者に対する駐輪マナーの指導、点字ブロックの上に放置されている自転車や通行の支障となる放置自転車の整理を実施します。

現状と課題

放置自転車を無くすために、関係課や関係機関との連絡を密にし、市民への自転車安全利用へのマナー啓発を推進します。

今後の方針

放置自転車の撤去及び指導等について、継続して実施します。

④ 上尾市バリアフリー基本構想の推進 [都市整備部 都市計画課]

事業（取組）内容

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき、まちのバリアフリー化を一体的、計画的に推進するための「バリアフリー基本構想」を策定します。

現状と課題

バリアフリー基本構想策定に向けた調査研究の実施及び整備体制の検討を継続して行っていますが、基本構想の策定には関係各課との調整が必要です。

今後の方針

庁内の連携を図りながら策定に向けた検討を進めます。

⑤ バリアフリーマップの作成 [都市整備部 建築安全課]

事業（取組）内容

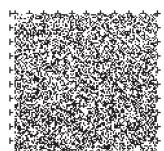
市内の公共施設、道路等のバリアフリー化の実態を把握し、障害者等の外出を支援するための情報提供を目的とした「バリアフリーマップ」の作成について検討します。

現状と課題

埼玉県のWebサイト内に、上尾市を含めた県内のバリアフリー情報として、「観光バリアフリーマップ」、「オストメイトJP」が掲載されています。

今後の方針

「バリアフリーマップ」の作成について検討していきます。また、埼玉県や市民団体が作成した地図の周知を行っていきます。



⑥ 上尾市福祉のまちづくり条例の制定 [都市整備部 建築安全課]

事業（取組）内容

「埼玉県福祉のまちづくり条例」を踏まえて、よりきめ細かな市独自の福祉のまちづくり条例等の制定について検討します。

現状と課題

「埼玉県福祉のまちづくり条例」があり、関係法として平成18年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、また、平成21年には「埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例」が施行されました。

さらに、平成29年には「高齢者、障害者の円滑な移動に配慮した建築設計標準」の改正が行われ、それらの法律・条例を踏まえた検討を行っています。

今後の方針

条例等の制定について検討を継続していきます。

⑦ 公共施設設計等のバリアフリー化の推進 [都市整備部 建築安全課]

事業（取組）内容

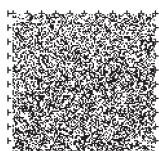
公共施設設計等の技術的課題や法制度に基づく市の課題について、市と市民との対話・意見交換の場を定期的に開き、障害者をはじめ市民ニーズにきめ細かく的確に対応した、バリアフリー施策のスパイラル・アップ（継続的な改善）を図ります。

現状と課題

障害者関係団体との懇談の場等で市民のニーズを把握し、対応に努めています。
団体との更なるネットワークの構築が課題となっています。

今後の方針

継続して市民からの意見を把握する機会を設けるよう努めています。



⑧ 「埼玉県福祉のまちづくり条例」による指導 [都市整備部 建築安全課]

事業（取組）内容

「埼玉県福祉のまちづくり条例」により届け出が義務付けられている建築物等について、届け出の指導徹底を図ります。整備基準に適合した設計とするよう協力要請を行います。

現状と課題

「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、届け出の指導や設計者との協議を行っています。強制力がなく、適合する建築物の割合を増加させることが課題です。

今後の方針

「埼玉県福祉のまちづくり条例」への適合建築物の割合の向上を目標とし、指導や協議を継続して実施します。

⑨ 都市公園等の管理運営 [都市整備部 みどり公園課]

…都市公園等のバリアフリー化

事業（取組）内容

市管理の都市公園等を効率的に管理するため、指定管理者に委託し、公園の維持管理を行っています。

現状と課題

公園施設の老朽化が進み、安全対策の強化が求められており、公園のリニューアル、バリアフリー化、防犯対策等、市民からの多種多様な要望への対応が課題です。

今後の方針

園内の段差の解消や点字ブロックの設置等について、市民の利用実態を踏まえながら整備しています。

⑩ 幼稚園・小学校・中学校の管理運営 [教育総務部 教育総務課]

事業（取組）内容

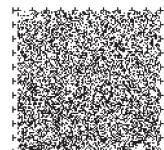
市立幼稚園、小学校、中学校におけるバリアフリー化を進めるため、スロープの設置や、多機能トイレへの改修等を推進します。

現状と課題

園児、児童及び生徒の就園状況、進級状況を加味しながら、バリアフリー化を進めています。

今後の方針

引き続き、幼稚園、小学校、中学校、教育センター等と協力して、バリアフリー化を図っていきます。



(3) 社会参加の促進

障害のある人の地域社会への参加、人との交流を支援するため、文化活動・スポーツ活動等、様々な機会を提供します。

① ピアサポート体制の充実 [健康福祉部 障害福祉課]

事業（取組）内容

障害者がお互いに助け合うピアソポーターの養成について支援し、障害者の社会参加を促進します。

現状と課題

ピアサポート^{※56}講座を、障害のある人に限らず広く市民向けに開催し、ピアソポーターの養成について支援しています。

講座には毎年一定数の参加があり、養成後の活動の場の確保についての取組が必要となります。

今後の方針

ピアソポーターの養成について継続して実施します。

また、実施内容について、随時見直しながら検討していきます。

② 地域活動支援センターの設置 [健康福祉部 障害福祉課]

事業（取組）内容

主に身体障害者の活動の場である「ふれあいハウス」「あけぼの」に加え、精神障害者の活動の場である「杜の家」を、地域活動支援センターとして設置しています。

現状と課題

地域生活の支援を希望する障害者に対して、活動の場の提供、サービスについての情報提供等を行っています。

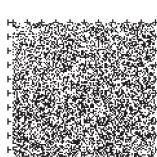
利用者の対応が多様化しており、複雑な事例が増えています。

今後の方針

関係機関及び障害福祉サービス事業所との連携を深め、複雑な事例への対応や、安定した事業運営に努めています。

※56 ピアサポート

同じ課題や環境を体験する人がその体験から来る感情を共有することで、専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得られること。



③ 障害者スポーツへの参加の促進 [健康福祉部 障害福祉課]

事業（取組）内容

障害者スポーツに関する情報提供やスポーツ大会へのボランティア参加を促し、また、障害者スポーツ支援のため、ふれあいピック（春季・秋季）等の周知を行います。

現状と課題

確実な制度周知を行っていく必要があります。

今後の方針

障害者スポーツへの参加促進のため、周知方法を随時見直しながら、継続して実施していきます。

④ コミュニティセンター・イコス上尾・文化センターの使用料の減免

[市民生活部 市民協働推進課]

事業（取組）内容

コミュニティセンター・イコス上尾・文化センターを運営します。

現状と課題

障害者及びその家族が安心して施設を利用できるようそれぞれの施設について、障害者・障害児の関連団体に対し、使用料の減免を行っています。

施設のバリアフリー化が課題です。

今後の方針

施設のバリアフリー化等について検討していきます。

⑤ 市民活動支援センター運営事業 [市民生活部 市民活動支援センター]

事業（取組）内容

市民活動に関する情報の収集、相談、交流、研修、調査及び研究等、市民との協働を推進するために設置した市民活動支援センターを運営します。

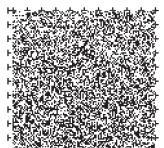
現状と課題

公開講座、情報誌発行、職員向け研修、市民活動団体と市の協働での市民塾などの事業を実施し、多くの利用がありました。

課題として、新しい参加者が増えないことによる市民活動団体メンバーの高齢化が挙げられています。

今後の方針

今後も市民への情報提供等を行い、団体の自立的な活動の支援を継続していきます。



⑥ 地域デビュー支援事業 [市民生活部 市民活動支援センター]

事業（取組）内容

団塊の世代やこれから定年を迎えるシニア世代の方々に、地域活動を始めるきっかけづくりを支援するイベントとして「地域デビュー支援事業」を行います。

現状と課題

地域デビュー支援事業を実施しています。

事業への参加をきっかけに、より多くの人に地域活動に参加してもらえるようにすることが課題です。

今後の方針

より若いうちから活動への関心を得られるような啓発方法について検討していくとともに、引き続き交流等の支援を続けていきます。

⑦ 上尾市ギャラリーの使用料の減免 [教育総務部 生涯学習課]

事業（取組）内容

市民の創作活動を支援するため、美術作品等の展示、発表及び鑑賞の場として、市民ギャラリー及び市役所ギャラリーを運営します。

現状と課題

上尾市ギャラリー管理規則に基づき、障害者・障害児の関連団体が主催する行事等に使用する場合の使用料を減免しています。

今後の方針

市民が文化・芸術に親しむ場となっているため、継続して実施していきます。

⑧ 公民館の使用料の減免 [教育総務部 生涯学習課]

事業（取組）内容

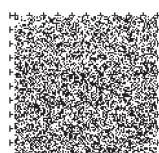
市内の生涯学習振興のため、市内6館の公民館を管理運営し、各事業の企画・実施を行っています。

現状と課題

上尾市公民館管理規則に基づき、障害者・障害児の関連団体が主催する行事等に使用する場合の使用料を減免しています。

今後の方針

市民の生涯学習活動の拠点となっているため、継続して実施していきます。



⑨ スポーツ大会・教室等の開催 [教育総務部 スポーツ振興課]

事業（取組）内容

生涯スポーツ・レクリエーションについて大会等を実施し、幼児期から高齢期まで、性別、障害の有無を問わず、すべての市民がスポーツ活動に参画する機会を提供し、健康の保持や体力の増進に努めます。

現状と課題

上尾シティマラソンでは、毎年伴走者を伴った障害者・障害児が出走しています。

また、市民体育祭ではサブイベントとして、障害者スポーツコーナーを設置しています。

支援が必要な方のスポーツ・レクリエーションへの参加について、さらに啓発していくことが課題です。

今後の方針

今後も各種大会等を実施するとともに、配慮が必要な人への支援に努めています。

⑩ スポーツ活動の推進 [教育総務部 スポーツ振興課]

事業（取組）内容

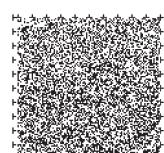
市民への生涯スポーツ・レクリエーションの普及、振興を図ることを目的としたスポーツ推進委員連絡協議会の活動を支援し、スポーツ活動の推進を図ります。

現状と課題

スポーツ推進委員を対象に、埼玉県総合リハビリテーションセンター職員による「障害者スポーツ研修」を行いました。障害特性に応じた知識や技能の更なる向上が課題です。

今後の方針

多様化・高度化する市民ニーズに対応するため、スポーツ推進委員の資質の向上を図っていきます。



（4）就労機会の確保

障害のある人が経済的に自立し、いきいきとした社会生活を送ることができるよう、より多くの就労機会の確保へ向けて支援を行います。

① 障害者就労支援センターの設置 [健康福祉部 障害福祉課]

事業（取組）内容

障害者の就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けられるようにするために、障害者就労支援センター^{※57}を設置し、身近な地域において就労と生活の支援を総合的に行います。

現状と課題

職場訪問等企業との橋渡しを行うほか、関係機関による担当者会議を開催し連携を図っています。

障害者の法定雇用率^{※58}が上がり、ますます重要性が高まっています。

障害者生活支援センターなどと連携を強化していく必要があります。

今後の方針

障害者への継続的な支援のため、事業を継続して実施し、また、事業所等との連携を強化していきます。

② 障害者施設製品の販売促進 [健康福祉部 障害福祉課]

事業（取組）内容

障害のある人とない人の理解と親睦を深めることを主な目的として、障害者施設製品の販売会等を実施します。

現状と課題

障害者団体、障害者通所事業所等が共同で、実行委員会形式で販売会を実施しており、市が事務局・後援として支援を行っています。

利用者の工賃向上のため、販売機会の拡大に対する支援が必要です。

今後の方針

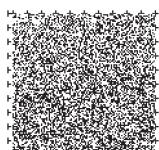
今後も販売会等を通じて、利用者の工賃向上について支援していきます。

※57 障害者就労支援センター

障害者の就労機会の拡大を図るために、障害者やその家族の求めに応じて、職業相談、就職準備支援、職場開拓、職場実習支援、職場定着支援の業務を行う施設。

※58 法定雇用率

一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えるために、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、一定数以上の従業員がいる企業・団体に障害者の雇用を義務づけた割合。



③ 工賃向上に向けた事業所への支援 [健康福祉部 障害福祉課]

事業（取組）内容

授産製品の商品力アップ、事業所と地域企業とのつながり及び事業所の現場改善や運営について支援します。

現状と課題

市内事業所の現場改善及び販路拡大等について支援を行っています。

利用者の工賃向上に繋がっており、今後も実績等を踏まえ、必要な支援方法について検討していきます。

今後の方針

今後も事業所への支援を継続していきます。

④ 障害者就労施設等からの優先調達の推進 [健康福祉部 障害福祉課]

事業（取組）内容

「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、上尾市障害者優先調達推進方針を定め、障害者就労施設等からの物品購入、当該施設等への業務委託等を推進します。

現状と課題

庁内各課のイベント、キャンペーン等で使用する物品等の購入、施設管理等の委託については増加傾向にありますが、各施設等が提供可能な物品等の品目や、業務内容についての更なる情報提供について検討が必要です。

今後の方針

障害者就労施設等が提供できる物品等の品目や業務内容について情報を収集し、庁内各課に最新の情報を提供することで、更なる契約額の増加を目指します。

⑤ 市役所における障害者雇用の推進 [総務部 職員課]

事業（取組）内容

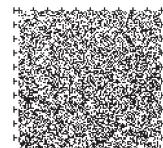
障害者の就労の機会を創出します。

現状と課題

法定雇用率以上の障害者雇用率を維持するため、障害者に限定した特別の採用枠で採用試験を行い、法定雇用率以上の障害者雇用率の維持に努めています。

今後の方針

引き続き、法定雇用率以上の障害者雇用率の維持に努めています。



⑥ 建設工事請負等競争入札参加資格審査についての優遇策 [総務部 契約検査課]

事業（取組）内容

建設工事請負等競争入札及び上尾市総合評価落札方式において、優遇策を実施します。

現状と課題

建設工事請負等競争入札参加資格審査における資格審査数値のうちの主観的数値について、障害に関する一定の条件を満たす場合に加算します。

また、上尾市総合評価落札方式における条件付一般競争入札において加点します。

今後の方針

優遇策について引き続き実施し、障害者雇用を推進していきます。

⑦ 地元企業へのインターンシップの実施支援 [環境経済部 商工課]

事業（取組）内容

企業と学校の橋渡しを行い、インターンシップ^{*59}の実施を推進します。

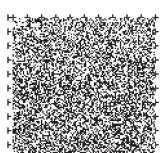
現状と課題

上尾・桶川・伊奈地域雇用対策協議会にて、特別支援学校に対し、障害者のインターンを受け入れることが可能な企業を紹介しています。

受け入れ可能な企業が固定化されてきていることが課題となっています。

今後の方針

継続して実施します。また、企業への事前説明会において、障害のあるインターンの受け入れに對し説明を行います。



*59 インターンシップ
職場体験実習。

第5章

障害者支援事業の円滑な実施

— 第5期上尾市障害福祉計画・

第1期上尾市障害児福祉計画 —

第5章 障害者支援事業の円滑な実施（基本目標6）

—第5期上尾市障害福祉計画・第1期上尾市障害児福祉計画—

1 概要

(1) 趣旨

本章は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項で定められた「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項で定められた「障害児福祉計画」を「第5期上尾市障害福祉計画」「第1期上尾市障害児福祉計画」として定めるものです。

上尾市の障害者・障害児が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な障害福祉サービスや相談支援等を計画的に提供することを目的とし、「第2期上尾市障害者計画」と連携して、障害者・障害児の生活を支えます。

(2) 基本的考え方

地域共生社会の実現に向けて、障害の種別や程度を問わず、障害者・障害児が希望する場所に居住し、必要な障害福祉サービス等の支援を受けつつ、障害者・障害児の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

① 障害者・障害児の自己決定の尊重と意思決定の支援

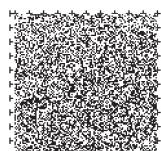
障害者・障害児の自己決定を尊重し、その意思決定に対する障害福祉サービス等を提供することを通じて、障害者・障害児の自立と社会参加の実現を図ります。

② 障害種別によらない障害福祉サービスの提供

障害福祉サービス等の提供にあたっては、すべての障害者・障害児に対し、個々のニーズに応じた多様な支援が求められます。そのため、上尾市ではそれに応じたきめ細かい障害福祉サービス等の提供を基本としています。

③ 地域生活への移行促進及び地域定着の支援

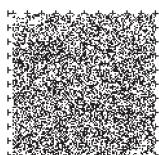
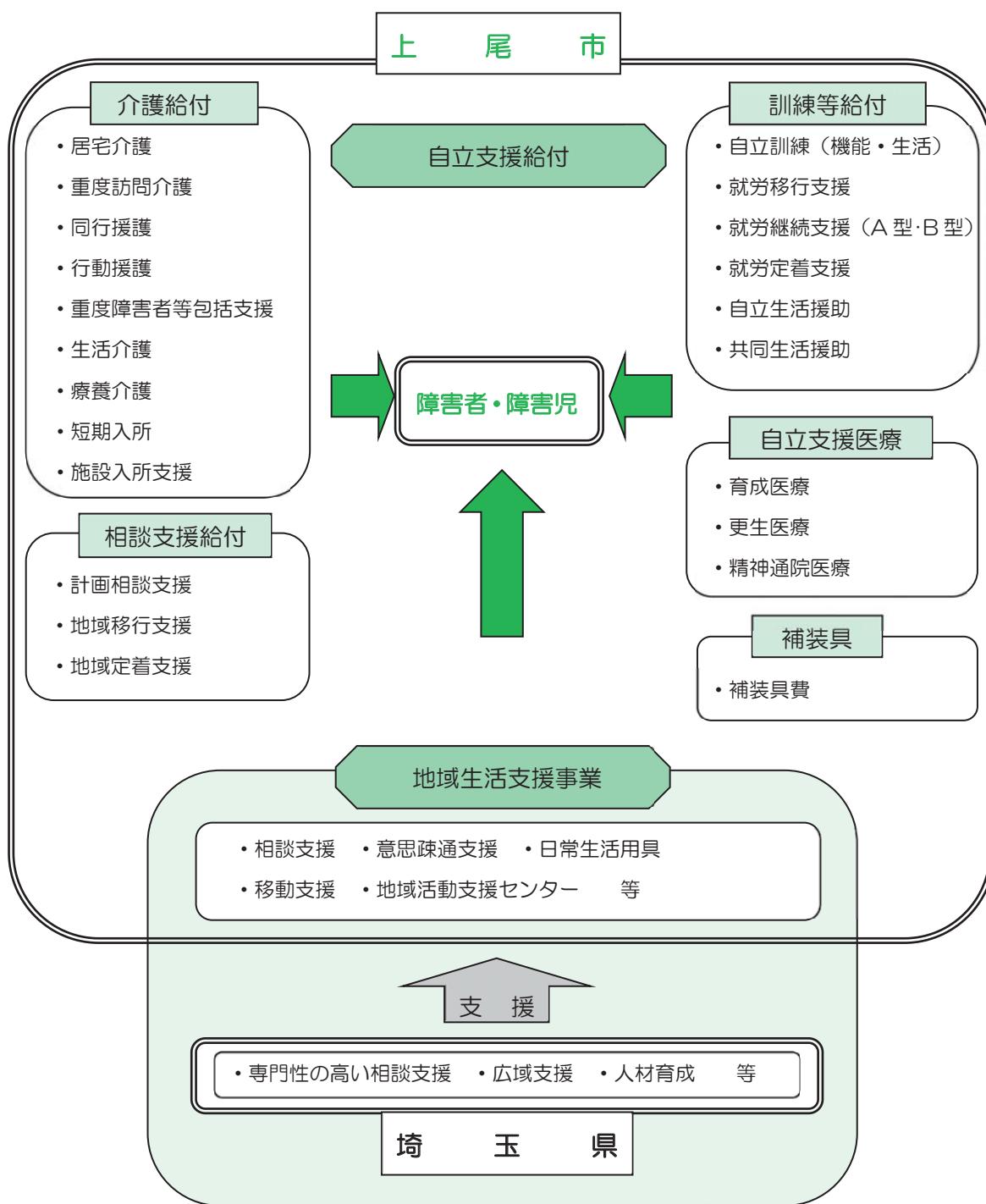
障害者が地域において自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、入所又は入院している障害者が地域生活に移行することを支援するとともに、その地域に定着できるようサービスの提供に努めます。そのため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、障害福祉サービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用することを通じて、提供体制の整備を進めます。



2 障害福祉サービス等の事業体系

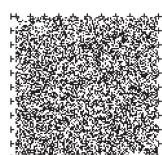
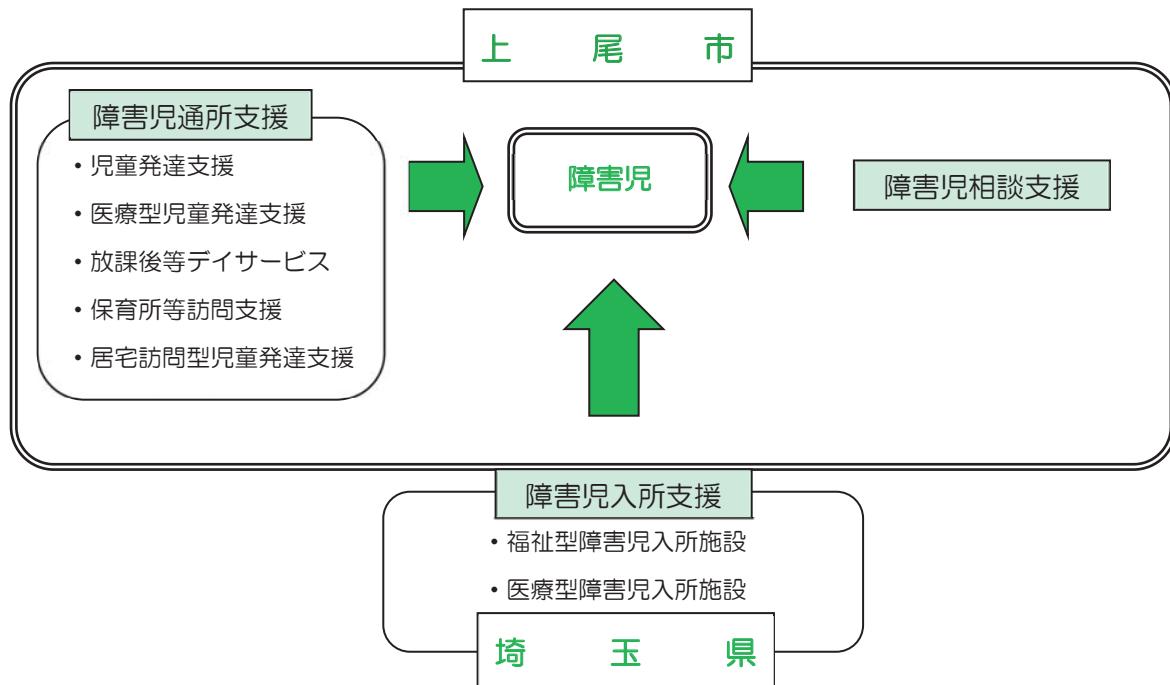
(1) 障害者総合支援法によるサービスの事業体系

障害者総合支援法によるサービスは、それぞれの利用者の障害支援区分、社会活動や介護者、居住等の状況など勘案すべき事項を踏まえ、介護給付、訓練等給付等の個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と市町村事業として柔軟に実施する「地域生活支援事業」に分かれて構成されており、障害者の状況やニーズに応じたサービス体系となっています。



(2) 児童福祉法によるサービスの事業体系

児童福祉法によるサービスは、主に市町村が所管する、障害児への通所による発達の支援や治療等を行う障害児通所支援と、都道府県が所管する、障害児への入所による保護、指導及び治療等を行う障害児入所支援に分かれて構成されており、障害児の状況やニーズに応じたサービス体系となっています。



3 第5期上尾市障害福祉計画

(1) 平成32(2020)年度の数値目標の設定

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

■ 国の基本指針

平成28年度末時点での施設入所者の9%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて平成32(2020)年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者から2%以上削減することを基本とする。

■ 目標

A 地域生活移行者数

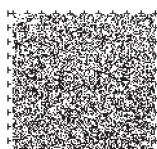
平成28年度末の施設入所者のうち、9%以上が地域生活へ移行します。

項目	数値	考え方
平成28年度末時点での施設入所者数	181人	平成28年度末時点での施設入所者数（実績値）
【目標値】地域生活移行者数	17人	上記のうち、平成32年度末までに地域生活へ移行する者の目標値

B 施設入所者数

埼玉県は国の基本指針に対して、「本県において入所待機者が年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難なものが多数入所待ちをしている状況であることを踏まえ、施設入所者の削減数の数値目標は設定しない」との見解を示しています。

上尾市では、本県の事情を勘案した埼玉県の考え方従い、目標設定は行わないものとします。



② 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

■ 国の基本指針

平成32（2020）年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。

■ 目標

精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム^{※60}の構築に向けて、平成32年度末までに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置を目指します。なお、近隣自治体との共同設置も含めて検討していきます。

③ 地域生活支援拠点等の整備

■ 国の基本指針

平成32（2020）年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

■ 目標

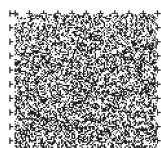
平成32（2020）年度末までに地域生活支援拠点^{※61}を1か所整備します。なお、近隣自治体との共同設置も含めて検討していきます。

^{※60} 地域包括ケアシステム

高齢者や障害者等すべての人が、地域の一員として、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・生活支援・社会参加・地域の助け合いが包括的に確保される仕組み。

^{※61} 地域生活支援拠点

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する取組。



④ 福祉施設から一般就労への移行等

■ 国の基本指針

平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。

また、当該目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成32(2020)年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すものとする。

就労定着支援事業により支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。

■ 目標

A 一般就労移行者数

平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とします。

項目	数値	考え方
平成28年度の一般就労移行者数	48人	平成28年度において就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行した者の数
【目標値】平成32年度の一般就労移行者数	72人	平成32年度において就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者の数

B 就労移行支援事業利用者数

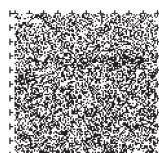
平成32(2020)年度末における利用者数が、平成28年度末における利用者数の2割以上増加することとします。

項目	数値	考え方
平成28年度末の就労移行支援事業利用者数	91人	平成28年度末において就労移行支援事業所の利用をした者の数
【目標値】平成32年度末の就労移行支援事業利用者数	131人	平成32年度末において就労移行支援事業所の利用をする者の数

C 就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合

就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とします。

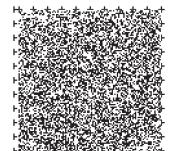
項目	数値	考え方
【目標値】就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	50%	平成32年度末において、就労移行支援事業所のうち就労移行率3割以上の事業所の割合



D 就労定着支援事業開始1年後の職場定着率

就労定着支援事業により支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とします。

項目	数値	考え方
【目標値】就労定着支援事業開始1年後の職場定着率（平成31年度末）	80%	就労定着支援事業利用者のうち、1年後に継続して勤務している者の割合
【目標値】就労定着支援事業開始1年後の職場定着率（平成32年度末）	80%	



(2) 障害福祉サービス等の必要量の見込み

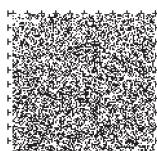
① 訪問系サービス

- 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

A サービス内容

サービス内容は以下のとおりです。

	サービス名	サービス内容
1	居宅介護	居宅において入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。
2	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する者につき、居宅において入浴、排泄、食事の介護、調理、洗濯、掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスを提供します。
3	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）排泄・食事等の介護その他外出する際に必要な援助を行います。
4	行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等で常時介護を要する者につき、行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や、外出時の移動中の介護、排泄・食事等の介護、その他行動する際の必要な援助を提供します。
5	重度障害者等包括支援	常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい障がある者のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの、並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者に、居宅介護をはじめとする障害福祉サービスを包括的に提供します。



B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
1 居宅介護	時間	人	4,824	4,987	5,000	5,225	5,319	5,415
2 重度訪問介護								
3 同行援護								
4 行動援護			213	232	233	250	261	273
5 重度障害者等包括支援								

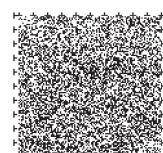
※平成29年度の実績は、10月までの実績に基づく推計値

●本計画における単位について

- ①「時間」…………月間のサービス提供時間
- ②「人日分」…「月間の利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量
- ③「人分」…………月間の利用人数
- ④「人」…………平均的な1か月間においての利用実人数

C 見込み量に対する考え方

平成29年度までの利用実績及び地域生活への移行者数等を勘案して算出しました。



② 日中活動系サービス

○ 生活介護

A サービス内容

常時介護を要する障害者につき、主に昼間、障害者支援施設等で行われる入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供、身体機能又は生活能力向上のために必要な支援を行います。

B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
1	生活介護	人日分	7,417	7,657	7,721	8,000	8,420	8,880
		人	365	381	379	400	421	444

C 見込み量に対する考え方

平成29年度までの利用実績、地域生活への移行者数、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して算出しました。

○ 自立訓練（機能訓練）

A サービス内容

身体障害者又は難病等対象者につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通所又は居宅に訪問し行う理学療法、作業療法等の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談および助言等の支援を行います。

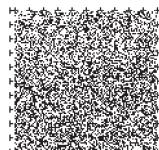
B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
2	自立訓練（機能訓練）	人日分	65	85	27	55	55	55
		人	5	7	3	5	5	5

C 見込み量に対する考え方

平成29年度までの利用実績及び平均的な1人当たりの利用量等を勘案して算出しました。



○ 自立訓練（生活訓練）

A サービス内容

知的障害又は精神障害を有する障害者につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通所又は居宅に訪問し行う、自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言等の支援を行います。

B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
3	自立訓練(生活訓練)	人日分	232	180	169	210	210	210
		人	18	10	11	14	14	14

C 見込み量に対する考え方

平成29年度までの利用実績、地域生活への移行者数、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して算出しました。

○ 就労移行支援

A サービス内容・対象者

就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓、就職後の定着のために必要な相談、支援を行います。

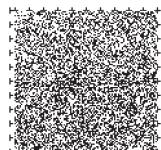
B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
4	就労移行支援	人日分	1,238	1,380	1,677	1,744	1,904	2,096
		人	80	84	99	109	119	131

C 見込み量に対する考え方

平成29年度までの利用実績、地域生活への移行者数、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して算出しました。



○ 就労継続支援（A型）

A サービス内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。

B サービス見込み量

平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
5	就労継続支援（A型）	人日分	466	920	1,274	1,615	1,805	1,900
		人	25	50	69	85	95	100

C 見込み量に対する考え方

平成29年度までの利用実績、地域生活への移行者数、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して算出しました。

○ 就労継続支援（B型）

A サービス内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。

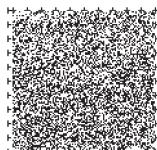
B サービス見込み量

平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
6	就労継続支援（B型）	人日分	4,293	4,366	4,628	4,811	4,930	5,049
		人	243	256	271	283	290	297

C 見込み量に対する考え方

平成29年度までの利用実績、地域生活への移行者数、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して算出しました。



○ 就労定着支援

A サービス内容

障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

具体的には、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

なお、平成30(2020)年度に新設されたサービスのため実績はありません。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
7	就労定着支援	人	—	—	—	10	10	10

C 見込み量に対する考え方

現在、上尾市障害者就労支援センターで同様のサービスを実施しており、就労実績等を考慮して設定しました。

○ 療養介護

A サービス内容

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって、常時介護を要する者につき、主として昼間について、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、および日常生活上の世話等を行います。

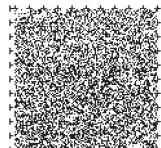
B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
8	療養介護	人	18	16	15	15	15	15

C 見込み量に対する考え方

平成29年度までの利用実績を勘案して算出しました。



○ 短期入所

A サービス内容

居宅においてその介護を行う者の疾病等の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排泄又は食事の介護等の支援を行います。

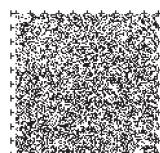
B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
9	短期入所（福祉型）	人日分	307	308	345	371	392	406
		人	43	47	50	53	56	58
	短期入所（医療型）	人日分	29	54	54	77	91	98
		人	8	9	10	11	13	14

C 見込み量に対する考え方

平成29年度までの利用実績、地域生活への移行者数、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して算出しました。



③ 居住系サービス

○ 自立生活援助

A サービス内容

定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

なお、平成30(2018)年度に新設されたサービスのため実績はありません。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
1	自立生活援助	人	—	—	—	10	10	10

C 見込み量に対する考え方

サービス内容を考慮し、利用が想定される人数を見込みました。

○ 共同生活援助（グループホーム）

A サービス内容

障害者につき、主に夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排泄、食事の介護等、その他の日常生活上の援助を行います。

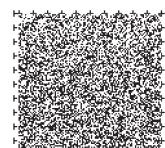
B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
2	共同生活援助 (グループホーム)	人	143	154	165	183	196	211

C 見込み量に対する考え方

平成29年度までの利用実績、地域生活への移行者数、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して算出しました。



○ 施設入所支援

A サービス内容

施設に入所する障害者につき、主に夜間において、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活上の支援を行います。

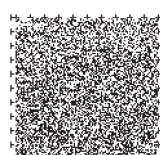
B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
3	施設入所支援	人	180	182	180	181	182	183

C 見込み量に対する考え方

平成29年度までの利用実績、地域生活への移行者数等を勘案して算出しました。



④ 相談支援

○ 計画相談支援

A サービス内容

障害福祉サービスの利用に際し、指定を受けた障害福祉事業者等によりサービス等利用計画案を作成し、支給決定、利用計画見直し（モニタリング）を実施することで、サービスの利用を支援します。

B サービス見込み量

平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
1	計画相談支援	人	103	111	109	263	313	363

C 見込み量に対する考え方

平成29年度までの利用実績、地域生活への移行者数、今後のサービス利用者数の増加等を勘案して算出しました。

○ 地域移行支援

A サービス内容

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者その他において、地域における生活に移行するために福祉専門職やピアソポーター等からの重点的な支援が必要な障害者に対し、住居の確保等、地域における生活に移行するための活動に関する相談支援等を実施します。

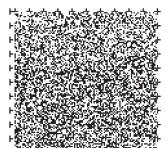
B サービス見込み量

平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
2	地域移行支援	人	2	1	0	3	3	3

C 見込み量に対する考え方

平成29年度までの利用実績、地域生活への移行者数を勘案して算出しました。



○ 地域定着支援

A サービス内容

居宅において単身等で生活する、福祉専門職やピアソポーター等からの重点的な支援が必要な障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態において、相談支援等を実施します。

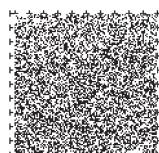
B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
3	地域定着支援	人	0	0	0	3	3	3

C 見込み量に対する考え方

平成29年度までの利用実績、地域生活への移行者数を勘案して算出しました。



(3) 地域生活支援事業の必要量の見込み

① 必須事業

○ 理解促進研修・啓発事業

A サービス内容

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

B サービス実施見込み

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込みを以下のとおり設定します。

	サービス名	実績			見込み		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
1	理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

C 見込みに対する考え方

地域生活支援事業の必須事業とされて以降、継続して実施しているため、引き続き実施を見込みました。

○ 自発的活動支援事業

A サービス内容

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。

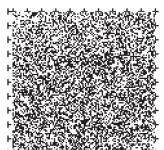
B サービス実施見込み

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込みを以下のとおり設定します。

	サービス名	実績			見込み		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
2	自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

C 見込みに対する考え方

地域生活支援事業の必須事業とされて以降、継続して実施しているため、引き続き実施を見込みました。



○ 相談支援事業

A サービス内容

サービス内容は以下のとおりです。

	サービス名	サービス内容
3	障害者相談支援事業	障害のある人やその家族などからの相談に応じて、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用等について必要な支援を行うとともに、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。
	基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関を設置し、相談支援機能の強化を図ります。
4	基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、相談支援事業者への指導・助言を行うために必要な専門的職員の配置等を行い、相談支援機能の強化を図ります。
5	住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者等について、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整を行います。

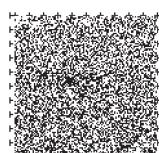
B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
3	障害者相談支援事業	箇所数	3	3	3	3	3	4
	基幹相談支援センター	—	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施
4	基幹相談支援センター等機能強化事業	—	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施
5	住宅入居等支援事業	—	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施

C 見込み量に対する考え方

障害者数の増加等に伴い、相談支援事業へのニーズが非常に高まっていることから、事業所の増を見込んでいます。また、地域の相談支援体制の中核を担う基幹相談支援センターを設置します。



○ 成年後見制度利用支援事業

A サービス内容

成年後見制度の利用が必要と認められる障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、その障害者の権利擁護を図ります。

B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
6	成年後見制度利用支援事業	人	3	3	3	3	4	5

C 見込みに対する考え方

平成29年度までの利用実績を勘案して算出しました。

○ 成年後見制度法人後見支援事業

A サービス内容

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。

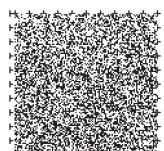
B サービス実施見込み

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込みを以下のとおり設定します。

	サービス名	実績			見込み		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
7	成年後見制度法人後見支援事業	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施

C 見込みに対する考え方

地域生活支援事業の必須事業とされており、支援の方法について引き続き検討していくます。



○ 意思疎通支援事業

A サービス内容

聴覚や音声・言語機能に障害のある人に対して、要約筆記者、手話通訳者などを派遣し、意思疎通の手助けを行います。

B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
8	手話通訳者派遣事業	件	1,257	1,398	1,382	1,437	1,494	1,553
9	要約筆記者派遣事業	件	9	12	14	14	14	14
10	手話通訳者設置事業	人	16	17	18	19	20	21

C 見込み量に対する考え方

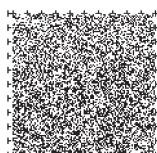
第4期計画期間の実績に基づいて算出しました。

○ 日常生活用具給付等事業

A サービス内容

障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

	種目	内容
11	介護・訓練支援用具	身体介護を支援する用具
12	自立生活支援用具	入浴、食事、移動などの自立生活用具
13	在宅療養等支援用具	在宅療養等を支援する用具
14	情報・意思疎通支援用具	情報伝達、意思疎通等を支援する用具
15	排泄管理支援用具	排泄管理を支援する用具
16	居宅生活動作補助用具	障害者の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの



B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
11	介護・訓練支援用具	件	9	11	9	10	10	10
12	自立生活支援用具	件	35	37	38	40	42	44
13	在宅療養等支援用具	件	23	24	19	24	24	24
14	情報・意思疎通支援用具	件	57	45	53	57	57	57
15	排泄管理支援用具	件	340	367	358	367	375	384
16	居宅生活動作補助用具	件	0	5	3	5	5	5

C 見込み量に対する考え方

平成29年度までの給付実績を勘案して算出しました。

○ 手話奉仕員（上尾市登録手話通訳者）養成研修事業

A サービス内容

意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成します。

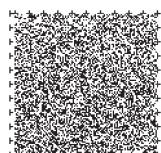
B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
17	手話奉仕員養成研修事業	人	1	2	1	1	1	1

C 見込み量に対する考え方

平成29年度までの養成実績を勘案して算出しました。



○ 移動支援事業

A サービス内容

屋外での移動が困難な障害のある人について、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を行います。

B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
18	移動支援事業	実利用 人数	120	125	125	125	125	125
		延べ利用 時間	13,731	12,923	13,912	13,750	13,750	13,750

C 見込み量に対する考え方

平成29年度までの利用実績及び平均的な1人当たりの利用量等を勘案して算出しました。

○ 地域活動支援センター

A サービス内容

地域で生活する障害者等に対し、創作的活動・生産活動の機会又は社会との交流を促進する機会を提供します。

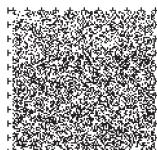
B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
19	地域活動支援センター	箇所数	3	3	3	3	3	3
		実利用 人数	912	1,062	1,056	1,060	1,060	1,060

C 見込み量に対する考え方

平成29年度までの利用実績を勘案して算出しました。



② 任意事業

○ 日中一時支援事業

A サービス内容

日中、障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行います。

B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
20	日中一時支援事業	実利用 人数	68	62	59	59	59	59

C 見込み量に対する考え方

平成29年度までの利用実績を勘案して算出しました。

○ 訪問入浴サービス事業

A サービス内容

他の手段では入浴が困難な障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

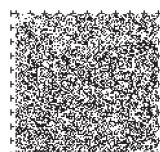
B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
21	訪問入浴サービス事業	実利用 人数	12	14	14	14	14	15

C 見込み量に対する考え方

平成29年度までの利用実績を勘案して算出しました。



（4）見込み量確保の方策

① 障害福祉サービス等の見込み量確保の方策

○ 訪問系サービス

- ・サービス利用者に対し、サービス等利用計画の円滑な利用を促し、サービス利用の適正化、効率化を図ります。
- ・ケアマネージャー等との連携を密にし、介護保険対象者の計画的、効率的なサービスの利用を促します。
- ・障害者・障害児の増加及び入院・入所等からの地域生活への移行に伴う利用ニーズの高まりに対し、十分な数のサービス提供事業所を確保するため、新規事業者に対し、事業実施に必要な情報を提供します。
- ・サービス提供事業所に対し、埼玉県が実施する研修等の情報を提供し、事業所職員のスキルアップを図ります。

○ 日中活動系サービス

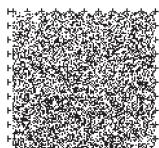
- ・サービス利用者に対し、サービス等利用計画の円滑な利用を促し、サービス利用の適正化・効率化を図ります。
- ・近隣市町を含め事業所間の連携を促し、地域のサービス提供体制の充実を図ります。
- ・サービス利用者及び事業者に対し、サービスに関する十分な情報提供を実施します。
- ・特別支援学校の卒業生に対し、通所等の具体的なサービス利用支援を実施します。
- ・サービス利用者の一般就労への移行を支援するため、上尾市障害者就労支援センターとの連携を図ります。

○ 居住系サービス

- ・サービス利用者に対し、サービスに関する十分な情報提供を実施します。
- ・グループホームを運営する法人に対し、必要な情報を提供します。また、市内に新たなグループホームを設置する事業者に対し、情報提供等の支援を実施します。
- ・埼玉県の実施する施設入所調整システムとの連携を図り、県内障害者支援施設の利用を支援します。

○ 相談支援

- ・計画相談支援及び一般相談支援（地域移行・地域定着）において、既存の事業者との連携を強化し、計画の見直し（モニタリング）や計画内容のあり方等について、事業者と密に情報交換を実施します。
- ・新規事業者に対し、事業実施に必要な情報提供等を実施します。
- ・事業者に対し、研修等を実施することで、支援の質の向上を図ります。



② 地域生活支援事業の見込み量確保の方策

○ 必須事業

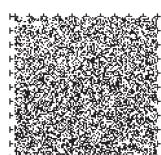
- ・障害者差別解消法について、その目的や考え方に関する研修を実施し、啓発を図ります。
- ・ピアソポーターの養成について、継続して実施していきます。
- ・地域の相談支援体制の中核を担う基幹相談支援センターの設置に向け、具体的な検討を実施します。また、設置に当たっては、専門的な知識を持つ人材を配置します。
- ・障害者やその家族からの相談に対し、必要な対応をとることができるよう、障害者生活支援センターにおける支援体制の充実を図ります。
- ・成年後見制度について、利用促進に向けた制度の更なる周知を図ります。
- ・上尾市登録手話通訳者の確保のため、通訳者の養成講習会を実施し、人材の育成を行います。
- ・日常生活用具給付事業については、利用ニーズや社会情勢等の変化を考慮し、給付品目の見直しを検討します。
- ・移動支援事業については、利用ニーズや社会情勢等の変化を考慮し、利用対象者等の見直しを行います。
- ・地域活動支援センター事業については、引き続き十分な支援体制を確保します。

○ 任意事業

- ・日中一時支援事業については、必要量の確保及び質の向上をめざし、サービス提供体制を整備します。
- ・訪問入浴サービスについては、利用者のQOL^{※62}を高めることができるよう、引き続きサービス提供体制を確保します。

※62 QOL

「quality of life」の略。生活の質。



4 第1期上尾市障害児福祉計画

(1) 平成32(2020)年度の数値目標の設定

① 障害児支援の提供体制の整備等

■ 国の基本指針

平成32(2020)年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。また、平成32(2020)年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

平成32(2020)年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30(2018)年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

■ 目標

A 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所設置数

平成32(2020)年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を1か所以上設置します。

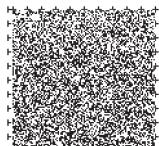
B 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所設置数

平成32(2020)年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を1か所以上設置します。

C 医療的ケア児への支援に関する協議の場の設置

平成30(2018)年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場を設置します。なお、近隣自治体との共同設置も含めて検討していきます。

なお、児童発達支援センター及び保育所等訪問支援については、整備又は構築済みであることから目標設定は行いません。



(2) 障害児通所支援等の必要量の見込み

① 児童発達支援

A サービス内容

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。
(重症心身障害児に対する支援を含む)

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
1	児童発達支援	人日分	819	975	1079	1,120	1,218	1,330
		人	66	70	74	80	87	95

C 見込み量に対する考え方

平成29年度までの利用実績及び平均的な1人当たりの利用量等を勘案して算出しました。

② 医療型児童発達支援

A サービス内容

肢体不自由（上肢、下肢又は体幹の機能障害）があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障害児に対し、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。

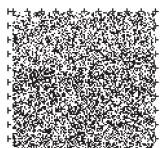
B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
2	医療型児童発達支援	人日分	0	0	0	10	10	10
		人	0	0	0	1	1	1

C 見込み量に対する考え方

平成29年度までの利用実績及び平均的な1人当たりの利用量等を勘案して算出しました。



③ 放課後等デイサービス

A サービス内容

授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。
(重症心身障害児に対する支援を含む。)

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
3 放課後等デイサービス	人日分	人日分	2,438	3,039	3,459	3,682	4,004	4,368
	人	人	184	221	241	263	286	312

C 見込み量に対する考え方

平成29年度までの利用実績及び平均的な1人当たりの利用量等を勘案して算出しました。

④ 保育所等訪問支援

A サービス内容

保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

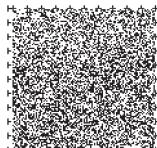
B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
4 保育所等訪問支援	人日分	人日分	2	2	2	2	2	2
	人	人	2	2	2	2	2	2

C 見込み量に対する考え方

平成29年度までの利用実績及び平均的な1人当たりの利用量等を勘案して算出しました。



⑤ 居宅訪問型児童発達支援

A サービス内容

障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。
なお、平成30(2018)年度に新設されたサービスのため実績はありません。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
5	居宅訪問型児童発達支援	人日分	—	—	—	30	30	30
		人	—	—	—	3	3	3

C 見込み量に対する考え方

サービス内容を考慮し、利用が想定される人数及び1人当たりの利用量等を勘案して算出しました。

⑥ 障害児相談支援

A サービス内容

障害のある児童について、障害福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況やその置かれている環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の評価及び計画の見直し等を行います。

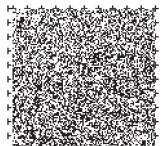
B サービス見込み量

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
6	障害児相談支援	人	13	15	16	48	68	88

C 見込み量に対する考え方

平成29年度までの利用実績及び今後のサービス利用者数の増加等を勘案して算出しました。



⑦ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

A 内容

地域で安心して暮らしていくよう、重症心身障害者・障害児等に対する支援が適切に行える人材を養成します。

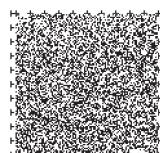
B コーディネーター数見込み

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込み量を以下のとおり設定します。
なお、平成30(2018)年度に新設されたため実績はありません。

	サービス名	単位	実績			見込み量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
7	医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーターの 配置	人	—	—	—	1	1	1

C 見込み量に対する考え方

医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置と合わせて配置を検討していきます。



(3) 見込み量確保の方策

① 児童発達支援

- ・学齢期前の障害のある児童は増加傾向にあり、今後もサービスの必要性が高まっていくことから、新規事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供します。
- ・医療的ケア児や重症心身障害児等が利用できる事業所を確保するため、既存の事業所に対して情報等の提供を行い、受け入れについて要望していきます。

② 放課後等デイサービス

- ・市内の事業所数は第4期障害福祉計画期間中に大幅に増加し、利用ニーズに対応できる状況にあります。今後は、事業所連絡会等を活用し、相談支援体制を強化します。また、学校との連携を密にし、サービスの質の向上を図ります。
- ・医療的ケア児や重症心身障害児等が利用できる事業所を確保するため、既存の事業所に対して情報等の提供を行い、受け入れについて要望していきます。

③ 保育所等訪問支援

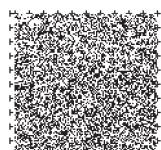
- ・利用ニーズに対し、引き続き提供体制を確保していきます。

④ 障害児相談支援

- ・障害児通所支援等の事業者に対し、事業所連絡会などを通じて、サービス等利用計画の必要性を説明するとともに、研修等の情報を提供します。

⑤ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

- ・医療的ケア児等コーディネーター養成研修に市職員等を派遣し、養成・配置を実施します。





第6章

計画の推進

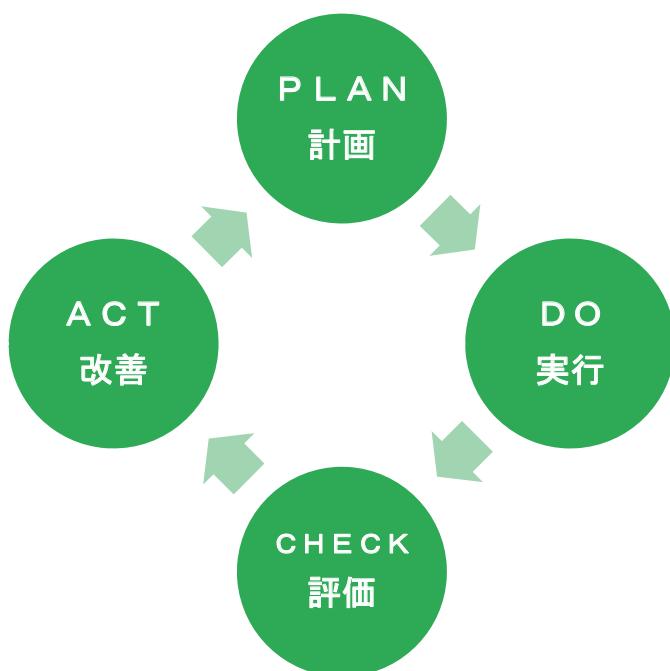
第6章 計画の推進

1 計画の進行管理

この計画の進行管理においては、PDCAサイクル（計画、実行、評価、改善）による「継続的改善」の考え方を基本とします。計画策定後は各年度において、「各施策の進捗状況」及び「サービスの見込み量等の達成状況」を検証した上で評価を実施し、その結果を踏まえ、課題の整理や改善に努めます。

また、次期計画策定においても、本計画の評価の結果に基づいて策定していきます。

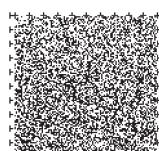
なお、計画の推進状況を評価した結果は、市のWebサイト等を利用して公表します。



2 計画の推進体制

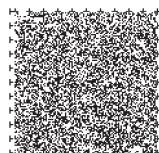
「各施策の進捗状況」及び「サービスの見込み量等の達成状況」については、障害福祉課が調査・把握し、有識者、障害者団体関係者及び関係機関の職員により組織される「上尾市障害福祉施策推進委員会」において検証・評価を行います。その結果を受け、課題の整理や具体的な改善を実施し、障害福祉課を中心として様々な行政分野にわたる本計画の施策を総合的に推進します。

また、障害者団体や障害福祉サービス事業所をはじめとする地域の関係機関や地域自立支援協議会と協働して、施策の推進に取り組みます。



3 情報提供の充実

障害福祉行政に関する情報について、広報誌や Web サイト、その他の媒体を活用し、障害のある人やその家族、また市民全般に対して障害の特性に応じた情報提供に努めます。





資料編

資料編

1 上尾市障害者支援計画策定委員会設置要綱

平成29年3月28日市長決裁

(設置)

第1条 本市における障害者支援計画の策定に関し、必要な事項を調査検討するため、上尾市障害者支援計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「障害者支援計画」とは、次に掲げる3つの計画を総称したものを行う。

- (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）附則第10条の規定により同法の施行前においても作成することができるとされた改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する障害児通所支援、障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 障害者福祉の事業に従事する者及び障害者団体の代表者 10人以内
- (3) 障害者福祉に関する関係機関の職員 9人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成30年3月31日までの期間とする。

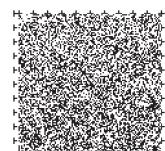
2 委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。



(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(謝金)

第8条 市は、委員（第3条第2項第3号に掲げる委員のうち市長が認める委員を除く。）に対し、委員会の会議に出席した日数に応じて、予算の範囲内で謝金を支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

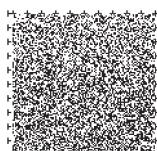
(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

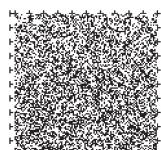
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
(この要綱の失効)
2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。



2 上尾市障害者支援計画策定委員会委員名簿

No	氏 名	所 属	備 考
1	相 川 章 子	聖学院大学 人間福祉学部	委員長
2	荒 川 伊津美	社会福祉法人 あらぐさ福祉会	
3	柴 田 典 慶	社会福祉法人 上尾あゆみ会	副委員長
4	木 全 美 幸	社会福祉法人 あげお福祉会	
5	山 口 達 子	特定非営利活動法人 ピュア・スマイル	
6	大 野 奈 美	特定非営利活動法人 ポコ・ア・ポコ	
7	土 井 孝 次	特定非営利活動法人 上尾市身体障害者福祉会	
8	井 上 禮 子	上尾市手をつなぐ親の会	
9	新 久 光 三	上尾市聴覚障害者協会	
10	久保田 孝 子	障害者(児)の生活と権利を守る上尾市民の会	
11	佐 藤 順 恒	上尾市医師会	
12	細 野 宏 道	上尾商工会議所	
13	西 谷 武	上平地区民生委員・児童委員協議会	
14	福 島 京 子	上尾市ボランティア連絡会	
15	神 田 順 一	上尾市社会福祉協議会	
16	柳 澤 秀 明	埼玉県鴻巣保健所	
17	渡 辺 紀 子	大宮公共職業安定所	
18	石 川 雅 章	上尾特別支援学校	



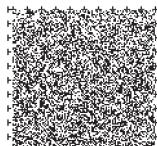
3 上尾市障害者支援計画策定経過の概要

(1) 上尾市障害者支援計画策定委員会（全4回）

回	開催日時・場所	議題
第1回	平成29年 6月 8日（木）	○上尾市の障害者手帳所持者数の概況について ○次期上尾市障害者支援計画について ○策定スケジュールについて ○アンケートの実施について ○事業所・団体アンケート／ヒアリングの実施について
第2回	平成29年 10月 30日（月）	○障害者福祉に関するアンケート結果について ○事業所・団体等ヒアリング結果について ○次期上尾市障害者支援計画骨子案について ○次期上尾市障害者支援計画素案について
第3回	平成29年 12月 14日（木）	○次期上尾市障害者支援計画案について
第4回	平成30年 2月 20日（火）	○次期上尾市障害者支援計画最終案について

(2) 上尾市障害者支援計画に係る事業所・団体アンケート／ヒアリング

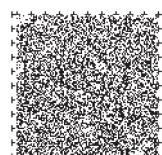
回	ヒアリング開催日	事業所・団体名
第1回	平成29年 7月 11日（火）	○ハッピースマイル ○児童デイサービス あげは ○上尾市手をつなぐ親の会
第2回	平成29年 7月 13日（月）	○埼玉県盲人協会上尾支部 ○彩光会（地域活動支援センターあけぼの）
第3回	平成29年 7月 18日（火）	○上尾市聴覚障害者協会 ○上尾市手話通訳問題研究会 ○「パーソナルアシstant・サービスのく」の必要性を伝える会 ○よもぎの会 ○あげお福祉会（上尾市障害者就労支援センター） ○支援センター会議（市内障害者地域生活支援センター及び上尾市障害者就労支援センターで開催している会議）



第4回	平成29年 7月20日（木）	○上尾市・伊奈町地域自立支援協議会各部会 （くらす部会・まもる部会・はたらく部会・こども部会）
第5回	平成29年 7月27日（木）	○とまとの会 ○グローブ ○あらぐさ福祉会 ○すみれ福祉会
第6回	平成29年 8月 1日（火）	○ピュア・スマイル ○埼玉県社会福祉事業団 ○上尾市社会福祉協議会（かしの木園）
第7回	平成29年 8月 4日（金）	○上尾市身体障害者福祉会
第8回	平成29年 8月10日（木）	○パーソナルアシスタント・サービスのつく ○あげお福祉会 ○障害者（児）の生活と権利を守る上尾市民の会 ○上尾あゆみ会

（3）上尾市障害者支援計画に関するパブリックコメント

実施期間	内 容
平成29年12月20日 ～ 平成30年 1月19日	上尾市市民コメント制度要綱によるパブリックコメントを募集 応募2人





上尾市障害者支援計画

(第2期上尾市障害者計画・第5期上尾市障害福祉計画
第1期上尾市障害児福祉計画)

発行：上尾市

編集：上尾市健康福祉部障害福祉課

〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号

電話番号 048-775-5122

F A X 048-776-8872

メール s175000@city.ageo.lg.jp

